

令和 5 年度 認証評価

今治明德短期大学 自己点検・評価報告書

令和 5 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	13
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	18
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	18
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	27
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	35
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	43
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	43
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	76
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	91
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	91
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	98
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	102
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	104
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	114
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	114
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	117
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	119
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、今治明德短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 5 年 6 月 22 日

理事長

村上 康

学長

泉 浩徳

ALO

寺川 夫央

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人今治明德学園の前身は、明治 39（1906）年に玉井高助校長によって設立された今治技芸女学校（修業年限 2 カ年）である。平成 18（2006）年 11 月には、創立 100 周年の記念式典を開催した。この今治技芸女学校は、「女の道」「女の業」を旗印に社会の中堅夫人を多数養成することにおいて大きく貢献してきた。

昭和 15（1940）年には、「明德」の二文字を冠した今治明德高等女学校として認可され、さらに女子教育の推進に邁進することになった。しかし、昭和 20（1945）年に、米軍機の空襲により、校舎が倒壊、玉井校長らが殉職するという不幸に見舞われることもあった。

戦後、学校は、玉井校長の後をうけた山本徳行校長の尽力により今治明德高等学校（昭和 23（1948）年設立）として復興し、昭和 26（1951）年には今治明德学園が学校法人として認可を受け、経営母体の充実を図った。

その後、昭和 41（1966）年 4 月、当時の女子の大学教育を熱望する声に応え、女子教育の理想実現のために、また「明德を明らかにする」との建学の精神に基づき今治明德短期大学を設立した。当初、家政科（栄養士等を養成）のみであったが、昭和 48（1973）年に幼児教育学科（幼稚園教諭、保育士を養成）を開設し、2 学科とすると同時に家政科を家政学科に改称した。昭和 62（1987）年には、男女共学の導入、翌昭和 63（1988）年には、家政学科の生活科学科への改称を行った。

平成元（1989）年には、保育士資格を入学要件とする 1 年課程の介護福祉士養成施設である専攻科福祉専攻を開設し、2 学科、1 専攻科となった。平成 12（2000）年からは、生活科学科にも介護福祉士養成課程（生活福祉専攻）を設け、養成の充実を図った。

平成 17（2005）年には、栄養教諭養成課程を開設、併せて生活科学科の名称をライフデザイン学科に変更した。平成 20（2008）年には、専攻科福祉専攻を廃止し、新たに調理師養成（1 年課程）および製菓衛生師養成（2 年課程）の施設として認可を受け、平成 21（2009）年からライフデザイン学科製菓製パンコースおよび別科調理専修を設けた。別科調理専修は、平成 26（2014）年に調理師専修科に名称変更を行った。

平成 28（2016）年 10 月には学園創立 110 周年および短大創立 50 周年記念式典を行った。

平成 29（2017）年 4 月に、ライフデザイン学科製菓製パンコースの名称を時代にあったスイーツ・カフェコースに変更した。また、令和 4（2022）年 4 月にはスイーツやカフェなどの分野、ビジネス系の科目を取り入れた調理ビジネスコースの新設に伴い、調理師専修科、スイーツ・カフェコースの募集を停止した。地域のニーズに応えた人材を供給する短期大学また養成校として歩みを続け、開学 50 年を超える歴史のある短期大学となった。

< 今治明德学園沿革 >

明治 39 年	私立今治技芸女学校開校
大正 8 年	私立今治実科高等女学校併置
昭和 15 年	今治明德高等女学校設立
昭和 18 年	私立今治実科高等女学校廃止
昭和 22 年	今治明德高等女学校に今治明德中学校併設
昭和 23 年	今治明德高等女学校を今治明德高等学校に組織変更
昭和 26 年	学校法人今治明德学園設立認可
昭和 28 年	今治明德高等学校併設中学校廃止
昭和 31 年	学園創立 50 周年記念式典挙行
昭和 41 年	今治明德短期大学開学
平成 5 年	今治明德高等学校矢田分校設立認可
平成 7 年	今治明德中学校設立認可
平成 28 年	今治明德学園 110 周年、短大創立 50 周年式典挙行

< 今治明德短期大学沿革 >

昭和 41 年	今治明德短期大学設置認可 教員養成課程認可 栄養士養成施設認可 今治明德短期大学開学（学生数 94 名）
昭和 43 年	保健・養護教諭資格認可
昭和 44 年	家政・食物栄養専攻分離
昭和 48 年	幼児教育学科設置認可 教員養成（幼稚園教諭）認可 保母養成施設認可 幼児教育学科開設、家政科を家政学科に改称
昭和 63 年	家政学科を生活科学科に改称 幼児教育学科専攻科設置認可
平成元年	介護福祉士養成施設認可 幼児教育学科専攻科開設
平成 12 年	生活科学科生活福祉専攻開設
平成 17 年	生活科学科をライフデザイン学科に改称 栄養教諭免許認可
平成 20 年	幼児教育学科専攻科廃止 調理師養成施設認可 製菓衛生師養成施設認可

平成 21 年	ライフデザイン学科製菓製パンコース開設 別科調理専修開設
平成 26 年	別科調理専修を調理師専修科に改称
平成 29 年	製菓製パンコースをスイーツ・カフェコースに改称
令和 4 年	調理師専修科廃止 ライフデザイン学科調理ビジネスコース開設
令和 5 年	ライフデザイン学科スイーツ・カフェコース廃止

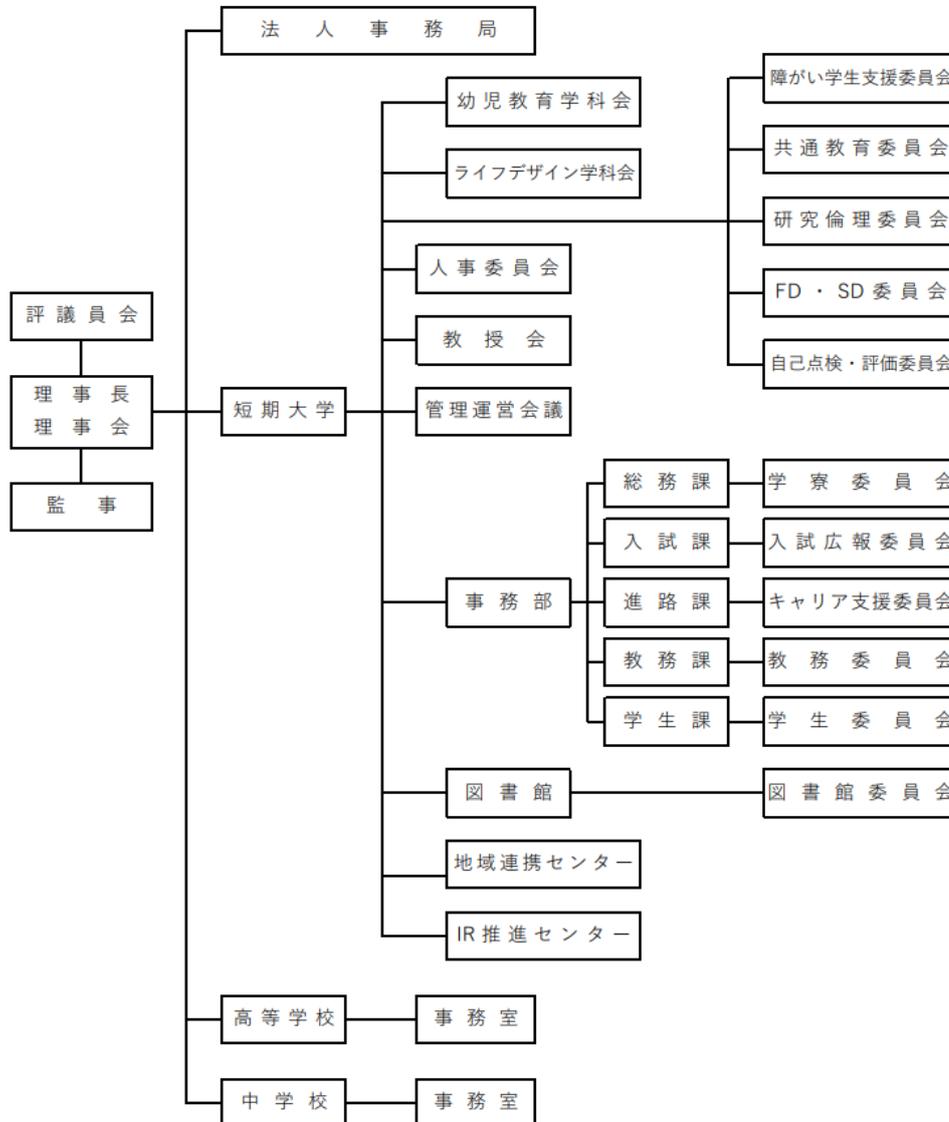
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 5 (2023) 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
今治明德中学校	愛媛県今治市阿方甲 287	80	240	241
今治明德高等学校	愛媛県今治市北日吉町 1-4-47	240	720	205
今治明德高等学校 矢田分校	愛媛県今治市阿方甲 287	80	240	82
今治明德短期大学	愛媛県今治市矢田甲 688	140	280	115

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和5（2023）年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の位置する今治市は、愛媛県の北東部にある高縄半島の陸地部と芸予諸島の島嶼部からなり、面積は419.14平方キロメートルである。

平成17（2005）年1月、近隣の町村（越智郡11町村）との広域合併で、人口約18万人となり、松山市に次ぐ県下第二の都市、新「今治市」としてスタートしている。現在（令和5年5月現在）、人口は合併時と比べると3万人近く減少し、150,596人、世帯数は76,298世帯である。

今治市は、瀬戸内海の島々を橋で結ぶ「瀬戸内しまなみ海道」（約60km）を擁している。海道に架かる橋は、徒歩・自転車で通行ができ、世界有数の海上サイクリングコース（全長70km）となっている。その魅力を周知し続けた結果、近年は「サイク

リストの聖地」として広く国内外で認知されるようになっている。

最近の動向では、「2023 年版住みたい田舎 ベストランキング」（人口 10 万人以上 20 万人未満のまちの部門）で、【総合部門】【若者世代・単身者部門】【子育て世代部門】【シニア世代部門】 で 4 部門すべて 1 位となった。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
愛媛県 東予	72	53	58	46	56	50	65	84	50	75
愛媛県 中予	7	5	4	3	4	4	2	3	5	7
愛媛県 南予	0	0	2	2	2	2	3	4	1	1
高知県	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
徳島県	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
広島県	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
その他	57	42	60	48	48	42	7	9	11	16
計	137	100	125	100	112	100	77	100	67	100

*表内の平成 30（2018）年度～令和 3（2021）年度の数には、別科調理師専修科の学生数を含む。

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 4（2022）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

愛媛県は大きく東予・中予・南予の 3 地域に区分され、本学は、幼稚園教諭・保育士・介護福祉士・栄養士・調理師など様々な人材を養成する東予地域で唯一の短期大学である。そのため、教育・福祉・食・栄養・観光の分野において、市民・企業・施設・行政等、さまざまな分野からの期待は大きい。その期待やニーズに対応していくことも本学の重要な社会的使命である。

本学は、地域に貢献できる人材育成を目的に掲げているほか、市民対象に『知の共有と社会還元』を目的とし、昨今の新型コロナウイルスの影響により中止となった年度もあったが、ほぼ毎年大学公開講座を開催している。この講座は、長年（通年43年）にわたって、地域の人々の知的ニーズに応える機会となっている。令和4（2022）年度は、全20回開催し、受講生は本学学生を含め982名であった。さらに、大学の授業を公開した講座・科目等履修制度・履修証明プログラムなど、地域の方々に知識の取得やスキルアップを図るカリキュラムも実施している。

また、本学では、製菓衛生師養成施設であることを生かし、平成26（2014）年度から令和4（2022）年度末まで、製菓衛生師通信教育課程をおき、社会人および本学学生の資格取得希望のニーズに対応した。本通信課程では、広く一般社会人を受け入れるのみならず、本学学生には併修制度を設け、夏期や春期休暇時にスクーリングを実施するなどの便宜を図り、在学2年間のうちに栄養士や保育士等の資格とともに製菓衛生師受験資格が得られるカリキュラムとした。課程開設期間9年間の実績として、52人（一般21人、併修31人）の受講者があり、46人（一般18人、併修28人）が履修を終え、令和4（2022）年度末時点で本学が把握する数として27人（一般7人、併修17人）が製菓衛生師国家試験に合格している。令和4（2022）年度末に本学が製菓衛生師養成を終了することとなり、通信課程も令和3（2021）年4月生までの受け入れとなった。

今治市からは、各種審議会委員、協議会委員の就任要請があり、本学教員が学識経験者として審議に参加し、行政推進の支援に努めている。

また、平成26（2014）年度～平成30（2018）年度に採択された地（知）の拠点整備事業（COC事業）からの継続活動として、地域の保護者・未就園児を対象にした「地域の子育て広場（めいたん広場・おでかけ児童館）」がある。これは、本学の幼児教育学科が今治市保育幼稚園課・ネウボラ政策課・健康推進課と連携し、地域の子育て支援の拠点として取り組む活動である。その他、ライフデザイン学科食物栄養コースでは、地元の乃万地区の高齢者を対象とした健康教室を開催している。乃万地区自治会および乃万公民館と連携し、健康維持・推進を図ることを目的として、食事面の栄養指導なども実施している。調理ビジネスコースでは、愛媛県・JAおちいまばりとも連携し、地元の農産物を活用した産直市のレストランのメニュー開発も行った。今後も教育・研究体制の充実を図り、地域社会の多様なニーズに応えていきたい。

■ 地域社会の産業の状況

今治市は、タオル・アパレル・造船・海運・石材・製瓦など地域の風土を生かした地場産業に加え、電機・エネルギー事業・食品加工など多種多様な製造業が数多く立地している。

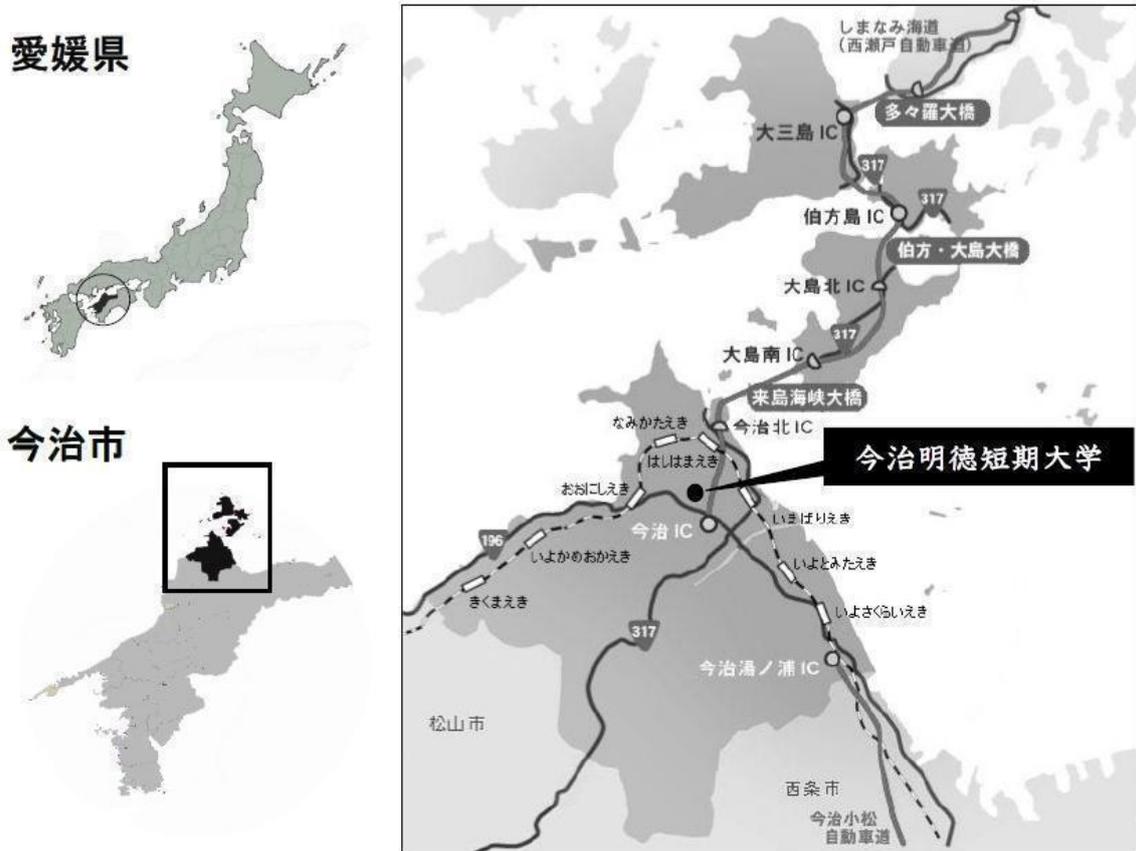
造船業は、今治市に本社や拠点を置いている造船会社のグループ全体で、日本全体の30%（2019年度実績）を超える船舶を建造している。海運業は、今治船主の外航路所有隻数は国内の約30%を占めている（2020年度実績）。

このため、今治市は、造船業・海運業・船用工業の海事関連企業の一大集積地であることから、「日本最大の海事都市」を標榜し、海に関する歴史・文化・産業などを

活用したまちづくりとして「今治海事都市構想」に取り組んでいる。

今治タオルは、年間の生産量が 11,000 トンほどで、国内に流通するタオルシェアの 5 割を占めている。中でも地域ブランドの『今治タオル』は、高品質で吸水性に優れ、国内外のみならず海外でも高い評価を受けている。

近年は、しまなみ海道の知名度が向上し、飲食・宿泊・体験などの観光産業の伸長も見られる。



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

①前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
(1) 基準 I 建学の精神と教育の効果 <テーマC 自己点検・評価> ○平成 22 年度以降、自己点検・評価報告書をまとめ、それを外部に公表することがされていないので、今後、自己点検・評価報告書をまとめ、外部に公表することが望ましい。
(2) 基準 II 教育課程と学生支援

<テーマA 教育課程>

○教育目的をそのまま学習成果としているが、両者は別のものであり、改めて定めることが望ましい。その際、教育目標を各学科・コースで修得すべき専門的学習成果の他に、汎用的学習成果も示すことが望ましい。

(3) 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

<テーマA 教育課程>

○シラバスの記述が、15回の授業内容が細かく書かれていないなど、一部フォーマット通りになっていない。記述内容は教員相互でチェックしているとのことだが、記述内容をより充実する方策を講じることが望ましい。

(4) 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

<テーマB 学生支援>

○各学科・コースで、免許・資格の取得を目指しているが、取得率は必ずしも高くなく、これらを取得しないまま卒業する学生も少なくない。免許・資格の取得困難な学生に対する支援体制を充実させることが望ましい。

(5) 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

<テーマD 財的資源>

短期大学全体の収容定員の充足状況が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

(b) 対策

(1) 自己点検・評価については、各学科・各委員会等において、それぞれ毎年、自己点検・評価を実施し、自己点検・評価票にまとめ、学内の共有サーバに蓄積し、PDCAに活かしている。また、毎年度末には自己点検・評価委員会を開催し、各組織の自己点検・評価の概要を学内で共有している。学外への公表は、平成27(2015)年度および令和3(2021)年度については報告書としてとりまとめ、本学ウェブサイトで公表している。

(2) 平成29(2017)年度、三つのポリシーの見直しを行い、全学共通のディプロマ・ポリシーを策定した。さらに、令和3(2021)年度、三つのポリシーの見直しに合わせ、全学共通および各学科・コースにおける学修目標(「学習成果」に相当)を文言として明示し、令和4(2022)年度より運用している。なお、本文中の全学共通の学修目標は汎用的学習成果、各学科・コースの学修目標は専門的学習成果に相当する。

(3) 平成30(2018)年度には、シラバスの書き方について、全教員がFD研修を受講した。毎年、シラバス作成上の注意を教務委員会から教職員に周知するとともに学科・コースにて相互チェックを行っている。本学のシラバスは、「学位授与の方針との関連」(平成30(2018)年度以降)「時間外学習の目安の時間」「アクティブラーニング」「フィードバックの方法」(令和2(2020)年度以降)の項目を追加し、内容を充実させてきた。

(4) 各種資格認定試験の合格を目指すため、夏期休暇期間や授業の空き時間を利用して補習を行う、苦手分野の補習や指導を個別に行うなど、支援を充実させてい

る。また、留学生には日本語の補習を行うことで日本語能力検定試験の合格率の向上につなげている。

(5) 収容定員充足率をあげるため、学生募集について、新企画として以下の対策を講じた。

①留学生の募集強化

本学の現地からの留学生はほとんどが中国からの留学生であったが、ベトナム現地に本学の募集スタッフを駐在させた募集活動において、直接留学希望があった者への対応や、現地人材斡旋業者（エージェント）との契約により、少しずつ人数が増えはじめ、平成 29（2017）年度にはライフデザイン学科の定員を充足し、回復した状態を保っていた。しかし、令和 2（2020）年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で留学生が入国できない状態が続き、留学生数が激減した。また、ベトナム現地の募集スタッフが不在となったため、コロナ後のベトナムからの募集ルートも途絶えた。令和 5（2023）年度募集からはインドネシア、ネパール、スリランカ、バングラデシュ等につながりのある人材斡旋業者（エージェント）と契約を結び、留学生の募集に力を入れている。さらに、インドネシアの日本語学校と連携し、留学生に介護福祉士育成に必要な就学資金を貸付し、就職後は施設で勤務しながら返済する「インドネシア人介護福祉士育成プログラム」を開始した。令和 5（2023）年度には、2名の留学生が介護福祉コースに入学した。中国現地の新規ルート開拓も継続して行う。また、国内の日本語学校の開拓にも力を入れる。

②特別助成制度の新設

平成 29（2017）年度より、本学への入学が多い高校が対象の「指定校推薦入試特別枠」（20 万円減免）と「県外指定校推薦入試助成制度」（54 万円減免）を制定した。しかし、制度導入前後の入学者数の変化がみられず、効果が無いと判断し、令和 2（2020）年度にこの助成制度は廃止した。

③SNS（LINE、Facebook、Instagram）による発信や広告

LINE を利用して、入試のことや、学内情報について発信している。Facebook は主に地域の方向けに活動内容を発信している。Instagram を令和 4（2022）年度に開設し、主に高校生向けに学校の雰囲気や活動等の情報を発信している。

④出張オープンキャンパスの実施

ハローワークなどの会場を借り、社会人を中心に本学独自の説明会を行った。また、令和 4（2022）年度からは希望する高校へ説明に向く「出張説明会」を開始した。

なお、コロナ下で次の対策を強化した。

⑤オンラインオープンキャンパス、Web オープンキャンパスの開始

令和 2（2020）年度より始めたオンラインオープンキャンパスは Zoom により実施し、主に学科・コースや入試制度の説明を行った。Web オープンキャンパスは本学ウェブサイトにも常設したページで、入試制度や学科・コースの特色をわかりやすくまとめた。

⑥YouTube による発信

YouTube 動画作成に力を入れ、学科・コース紹介動画や、授業動画、YouTubeLiveなどを上げている。

⑦社会人向けの特設ページの作成

社会人のコメントを動画にし、Q&A を設けることで、社会人にも親しみやすいイメージをもってもらえるように作成した。

⑧新しいロゴを作成し、イメージの統一を図った。

令和 2 (2020) 年度、学内でロゴ案を募集し、投票で決定した。令和 3 (2021) 年度よりウェブサイトや大学案内等に掲載している。

⑨高校への模擬授業の充実

令和 3 (2021) 年度より、高校生が本学の教学内容や特徴を知ることのできる機会として、出張講義の授業の種類を増やし、パンフレットを作成した。高校訪問などで案内している。パンフレットの講義以外にも、要望があれば対応することになっている。

⑩出願のしやすさを重視 Web 出願の検討

出願しやすくするために、Web 出願を検討したが、費用対効果を考え、保留とした。令和 4 (2022) 年度入試から本学ウェブサイト Word・Excel 書式のデータを置き、出願書類を PC で記入できるようにした。

⑪FC 今治とのコラボ授業

令和 4 (2022) 年度には、FC 今治とのコラボ授業を開始し、本学ウェブサイトや YouTube 動画で発信し、取り組みをアピールした。

⑫プロモーションクルーの結成

令和 4 (2022) 年度より、学生広報チーム「プロモーションクルー」を入試広報委員会に新設した。本学の広報メンバーとして、TVCM 制作や、オープンキャンパスでの学校紹介など、学生目線で発信していく。

令和 5 (2023) 年度以降は、対面型を重視した高校生と保護者への直接的なアプローチを重視し、次の項目を実行していく。

⑬進路ガイダンスの充実

新型コロナウイルス感染症の影響や、愛媛県から業者によるガイダンスを控える指示があるなど、進路ガイダンスへの参加が十分できていなかったが、業者も徐々に様々な方法でガイダンスを行えるようになってきたため、令和 4 (2022) 年度後期より複数の業者と契約し、高校生に直接学校説明ができる機会であるガイダンスの回数を増やした。

⑭地域の高校生を対象とした助成制度を制定

令和 6 (2024) 年度入試では、学園全体で今治市の人材育成や地域活性化の強化を図ることを目的とした「FC 今治高校開校記念今治市学生特別奨学金」として今治市の高校生の入学金を免除するなど、新しい制度を制定した。

(c) 成果

(1) 年度末に行う各学科・各委員会等の自己点検・評価活動は翌年度の組織体制でも共有され、各組織での PDCA に活かされている。

(2) 段階的に全学共通の学修目標（汎用的学習成果）、また、各学科、コースの学修目標（専門的な学習成果）を明文化できたことで、「地域に貢献する専門的職業人の育成」を目指す本学の教育について学内外に明確に提示することができるようになった。明文化の過程で意見を聴取した外部評価委員から分かりやすく示されたことが評価されている。

(3) シラバスの項目内容は着実に充実してきている。近年のシラバスへの追加事項である「時間外学習の目安時間」「アクティブラーニング」については、シラバスを記載する科目担当教員および科目を履修する学生において、単位の実質化、学生主体の教育に対する意識を高めることにつながっている。

(4) 国際観光ビジネスコースでは、国内旅行業務取扱管理者の国家試験において全国平均より高い合格率を維持している。介護福祉コースでは、介護福祉士国家試験の本学からの受験者は、令和 3（2021）年度および令和 4（2022）年度、留学生を含め、全員合格した。また、食物栄養コースでは、令和 3（2021）年度、栄養士、医事管理士、医療管理秘書士、フードコーディネーターのうち複数、またはいずれかの資格を取得し卒業するとともに、レストランサービス技能士に合格者を出すことができた。

(5) 上述したように、種々の対策を行っているが、新型コロナウイルス蔓延により、留学生の受入が出来なくなると共に、国内では 18 歳人口の減少に加え、令和 2（2020）年度から開始された修学支援制度により、4 年制大学への希望者が増大し、短大を希望する受験生が激減している。令和 4（2022）年度の収容定員充足率は 50.7%である。

②上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

④評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和4（2022）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

文部科学省通知による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日、令和3年2月改正）に基づき、「今治明德短期大学研究費等の使用に関する行動規範」および、「運営・管理に係る基本方針」、「研究費等の不正防止規程」、「不正防止計画」、「研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程」並びに「物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」を定め、本学ウェブサイト上に公開するとともに、教職員への周知も行っている。公的資金等が交付された場合には、同ガイドラインおよび学内において規定した研究費等の使用に関する諸規定をはじめ、会計関係諸規程に基づき公的資金の管理および経理を行うこととしている。研究者自身が公的資金の執行に関わることなく、事務部において経理を行い、適切に管理を行っている。

また、令和3（2021）年2月の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正のポイントである「ガバナンスの強化－監事による監査の強化」、「意識改革－教員へのSD研修」、「不正防止の規程等の整備－周知」を各教職員に周知し、意識付けを行っている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

今治明德短期大学自己点検・評価に関する規程に基づき自己点検・評価委員会を設置しており、当該委員会の構成員は同規程第4条の規定によるもので、令和5（2023）年度構成員は次のとおりである。

委員長	寺川 夫央（ALO、FD・SD委員長）
委員	村上 康（理事長）
委員	泉 浩徳（学長）
委員	井上 浩二（副学長、幼児教育学科長）
委員	藤田 正隆（ライフデザイン学科長）

委員 丹下 義人（事務部長）

（専門委員会）

委員 中居 由香（教務委員長）

委員 中山 光成（学寮委員長）

委員 渡邊 陽子（キャリア支援委員長）

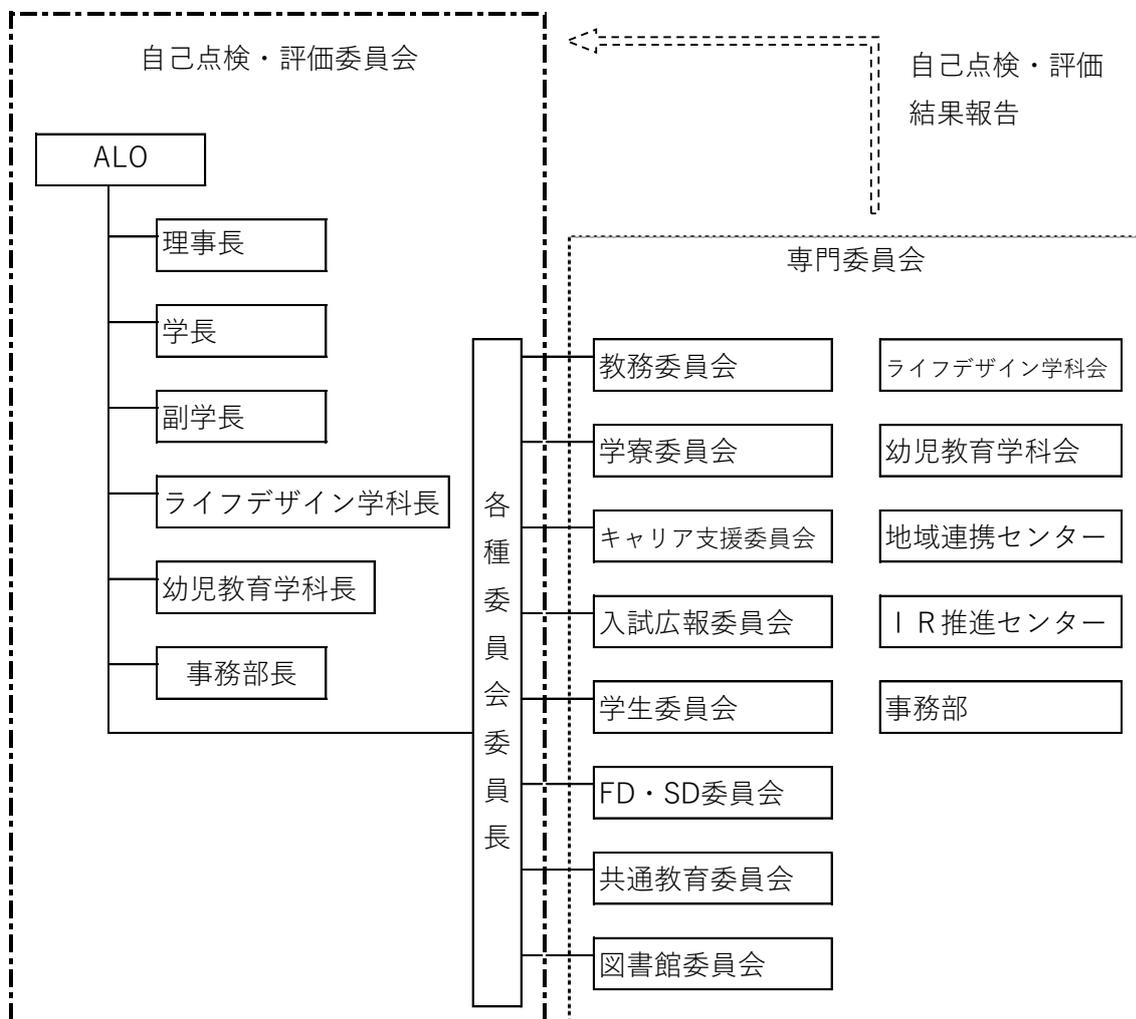
委員 大成 経凡（入試広報委員長、地域連携センター長）

委員 十河 治幸（学生委員長）

委員 相澤みゆき（共通教育委員長、IR推進センター長）

委員 内藤 一郎（図書館委員長）

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学の自己点検・評価委員会は、認証評価を含む短期大学の自己点検・評価活動を行う組織として規定に示されている。自己点検・評価委員会は、理事長、学長、副学長、ALO、学科長、事務部長および各種委員会委員長をもって構成される。専門委員

会として、学科会、地域連携センター、IR 推進センター、事務部および各種委員会（教務、学寮、キャリア支援、入試広報、学生、FD・SD、共通教育、図書館）を充てており、全ての教職員が自己点検・評価に関わっている。なお、本学では、月に1回、学長を含めた全教職員が参加する「職員連絡会」を開催し、各組織からの情報を教職員が共有する場としている。

専門委員会は、毎年、それぞれ規程に基づき、活動内容について自己点検・評価を実施後、当該年度の自己点検・評価票を作成し、自己点検・評価委員会に報告する。自己点検・評価委員会はその報告をとりまとめ、委員会内で共有するとともに学長および理事長に報告する。このように、計画に基づき、活動内容をまとめ、成果や今後の課題を見出し、次年度に向けた改善計画、活動計画を立てるという、組織としての自己点検・評価を行うサイクルができています。

令和3（2021）年度には、ポリシーの見直しを進めるにあたり、副学長、学科長、ALOで5回にわたりミーティングを開き、半年かけて、全教員で新しいポリシーの構築、学修成果の明文化を行った。また、新しいポリシー、学修成果については、外部評価委員会で中学・高校等の教育機関、福祉・医療機関、商工会議所、同窓会関係者から構成される委員から意見を聴取し、反映した。

自己点検・評価委員会とは別に認証評価プロジェクトチームを令和4（2022）年4月から編成し、規程の整備や自己点検・評価報告書のとりまとめ等、令和5年度認証評価に向けた準備を進めた。自己点検・評価報告書の作成は、基準、テーマ、観点ごとに取りまとめの責任者を決め、関連部署と連携して原稿を完成させた。その上で、認証評価プロジェクトチームを中心に原稿全体の調整と修正を行った。

令和5（2023）年度の構成員は次のとおりである。

認証評価プロジェクトチーム（担当者、構成員）

- 寺川 夫央（委員長・ALO）
- 丹下 義人（事務部長）
- 中居 由香（教務委員長）
- 相澤 みゆき（IR 推進センター長）
- 元山 愛子（教務課）
- 藤岡 幸恵（入試課）
- 島本 由紀（総務課）
- 若宮 睦子（地域連携センター）

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和4（2022）年度を中心に）

年 月	活動内容
令和4年2月	令和3年度自己点検・評価のとりまとめ（ALO）

令和4年3月3日	令和3年度 第3回 自己点検・評価委員会 1 令和3年度 自己点検・評価の概要について（各組織） 2 外部評価委員会について 3 今後の自己点検・評価活動について 4 令和4年度以降の教育の基本方針について その他
令和4年4月21日	令和4年度 第1回 認証評価プロジェクト会議 1 規程の確認（自己点検・評価、認証評価、外部評価に関する規程） 2 令和3年度 自己点検・評価報告書について 3 令和4年度 計画および活動内容と分掌について
令和4年6月16日	令和4年度 第2回 認証評価プロジェクト会議 1 令和3年度 自己点検・評価報告書について 2 授業評価アンケート・授業改善報告書について 3 ティーチング・ポートフォリオの形式と集積について
令和4年7月14日	令和4年度 第3回 認証評価プロジェクト会議 1 令和3年度 自己点検・評価報告書の作成における分担
令和4年8月23日	令和4年度 第4回 認証評価プロジェクト会議 1 令和3年度 自己点検・評価報告書の作成の進捗と内容の確認
令和4年10月20日	令和4年度 第5回 認証評価プロジェクト会議 1 令和3年度 自己点検・評価報告書の確認と修正
令和4年10月24日	令和4年度 第6回 認証評価プロジェクト会議 1 令和3年度 自己点検・評価報告書の確認と修正
令和4年10月27日	令和4年度 第7回 認証評価プロジェクト会議 1 令和3年度 自己点検・評価報告書の確認と修正
令和4年10月31日 ①	令和4年度 第8回 認証評価プロジェクト会議 1 令和3年度 自己点検・評価報告書の確認と修正
令和4年10月31日 ②	令和4年度 第9回 認証評価プロジェクト会議 1 令和3年度 自己点検・評価報告書の確認と修正
令和4年11月29日	令和4年度 第10回 認証評価プロジェクト会議 1 令和3年度 自己点検・評価報告書の最終確認
令和4年12月1日	令和4年度 第1回 自己点検・評価委員会 1 令和3年度自己点検評価・報告書の確認 2 今後の予定について
令和4年12月20日	1 評議会にて令和3年度自己点検・評価報告書の説明 2 理事会にて令和3年度自己点検・評価報告書の説明
令和5年2月2日	令和4年度 第11回 認証評価プロジェクト会議 1 令和4年度 認証評価プロジェクトの活動振り返り 2 今後の予定について

令和 5 年 2 月	令和 4 年度自己点検・評価のとりまとめ (ALO)
令和 5 年 3 月 2 日	令和 4 年度 第 2 回 自己点検・評価委員会 1 令和 4 年度 自己点検・評価の概要について (各組織) 2 外部評価委員会について 3 今後の自己点検・評価活動について 4 その他
令和 5 年 3 月 13 日	令和 4 年度 第 12 回 認証評価プロジェクト会議 1 令和 4 年度 認証評価プロジェクトの活動振り返り (自己点検・評価票参照) 2 令和 4 年度 自己点検・評価報告書の作成について 3 教学マネジメントの資料作成について 4 外部評価委員会の資料作成 5 その他
令和 5 年 3 月 23 日	管理運営会議 1 教学マネジメントについて (アセスメント指標をもとにした振り返り)
令和 5 年 3 月 29 日	令和 4 年度 第 1 回 外部評価委員会 1 地域連携を中心とした本学の教学内容について 2 その他
令和 5 年 4 月 27 日	令和 5 年度 第 1 回 認証評価プロジェクト会議 1 令和 4 年度 自己点検・評価報告書の作成および資料の整理について 2 令和 5 年度 認証評価プロジェクトチームの計画および活動内容と分掌 3 その他
令和 5 年 4 月～6 月	認証評価プロジェクトチームを中心とした令和 4 年度自己点検・評価報告書の作成および資料の整理作業
令和 5 年 6 月 15 日	学長・副学長・学科長・コース長・事務部長および ALO による令和 4 年度自己点検・評価報告書の最終確認作業
令和 5 年 6 月 22 日	令和 5 年度 第 1 回 自己点検・評価委員会 1 令和 4 年度 自己点検・評価報告書の最終確認 2 認証評価に関する今後の予定について 3 その他
令和 5 年 6 月 22 日	管理運営会議 1 令和 4 年度 自己点検・評価報告書の最終確認 2 認証評価に関する今後の予定について 3 その他

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

様式 5－基準 I

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

<根拠資料>

<提出資料>

1. 学生便覧（令和 4 年度） p. 5, p. 135
2. 2022 大学案内（令和 4 年度）
3. 学生募集要項（令和 4 年度）
4. 本学ウェブサイト 教育の方針（教育理念、教育目的、教育目標）
<https://www.meitan.ac.jp/daigaku/policy.html>
5. 今治明德短期大学 学則

<備付資料>

1. 創立百十周年記念誌
2. 今治明德短期大学中長期計画（令和 3 年度～令和 7 年度）
3. 学修ポートフォリオ（プロセスノート）
4. FD・SD 活動報告書（令和 4 年度）
5. 管理運営会議議事録（令和 2 年度～令和 4 年度）
6. 地域連携センター会議録（令和 2 年度～令和 4 年度）
7. 履修証明プログラム募集要項（令和 4 年度）
8. 委託訓練関連資料
9. FC 今治コラボ授業関連資料
10. 岡山理科大コラボ活動関連資料（猪彩結縁）
11. おでかけ児童館めいたん広場関連資料
12. 健康教室関連資料
13. 今治市と学校法人今治明德学園今治明德短期大学との連携に関する協定書
14. 乃万地区自治会と学校法人今治明德学園今治明德短期大学との連携に関する協定書
15. 公益社団法人今治地方観光協会と学校法人今治明德学園今治明德短期大学との連携に関する協定書
16. 株式会社今治・夢スポーツと学校法人今治明德学園との連携に関する協定書

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。

- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I-A-1 の現状＞

本学の建学の精神は「明德を明らかにする」にある。本学の学校名ともなっている「明德」は、中国の古典『大学』の一節、「大学之道ハ明德ヲ明ラカニスルニ在リ、民ヲ新タニスルニ在リ、至善ニ止マルニ在リ」に依拠する。初代学長は「明德」について、「人間の心の奥底には誰にも教えてもらはないで、自然に備わった心根と云わうか、天より与えられた真情と云わうか、実に美しい心根を誰もが持ち合わせているのである。」「この人間としての共通に持っている心の玉—明德—を大切に育てあげなければならない。磨きあげなければならない。」と釈義している。つまり、「明德」とは、生まれながらにもっているすばらしい本性（天賦の特性）のことであり、これは学生等にも教職員にも均しく備わっている。その「明德」を、教職員から学生等への一方的な教育関係（教える者と教えられる者）ではなく、教職員と学生等が共に学び合う（教え教えられる）関係のなかで、引き出し合い、磨き上げ、美しく逞しく生きていく力に昇華させていく、これが本学建学時の精神である（備付 - 1）。

この精神は学則第1章 建学の精神・教育理念、教育目的・目標 第1条に反映され、本学の目的は次のように定められている（提出 - 5）。

＜建学の精神・教育理念、本学の目的＞

本学は教育基本法および学校教育法に従い、「明德を明らかにする」との建学の精神に基づく人格教育を教育理念とし、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することにより、地域に根ざしつつ人類の文化と福祉の発展に貢献することを本学の目的とする。

上記の通り、本学の教育目的は、建学の精神「明德を明らかにする」の実現性を目指して定められているものであり、教育基本法等関係法令に基づく公共性を有している。

広く学内外への周知として、「本学ウェブサイト」（提出 - 4）、「大学ポートレート」に加えて、「大学案内」（提出 - 2）、「学生募集要項」（提出 - 3）等の印刷物において表明している。

学内における共有として、入学式における式辞で学長自らが、新生、保護者、来賓等に対し本学の建学の精神について言及し、さらに、学生には入学後のオリエンテーション時に「学生便覧」（提出 - 1 - p. 5）、「学修ポートフォリオ（プロセスノート）」（備付 - 3）をもとに周知し共有している。また、卒業式等で学生および教職員が建学の精神を謳った「明德短大賛歌」を斉唱することが慣例となっているが、その2番の歌詞において「真理の海に珠ぞ磨かん」、すなわち「明德を磨きあげる」ことが謳われている。この「明德短大賛歌」は、通常授業期間における午後の始業の予鈴として使用されており、教職員および学生等は日常的にその歌詞を耳にしている（提出 - 1 - p. 135）。

加えて、新年度初めに開催される学内における新任教職員研修会で、FD・SD委員会から「学生便覧」をもとに本学の建学の精神を新任者に説明し、教育につなげられるよう努めている。また、学則第17条の休業日の規定において、学園創立記念日を5月1日に定め、建学の精神等の啓発を図っている（備付-4）。

以下、本文中では「学習成果」を「学修目標（学習成果）」と記載する。

令和3（2021）年度には、三つのポリシーの見直しおよび学修目標（学習成果）の明文化を行ったが、全学共通の学修目標（学習成果）5項目の1番目として「他者との良好な関わりの中で自己の良さを見出し、高めていくことができる」という本学の建学の精神を象徴し、具体化したものとして「人間関係力、自己研鑽力」を掲げた。

建学の精神は、大学案内、学生募集要項を中心とする印刷物、本学ウェブサイト、中長期計画策定時（備付-2）、式典での式辞、学生便覧改定、カリキュラム改定、学修ポートフォリオ（プロセスノート）改定、ポリシーの見直し等、様々な機会に確認している。

【区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学は、地域住民の生涯学習等の機会を拡充するため、大学施設を利用した大学公開講座を実施している。

今治市との共催による大学公開講座は、昭和56（1981）年から令和元（2019）年まで実施した。令和2（2020）年度からは、本学が主催、今治市教育委員会が後援と形態が変わり、40回以上続く歴史のある講座である。

令和4（2022）年度の公開講座等は以下のとおりである（表 I-A-1）。

表 I-A-1 令和4（2022）年度 公開講座 開催一覧

回	開催日	講座名	講師名	受講者数
1	令和4年 6月10日	三味線と花街文化 ～お座敷文化について～	伊予検番(イヨケンバン)・綾(アヤ)糸会(イトカイ)	102
2	令和4年 6月17日	今治市の防災について～防災意識を高める活動を行うために～	今治市防災危機管理課参事補 玉井 栄次氏	56

3	令和4年 7月2日	YOUもいまばり博士になろう！	今治明德短期大学 ライフデザイン学科 講師 地域連携センター長 大成 経凡氏	33
4	令和4年 7月9日	よみがえる村上海賊の記憶	村上海賊ミュージアム学芸員 田中 謙氏	17
5	令和4年 7月23日	ジビエの魅力と島暮らし	しまなみイノシシ活用隊 渡邊 秀典氏	60
6	令和4年 7月27日	認知症になったらダメなの？ ～認知症の正しい理解とその対応～	株式会社大起エンゼルヘルプ 取締役 通所・入居事業部地域包括事 業部部長 和田 行男氏	43
7	令和4年 8月11日	いまばり博士検定 事前対策講座	今治明德短期大学 ライフデザイン学科 講師 地域連携センター長 大成 経凡氏	33
8	令和4年 9月3日	幸せを呼ぶ プラスの声かけ魔法の 言葉	選択理論心理士 井上 千代氏	29
9	令和4年 9月10日	老人ホームは人間学校 ～認知症の ある方々に教わったこと～	今治明德短期大学 ライフデザイン学科 介護福祉コース 講師 杉本 詠二氏	14
10	令和4年 9月17日	戦争で花咲いた音楽分野「左手のピ アノ音楽」の希望を未来に繋ぐ活動	ピアニスト 智内 威雄氏	30
11	令和4年 10月28日	グリコーゲンローディングと補食	FC今治トップチーム 管理栄養士 河南 こころ氏	67
12	令和4年 11月5日	明治の今治の大灯台 知られざる大 浜灯台の全貌	海上保安試験センター 試験研究官 星野 宏和氏	78
13	令和4年 11月12日	腰痛予防対策を身につける	株式会社大起エンゼルヘルプ 理学療法士 田中 義行氏	40
14	令和4年 11月24日	陸上自衛隊 第14音楽隊 演奏会	陸上自衛隊 第14音楽隊	100
15	令和4年 12月18日	FC今治コラボ授業学修成果報告会	幼児教育学科 ライフデザイン学科 食物栄養コース 調理ビジネスコース	109
16	令和5年 1月14日	音楽療法を日常生活に活かしまし ょう!!	今治明德短期大学 幼児教育学科 講師 十河 治幸氏	31

17	令和5年 2月18日	おうちカフェを楽しみましょう！ ～コーヒー飲み比べ～	今治明德短期大学 非常勤講師 家村 高志氏	26
18	令和5年 2月24日	心に寄り添い地域で支える ～認知症の理解とその予防法～	株式会社きらめき介護塾 代表取締役 社団法人きらめき認知症トレーナー協会代表理事 渡辺 哲弘氏	55
19	令和5年 3月18日	お遍路保育が目指すもの ～今治から世界へ～	今治明德短期大学 幼児教育学科 講師 松田 文春氏	46
20	令和5年 3月23日	いまばり博士と行く今治ミステリー ツアー	今治明德短期大学 ライフデザイン学科 講師 地域連携センター長 大成 経凡氏	13
計				982

リカレント教育については、令和4（2022）年度に社会人を対象とした本学の教育研究資源を活用した学習機会を積極的に提供することを目的とし、地域連携センターおよび管理運営会議において審議し、身近に起こり得る病気である「認知症」をテーマにした履修証明プログラム（備付-5, 6, 7）の募集を行った。しかし、応募がなく、開講には至らなかった。

ライフデザイン学科介護福祉コースと幼児教育学科では、民間教育機関等による公共訓練（長期高度人材育成コース）を利用する社会人学生を受入れている（備付-8）。

その他訓練として、委託先の企業・NPO法人等において、パソコンを用いた文書作成、表計算実技等の習得に関する訓練に障がい者の訓練生も受け入れている。

地域・社会の地方公共団体、企業等との連携協定を令和4（2022）年度までに32の団体等と締結をした。特に、今治市（備付-13）とは平成25（2013）年度に連携協定を締結し、平成26（2014）年度に採択された文部科学省の地（知）の拠点整備事業（COC事業）を契機に結びつきを強めた。特に、幼児教育学科が実施している地域の子育て支援活動「めいたんパーク（平成26（2014）年度から平成30（2018）年度）」は、地域の親子の集いの場として定着し、平成27（2015）年度～平成30（2018）年度の4年間で全143回開催し、延7,594人の親子が参加した。COC事業終了後は、今治市と連携した「おでかけ児童館」（ネウボラ政策課）および「めいたん広場+子育て相談」（健康推進課）に名称を変更して継続しており、地域の親子の集いの場、相談の場となっている。令和4（2022）年度は、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら7回開催し、延べ65組133人の親子が参加した（備付-11）。

その他、食物栄養コースでは、地元の乃万地区自治会（備付-14）と連携協定を締結し、地域の高齢者に対する健康教室を実施している。「健康体操+健康クイズ」や「強い骨づくりをするための食事と運動」、「今こそ腰痛予防対策を身につける」等のテーマについての発表や地域の高齢者の食事についての聞き取りを行った。令和4

(2022)年10月に開催した「めいたん元気ふれあい広場」では、食事診断（食育SATシステム）、血圧測定、体脂肪測定等に基づき、栄養指導を行っている（備付-12）。

調理ビジネスコースでは、愛媛県東予地方局今治支局と連携した「地元産品を活用したレシピ開発活動」の中で、FC今治の選手と学生がメニュー開発を行った（備付-9）。令和4（2022）年12月には、地元食材を利用したメニュー開発「コラボ考案料理の動画作成」を公開講座として開催し、市民の方が試食審査を行った。また、岡山理科大学獣医学部の学生とのコラボ活動（猪彩結縁）では、今治市の学生まちづくり応援事業費補助金を活用して、有害鳥獣であるイノシシ肉のレシピ開発を行い、開発したイノシシカレーは今治市政広報番組「瀬戸内の新しい風 ～駆ける×イマバリ！～」で紹介された（備付-10）。

ボランティア活動については、令和4（2022）年度、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止になったイベントもあったが、連携協定を締結している今治地方観光協会（備付-15）からの依頼により、全学の学生有志が「せとうちみなとマルシェ」に参加した。

幼児教育学科の学生が今治市立図書館での「お楽しみ会」において、来館している子どもたちに絵本の読み聞かせ等を年間5回実施した。そのほか、FC今治のスタジアムにおいて「FC今治グラスルーツフェスティバル2022in夢スタ」および「FC今治応援グッズ作成」にも参加した。また、幼児教育学科の学生有志がボランティアで今治市教育委員会主催による今治市動物共生社会プロジェクトワークショップ今治港活用推進プロジェクトの一環としての「みりょくみらい塾」のイベントに参加した。

本学および本学園の連携協定締結先の一覧および大学間連携一覧を次に示す（表I-A-2、表I-A-3）。

表 I - A - 2 連携協定書締結一覧表（学園・短期大学）

令和5（2023）年5月31日現在

	連携協定書締結先	連携内容	締結日
1	今治市	地域社会の発展と人材の育成に関する包括連携	平成25年4月1日
2	越智今治農業協同組合	地域の発展と交流の推進に関する連携協定	平成26年4月1日
3	社会福祉法人 今治市社会福祉協議会	地域福祉の推進に関する連携協定	平成29年4月1日
4	コンテックス株式会社	地域の発展と交流の推進に関する連携協定	令和元年9月1日
5	今治地方観光協会	地域社会の推進に関する連携協定	令和元年9月1日
6	社会福祉法人 今治福祉施設協会	地域福祉の発展に関する連携協定	令和元年9月1日

7	NPO法人 Vサポート	地域社会の発展に関する連携協定	令和元年9月1日
8	乃万地区自治会	地域社会の発展に関する連携協定	令和元年9月2日
9	今治商工会議所	地域社会の発展と人材の育成に関する連携協定	令和元年9月3日
10	株式会社 テクノスジャパン	地域社会の発展に関する連携協定	令和元年9月20日
11	介護老人保健施設 おおにし光生園	地域福祉の推進に関する連携協定	令和元年9月20日
12	越智昇鉄工株式会社	地域社会の発展に関する連携協定	令和元年9月20日
13	今治国際ホテル	地域社会の発展に関する連携協定	令和元年9月20日
14	丸栄タオル株式会社	地域社会の発展に関する連携協定	令和元年9月20日
15	株式会社 タニグチ	地域社会の発展に関する連携協定	令和元年9月20日
16	NPO 法人 今治サポートセンター	地域社会の発展に関する連携協定	令和元年9月25日
17	しまなみグリーン・ツーリズム協議会	地域社会の発展と産業の促進に関する連携協定	令和元年9月30日
18	今治コミュニティー放送株式会社	地域社会の発展に関する連携協定	令和元年9月30日
19	社会福祉法人 名石会	すべての人が暮らしやすい地域の実現のための連携協定	令和元年9月30日
20	株式会社 村上鉄工所	地域社会の発展に関する連携協定	令和元年9月30日
21	社会福祉法人 白鳩保育所	質の高い専門職人の育成と健やかに子供が育つ環境づくりを推進に関する連携協定	令和元年9月30日
22	今治市国際交流協会	地域国際化推進に関する連携協定	令和元年10月1日
23	四国溶材商事株式会社	地域社会の発展に関する連携協定	令和元年10月1日
24	日本食研ホールディングス株式会社	地域社会の発展及び食に関する人材育成による連携協定	令和元年12月1日
25	株式会社 しまなみ	地域社会の発展に関する連携協定	令和2年1月10日
26	一般社団法人 愛媛県建設業協会 今治支部	地域社会の発展と交流に関する連携協定	令和2年4月1日

27	来島開発株式会社 道の駅「今治湯ノ浦温泉」	地域社会の発展に関する連携協定	令和2年6月23日
28	学校法人 今治精華学園	相互の教育に係る交流・連携のための連携協定	令和2年10月1日
29	株式会社 今治・夢スポーツ※	相互に連携・協力することにより未来を自ら切り開いて地域に貢献できる人材育成と活気あるまちづくりに寄与するための連携協定	令和2年10月1日
30	今治警察署	安全で安心なまちづくりに関する協定	令和2年10月20日
31	社会福祉法人 来島会※	地域福祉の発展及び福祉に関わる人材の育成等の推進に関する連携協定	令和4年6月22日
32	NPO法人 能島の里	地域福祉の発展と人材の育成等の推進に関する連携協定	令和4年7月28日

※は、学校法人今治明德学園との連携協定

表 I - A - 3 大学間連携一覧表

令和5（2023）年5月31日現在

	連携協定書締結先	連携内容	締結時期
1	連携先連携内容大学コンソーシアムえひめ（愛媛県内の大学・短期大学 10 機関）	愛媛県内の大学が愛媛県内の高等教育全体の質的向上に資するとともに、地域社会へ貢献することを目的とした連携	平成20年2月
2	四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（四国地区の大学及び高等専門学校）	地区内のFD／SD事業の推進と大学等の教育力の向上を図ることを目的とした連携	平成20年10月
3	徳島工業短期大学	学生募集（留学生募集）に関する教職員間の情報交換についての連携協定	平成29年3月
4	岡山理科大学	相互の連携協力推進と教育研究の充実、地域社会に貢献するための連携協力協定	令和2年1月
5	愛媛大学	単位互換協定	令和2年3月
6	兵庫大学・兵庫大学短期大学部	双方の学生の成長とキャリア形成等、人材育成と地域の発展を目的とした連携協定	令和4年1月

次に、幼児教育学科が今治市と連携した「おでかけ児童館」（ネウボラ政策課）および「めいたん広場+子育て相談」の活動の概要を表に示す（表 I - A - 4）。

表 I - A - 4 令和 4 (2022) 年度 今治市ネウボラ政策課・健康推進課連携活動

実施日	おでかけ児童館／めいたん広場＋子育て講座	参加人数（組）
令和 4 年 4 月 19 日	おでかけ児童館 (新型コロナウイルスの影響により中止)	—
令和 4 年 5 月 17 日	めいたん広場＋子育て講座 「今治市子育て支援」について	4 人 (2 組)
令和 4 年 6 月 7 日	おでかけ児童館＋子育て相談	27 人 (13 組)
令和 4 年 7 月 5 日	めいたん広場 (親子食育教室) 子育て講座「ことばの発達」について＋子育て 相談	22 人 (10 組)
令和 4 年 10 月 4 日	おでかけ児童館＋子育て相談	31 人 (14 組)
令和 4 年 12 月 6 日	めいたん広場＋子育て講座「乳幼児の食事」に ついて＋子育て相談	15 人 (10 組)
令和 4 年 12 月 13 日	めいたん広場＋子育て講座「歯の健康」につい て＋子育て相談	20 人 (9 組)
令和 5 年 1 月 17 日	おでかけ児童館＋子育て相談	14 人 (7 組)
	計	133 人 (65 組)

「おでかけ児童館」「めいたん広場」を中心とする地域活動について、今治市職員を交えて学生の振り返りや学びの成果発表を対面で令和 5 (2023) 年 1 月に実施し、今治市職員からの意見や感想を聞くことができた。今治市職員、また、「めいたん広場」の利用者アンケートの結果は、大変好評であった。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

本学では、大学案内、本学ウェブサイト、学生便覧等で建学の精神を掲載し、表明している。今後、本学の学生や教職員はもちろんのこと、本学に入学を希望する者、保護者や地域の方々等、学内外の多くの方々に様々な機会をとらえて継続的に建学の精神について周知していくことが課題である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

未来を自ら切り開いて地域に貢献できる人材育成と活気あるまちづくりに寄与するため、今治明德学園と株式会社今治・夢スポーツは令和 2 (2020) 年 10 月に包括連携協定を締結した (備付 - 16)。本学では、令和 4 (2022) 年度より、今治・夢スポーツが運営する FC 今治とのコラボ授業を始めた。本授業では、専門や立場が異なる人々と協働しながら分野を越えた多様な体験を通して、地域と関わり合うことで地域に貢

献し、専門科目だけでは得ることができない新たな「力」を育てることを目的として、学科・コースの特徴を生かした様々な活動をしている。

初年度となる令和 4（2022）年度は、ライフデザイン学科食物栄養コースおよび調理ビジネスコース、幼児教育学科でコラボ授業を実施した。FC 今治の選手またはコーチを交えた授業はそれぞれのコース・学科で年 3 回実施し、3 回目は学修成果を地域に公開する機会とした。成果報告に向け、各コース・学科で準備や練習を継続して行い、令和 4（2022）年 12 月、3 コース同日に「FC 今治コラボ授業学修成果報告会」を開催した。学修成果報告会には全体で延べ 109 名の参加があった。参加者アンケートでは「非常に良かった」「よかった」との回答が全体で 86%と概ね好評であった。

食物栄養コースでは、FC 今治の選手から食生活を聞き取り、FC 今治トップチームの管理栄養士からスポーツ選手の食事を学び、「選手へのオススメメニュー」を考案して学修成果報告会で発表を行った。参加者にはワークショップ形式の栄養指導も行い、スポーツ栄養の知識習得や簡易食事診断の栄養指導をすることで、地域の方々の健康推進に役立てることができた。

調理ビジネスコースでは、「地元食材を使用したメニュー開発」をテーマに、FC 今治の選手と一緒にメニューを考え、学修成果報告会では、レシピ動画の公開収録・試食会を実施した。この活動を通して、アイデアを形にして実際に料理して試食していただくことで地域の方に地元食材の魅力、地産地消の大切さ、手作りの楽しさを参加者に伝えることができた。

幼児教育学科では、FC 今治ホームグロウンコーチと一緒に体を動かす遊びを通じた子育て支援を学び、学修成果報告会では、地域の 3～6 歳の子どもをもつ親子を対象に「親子あそびプログラム」を開催し、手あそびやボール遊びなどの運動プログラムを実践することができた。

未来を切り開いて地域に貢献できる人材育成を目指し、FC 今治コラボ授業を令和 5（2023）年度以降も継続して行う。

【テーマ 基準 I-B 教育の効果】

<根拠資料>

<提出資料>

1. 学生便覧（令和 4 年度）p. 5-6, p. 35-38
2. 2022 大学案内（令和 4 年度）
4. 本学ウェブサイト 教育の方針（教育理念、教育目的、教育目標）
<https://www.meitan.ac.jp/daigaku/policy.html>
5. 今治明德短期大学 学則
6. 本学ウェブサイト 教育の方針（AP・CP・DP）
<https://www.meitan.ac.jp/daigaku/admpolicy.html>

<備付資料>

2. 今治明德短期大学中長期計画（令和3年度～令和7年度）
3. 学修ポートフォリオ（プロセスノート）
5. 管理運営会議会議録（令和3年度）
18. 各種委員会議事録（令和2年度～令和4年度）
19. ライフデザイン学科議事録（令和2年度～令和4年度）
20. 各コース会議事録（令和2年度～令和4年度）
21. 幼児教育学科議事録（令和2年度～令和4年度）
22. ポリシー見直し関係資料（令和3年度）
23. 自己点検・評価票（令和2年度～令和4年度）
24. 自己点検評価委員会会議録（令和3年度）

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学では、「明德を明らかにする」との「建学の精神」に基づく人格教育を「教育理念」としている。また、「建学の精神」および「教育理念」を基に、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することにより、地域に根ざしつつ人類の文化と福祉の発展に貢献すること」を「本学の目的」としている（学則（提出-5）第1条第1項）。これらは学生が認識できるよう、学生便覧（提出-1-p.5-6）等で周知に努めるとともに本学ウェブサイト等（提出-6）を通じて学内外に表明している。また、本学の教育目的を次のように定めている（学則第1条第2項）。

<本学の教育目的>

- 1) 豊かな人間性と優れた専門能力を兼ね備えた人材に育つこと。
- 2) 時代の要請、地域のニーズに応ずる新しい学問・技術を修得すること。
- 3) グローバルな視野を身に付けた教養人としての素地が整うこと。
- 4) 心の美しい礼儀正しい主体的・協働的な社会人となること。

本学における「教育目標」は、学生の学びのために本学が取り組むべき教育、つまり、「教育目的達成のための方法」を意味しており、機関としての教育目的に向けた教育目標は、学則第1条第3項に次のように定めている。

＜本学の教育目標＞

- 1) 学生一人ひとりに固有な徳性を尊重する多様で柔軟な教育。
- 2) 少人数教育を通じて学生が教師と直接ふれあえる人間教育。
- 3) 基礎から積み上げる学問、行き届いた技能訓練と綿密な実習指導を通して、確かな学識と優れた実践的スキルを修得させるような教育。

この学則第1条の第1～3項に示された本学の目的、本学の教育目的および本学の教育目標に基づいて、各学科の教育目的が学則第1条第4項に、各学科の教育目標が第1条第5項に明記されている。各学科の教育目標は各学科の教育目的を達成するための方法、本学が取り組むべき教育を指している。それらは以下の通りである。

【ライフデザイン学科】

1) 教育目的

1. 本学科が培ってきた教育の伝統を継承しつつ、新しい時代にふさわしい人間性豊かな人材として育ち、社会生活の多様化に適応して自己判断・自己選択できる能力を養い、将来の確かなライフデザインを構築すること。
2. 将来を見据え、社会に貢献できる専門性の高い知識と実践力を身に付け、必要な免許資格を取得すること。

2) 教育目標

1. 日本人と留学生が共に学び、実学を修得することで自己の可能性を広げ、自己実現していくこと。
2. 地域福祉の担い手となる、人間性豊かで専門性の高い知識と実践能力を兼ね備えた介護福祉士の養成。
3. 人間性豊かで、健康や栄養に関する専門知識をもち、食知識の普及と食事の提供をおこなう栄養士の養成。
4. 調理の知識や技術を身に付けた、人間性豊かで創造力溢れる調理師の養成。

【幼児教育学科】

1) 教育目的

深い知性と高い徳性を具えた人間、また柔軟で創造的な心性に基づく優れた専門能力をもつ保育者となること。

2) 教育目標

1. 自らの個性を生かして、主体的かつ協働的に行動することのできる保育者の養成。
2. 地域に立脚しながらも地球的な展望を失わず、子どもの最大限の利益を計ることのできる保育者の養成。
3. 系統的な知識と応答的な実践力を修得するとともに、自らの子ども観を確立して、普遍的かつ現代的な社会の要請に応えることのできる保育者の養成。

各学科の教育目的および教育目標は、全学生および全教職員に配布する学生便覧に明記するとともに、本学ウェブサイト、大学ポートレート等の「教育の方針」でも学内外に公表している。また、オープンキャンパスや入学時のオリエンテーション、保

護者説明会等の機会を利用して、学生や保護者等に対しても周知するよう努めている。

本学並びに各学科・コースの教育目的・目標は、中長期計画（備付 - 2）作成および学生便覧作成時等に自己点検・評価委員会、教務委員会、各学科会、各コース会（備付 - 18, 19, 20, 21）で定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

学習成果に関しては、建学の精神・教育理念、教育目的・目標に基づき、全学共通および学科・コースの学習成果を定めている。また、これらの学習成果は、本学ウェブサイト、学生便覧（提出 - 1 - p. 35-38）、学修ポートフォリオ（プロセスノート）（備付 - 3）等において、学内外に表明している。さらに、学習成果を学校教育法の短期大学の規程に照らし、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成できるよう、毎年、学科・コースの自己点検・評価票（備付 - 23）作成時に点検を行っている。

以下、本学では、「学習成果」を「学修目標（学習成果）」と記述する。本学では、令和 3（2021）年度中に令和 4（2022）年度以降における本学の三つのポリシーの見直し（備付 - 22）と同時に学修目標（学習成果）の明文化を行った。

本学における「学修目標（学習成果）」とは、短期大学 2 年間での全教育課程を通して「学生が」何を学び、何を身に付けるかを意味し、学生を主体として記述している。つまり、本学では、学修目標が「学習成果」に相当する。令和 4（2022）年度以降はこの学修目標（学習成果）を中心として本学の自己点検・評価を実施している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学では、建学の精神・教育理念、本学の目的、本学の教育目的・教育目標および

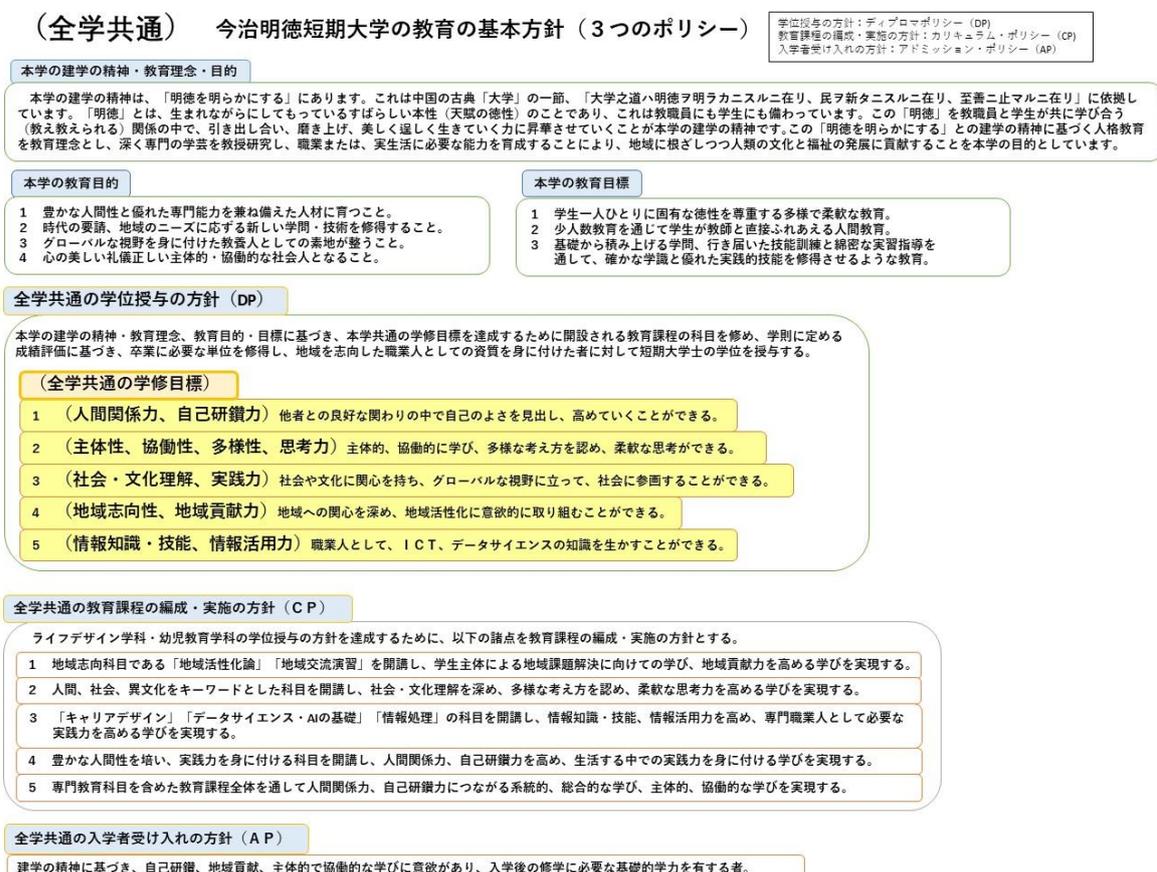
各学科の教育目的・教育目標に基づいて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー、DP）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー、CP）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー、AP）を関連付けて一体的に定めている。これら三つの方針を本学では「三つのポリシー」と記載する。平成 29（2017）年度には、全学共通の卒業認定・学位授与の方針を新設し、同年度に各学科のディプロマ・ポリシー（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受け入れの方針（AP）の見直しを学科・コースの全教員で行った。

また、令和 3（2021）年度には、令和 4（2022）年度以降の三つのポリシーの見直し、学修目標（学習成果）の明文化、全学共通の入学者受け入れの方針の新設を行った。これまで通り、三つのポリシーを関連付けて、一体的に定めている。

令和 3（2021）年度の見直し時には、副学長、学科長、ALO による全学共通の学修目標（学習成果）およびポリシー見直し案を各学科・コースの全教員に提示後、見直しを行い、全学の調整を図るとともに全教員が関与し、各学科・コースの特色を引き出せるようにした。令和 4（2022）年度には、三つのポリシーを踏まえ、全学共通および各学科・コースの学修目標（学習成果）を達成できるよう、共通教育および学科・コースの中で教育活動を実施している。三つのポリシーについては、本学ウェブサイトの中の「教育の方針」にまとめて示すとともに、学生便覧に掲載し、学内外に表明している。

本学の教育の基本方針（3つのポリシー）をまとめ、図に示す（図 I - B - 1）。

図 I - B - 1 教育の基本方針（3つのポリシー）



(ライフデザイン学科**介護福祉コース**) 今治明德短期大学の教育の基本方針 (3つのポリシー)

<p>大学の教育目的</p> <p>ライフデザイン学科の教育目的</p>	<p>大学の建学の精神・教育理念・目的</p> <p>大学の教育目標</p> <p>ライフデザイン学科の教育目標</p>	<p>学位授与の方針：ディプロマポリシー (DP) 教育課程の編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー (CP) 入学者受け入れの方針：アドミッション・ポリシー (AP)</p>
<p>1 本学科が培ってきた教育の伝統を継承しつつ、新しい時代にふさわしい人間性豊かな人材として育ち、社会生活の多様化に適応して自己判断・自己選択できる能力を養い、将来の確かなライフデザインを構築すること。</p> <p>2 将来を見据え、社会に貢献できる専門性の高い知識と実践力を身に付け、必要な免許資格を取得すること。</p>	<p>1 日本人と留学生が共に学び、実学を修得することで自己の可能性を広げ、自己実現していくこと。</p> <p>2 地域福祉の担い手となる、人間性豊かで専門性の高い知識と実践力を兼ね備えた介護福祉士の養成。</p> <p>3 人間性豊かで、健康や栄養に関する専門知識を持ち、食知識の普及と食事の提供をおこなう栄養士の養成。</p> <p>4 調理の知識や技能を身に付けた、人間性豊かで創造力溢れる調理師の養成。</p>	
<p>ライフデザイン学科介護福祉コースの学位授与の方針 (DP)</p> <p>学科の教育目的・目標に基づき、各コースの学修目標を達成するために開設される教育課程の科目を修め、学則に定める成績評価に基づき、卒業に必要な単位を修得し、かつ、各コースの特色を活かし、専門職業人としての専門的な知識及び技能、多様なニーズに対応できる実践力、また、主体性を持ち他と協働しつつ地域社会に貢献できる資質を身に付けた者に対して短期大学士の学位 (生活科学) を授与する。</p>		
<p>(介護福祉コースの学修目標)</p> <p>1 (人間関係力、自己研鑽力) 専門職として必要な素養を身に付け、対人援助に関わる人間関係力、自己研鑽力の向上を継続的に実現できる。</p> <p>2 (専門的知識・技能、倫理・価値観) 知識・技能の修得と、必要な倫理、価値観に基づき個人の尊厳を重視し、権利を擁護できる。</p> <p>3 (協働性、多職種連携) 多職種との連携の必要性和チームアプローチの理解を体験的に実現できる。</p> <p>4 (地域志向性、地域貢献力) 地域を志向し、地域での活動の中で、地域貢献・課題解決力の向上を体験的に実現できる。</p> <p>5 (基礎的研究力、ICT能力) 介護実践力を高めるとともに、必要な基礎的研究力及びICT能力を継続的に実現できる。</p>		
<p>介護福祉コースの教育課程の編成・実施の方針 (CP)</p> <p>学科・コースの学位授与の方針を達成するために、以下の諸点を教育課程の編成・実施の方針とする。</p> <p>1 介護福祉に関わる専門職として、必要な素養を身に付けられることを目指す。</p> <p>2 介護福祉に関わる専門職として、倫理観を持ち、必要な専門知識と技能の修得を目指す。</p> <p>3 介護福祉に関わる専門職として、実習及び地域の社会活動を通して、介護福祉士として必要な思考力・判断力・介護実践力及び研究力を培うことを目指す。</p> <p>4 介護福祉に関わる専門職として、必要な多職種との連携の必要性を理解することを目指す。</p>		
<p>介護福祉コースの入学者受け入れの方針 (AP)</p> <p>学科・コースの学位授与の方針を達成するために、以下の諸点を入学者受け入れの方針とする。</p> <p>1 (知識、技能) 入学後の修学に必要な基礎的学力を有する者。</p> <p>2 (思考力、判断力、表現力) 他者の生活課題を的確に把握し、多様な方法でもって対応することができる者。</p> <p>3 (主体性、多様性) 他者の心に寄り添え、介護福祉職を身に付けることができる者。介護福祉への関心が高く、地域に住む他者の人生・生活を支える情熱を持っている者。</p> <p>4 (地域貢献力、協働性) 豊かな感性を備え、人と関わり協力し、地域住民と協働し、地域社会に貢献する志のある者。</p>		

(ライフデザイン学科**食物栄養コース**) 今治明德短期大学の教育の基本方針 (3つのポリシー)

<p>大学の教育目的</p> <p>ライフデザイン学科の教育目的</p>	<p>大学の建学の精神・教育理念・目的</p> <p>大学の教育目標</p> <p>ライフデザイン学科の教育目標</p>	<p>学位授与の方針：ディプロマポリシー (DP) 教育課程の編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー (CP) 入学者受け入れの方針：アドミッション・ポリシー (AP)</p>
<p>1 本学科が培ってきた教育の伝統を継承しつつ、新しい時代にふさわしい人間性豊かな人材として育ち、社会生活の多様化に適応して自己判断・自己選択できる能力を養い、将来の確かなライフデザインを構築すること。</p> <p>2 将来を見据え、社会に貢献できる専門性の高い知識と実践力を身に付け、必要な免許資格を取得すること。</p>	<p>1 日本人と留学生が共に学び、実学を修得することで自己の可能性を広げ、自己実現していくこと。</p> <p>2 地域福祉の担い手となる、人間性豊かで専門性の高い知識と実践力を兼ね備えた介護福祉士の養成。</p> <p>3 人間性豊かで、健康や栄養に関する専門知識をもち、食知識の普及と食事の提供をおこなう栄養士の養成。</p> <p>4 調理の知識や技能を身に付けた、人間性豊かで創造力溢れる調理師の養成。</p>	
<p>ライフデザイン学科食物栄養コースの学位授与の方針 (DP)</p> <p>学科の教育目的・目標に基づき、各コースの学修目標を達成するために開設される教育課程の科目を修め、学則に定める成績評価に基づき、卒業に必要な単位を修得し、かつ、各コースの特色を活かし、専門職業人としての専門的な知識及び技能、多様なニーズに対応できる実践力、また、主体性を持ち他と協働しつつ地域社会に貢献できる資質を身に付けた者に対して短期大学士の学位 (生活科学) を授与する。</p>		
<p>(食物栄養コースの学修目標)</p> <p>1 (専門的知識・技能、自己研鑽力) 専門職としての知識・技術と技能を修得し、周囲の人と交流を深め、自己を磨くことができる。</p> <p>2 (思考力、判断力、表現力、主体性、協働性) 必要な思考力および判断力、表現力、さらに主体性を持って多様な人々と協働して学ぶことができる。</p> <p>3 (多職種連携、実践力) 多職種の人と連携した活動に興味を持ち、社会に参画することができる。</p> <p>4 (地域志向性、地域貢献力) 地域に関心を持ち、地域に住む人々や地域の保健活動家と連携し、地域貢献することができる。</p> <p>5 (基礎的研究力、ICT能力) 基礎的な研究とICT、データサイエンスの能力を高めることができる。</p>		
<p>食物栄養コースの教育課程の編成・実施の方針 (CP)</p> <p>学科・コースの学位授与の方針を達成するために、以下の諸点を教育課程の編成・実施の方針とする。</p> <p>1 栄養と食の専門家として必要な専門知識と技能を修得し、人間関係力、自己研鑽力の向上を目指す。</p> <p>2 主体的に行動し、周囲の人と協働して学ぶことにより多様な考え方や柔軟な思考、表現力を身に付けることを目指す。</p> <p>3 地域への関心を深め、地域住民や学外の活動家と交流することにより実践力を高めることを目指す。</p>		
<p>食物栄養コースの入学者受け入れの方針 (AP)</p> <p>学科・コースの学位授与の方針を達成するために、以下の諸点を入学者受け入れの方針とする。</p> <p>1 (知識、技能) 入学後の修学に必要な基礎的学力を有する者。</p> <p>2 (思考力、判断力、表現力) 他者のニーズを的確に判断し、多様な方法でもって対応できる者。</p> <p>3 (主体性、多様性、協働性) 他者を思いやる気持ちを持ち、共感的理解を深めることができる者。</p> <p>4 (地域志向性、地域貢献力) 地域の人々と交流することにより、自分の成長を広く他者に還元し、地域貢献できる者。</p>		

(ライフデザイン学科**調理ビジネスコース**) 今治明德短期大学の教育の基本方針 (3つのポリシー)

本学の建学の精神・教育理念・目的

本学の教育目的

ライフデザイン学科の教育目的

本学の教育目的

ライフデザイン学科の教育目標

学位授与の方針：ディプロマポリシー (DP)
教育課程の編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー (CP)
入学者受け入れの方針：アドミッション・ポリシー (AP)

- 1 本学が培ってきた教育の伝統を継承しつつ、新しい時代にふさわしい人間性豊かな人材として育ち、社会生活の多様化に適応して自己判断・自己選択できる能力を養い、将来の確かなライフデザインを構築すること。
- 2 将来を見据え、社会に貢献できる専門性の高い知識と実践力を身に付け、必要な免許資格を取得すること。
- 1 日本人と留学生が共に学び、実学を修得することで自己の可能性を広げ、自己実現していくこと。
- 2 地域福祉の担い手となる、人間性豊かで専門性の高い知識と実践力を兼ね備えた介護福祉士の養成。
- 3 人間性豊かで、健康や栄養に関する専門知識をもち、食知識の普及と食事の提供をおこなう栄養士の養成。
- 4 調理の知識や技能を身に付けた、人間性豊かで創造力溢れる調理師の養成。

ライフデザイン学科調理ビジネスコースの学位授与の方針 (DP)

学科の教育目的・目標に基づき、各コースの学修目標を達成するために開設される教育課程の科目を修め、学別に定める成績評価に基づき、卒業に必要な単位を修得し、かつ、各コースの特色を活かし、専門職業人としての専門的な知識及び技能、多様なニーズに対応できる実践力、また、主体性を持ち他と協働しつつ地域社会に貢献できる資質を身に付けた者に対して短期大学士の学位 (生活科学) を授与する。

(調理ビジネスコースの学修目標)

- 1 (専門的知識・技能、自己研鑽力) 専門的知識を身につけ、基本技術を繰り返し練習し、自己研鑽することで技能を高めていくことができる。
- 2 (主体性、多様性、協働性) 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶことで自己を高めることができる。
- 3 (思考力、判断力) 食の多様化が進むなか、時代のニーズに対応できるビジネス感覚を身に付けることができる。
- 4 (地域志向性、地域貢献力、表現力) 地域の食文化や資源を学び、地域課題に目を向け、料理を通してその解決、発展のために貢献していくことで創造力、コミュニケーション能力を高めることができる。
- 5 (人間関係力、調理実践力) 将来の自分を見据えて、料理人としての真の力を身に付けるとともに、人間性も磨くことで総合的に人間力を養い、着実に歩んでいくことができる。

調理ビジネスコースの教育課程の編成・実施の方針 (CP)

学科・コースの学位授与の方針を達成するために、以下の諸点を教育課程の編成・実施の方針とする。

- 1 調理師として必要な専門的知識と技能の修得を目指す。
- 2 調理師として必要な思考力・判断力・表現力の涵養を目指す。
- 3 調理師として主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の涵養を目指す。
- 4 教育課程全体を通して人間関係力、自己研鑽力につながる系統的、総合的な学びを実現する。

調理ビジネスコースの入学者受け入れの方針 (AP)

学科・コースの学位授与の方針を達成するために、以下の諸点を入学者受け入れの方針とする。

- 1 (知識、技能) 入学後の修学に必要な基礎的学力を有する者。
- 2 (思考力、表現力、多様性) 自らの目標を設定し、自分の意見や考えを的確に表現し多様な方法でもって対応できる者。
- 3 (主体性、判断力) 自らの意思で柔軟性を持った学びができる者。
- 4 (地域貢献力、協働性) 社会に奉仕し、地域や社会発展に貢献する意欲を持つ者。

(ライフデザイン学科**国際観光ビジネスコース**) 今治明德短期大学の教育の方針 (3つのポリシー)

本学の建学の精神・教育理念・目的

本学の教育目的

ライフデザイン学科の教育目的

本学の教育目的

ライフデザイン学科の教育目標

学位授与の方針：ディプロマポリシー (DP)
教育課程の編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー (CP)
入学者受け入れの方針：アドミッション・ポリシー (AP)

- 1 本学が培ってきた教育の伝統を継承しつつ、新しい時代にふさわしい人間性豊かな人材として育ち、社会生活の多様化に適応して自己判断・自己選択できる能力を養い、将来の確かなライフデザインを構築すること。
- 2 将来を見据え、社会に貢献できる専門性の高い知識と実践力を身に付け、必要な免許資格を取得すること。
- 1 日本人と留学生が共に学び、実学を修得することで自己の可能性を広げ、自己実現していくこと。
- 2 地域福祉の担い手となる、人間性豊かで専門性の高い知識と実践力を兼ね備えた介護福祉士の養成。
- 3 人間性豊かで、健康や栄養に関する専門知識をもち、食知識の普及と食事の提供をおこなう栄養士の養成。
- 4 調理の知識や技能を身に付けた、人間性豊かで創造力溢れる調理師の養成。

ライフデザイン学科国際観光ビジネスコースの学位授与の方針 (DP)

学科の教育目的・目標に基づき、各コースの学修目標を達成するために開設される教育課程の科目を修め、学別に定める成績評価に基づき、卒業に必要な単位を修得し、かつ、各コースの特色を活かし、専門職業人としての専門的な知識及び技能、多様なニーズに対応できる実践力、また、主体性を持ち他と協働しつつ地域社会に貢献できる資質を身に付けた者に対して短期大学士の学位 (生活科学) を授与する。

(国際観光ビジネスコースの学修目標)

- 1 (人間関係力、自己研鑽力、多様性) 国際社会の一員として多様な価値観を理解し、自己の能力を高めていくことができる。
- 2 (専門的知識、語学力、主体性、協働性) 国際観光ビジネス分野で求められる専門的知識と語学力を、主体的、協働的な学びを通して身に付けることができる。
- 3 (思考力、判断力、実践力) 国際観光ビジネスの現場において必要な思考力・判断力・実践力を培うことができる。
- 4 (地域理解力、地域貢献力) 地域の文化、観光資源について理解し、地域社会に貢献できる取組を積極的に行うことができる。

国際観光ビジネスコースの教育課程の編成・実施の方針 (CP)

学科・コースの学位授与の方針を達成するために、以下の諸点を教育課程の編成・実施の方針とする。

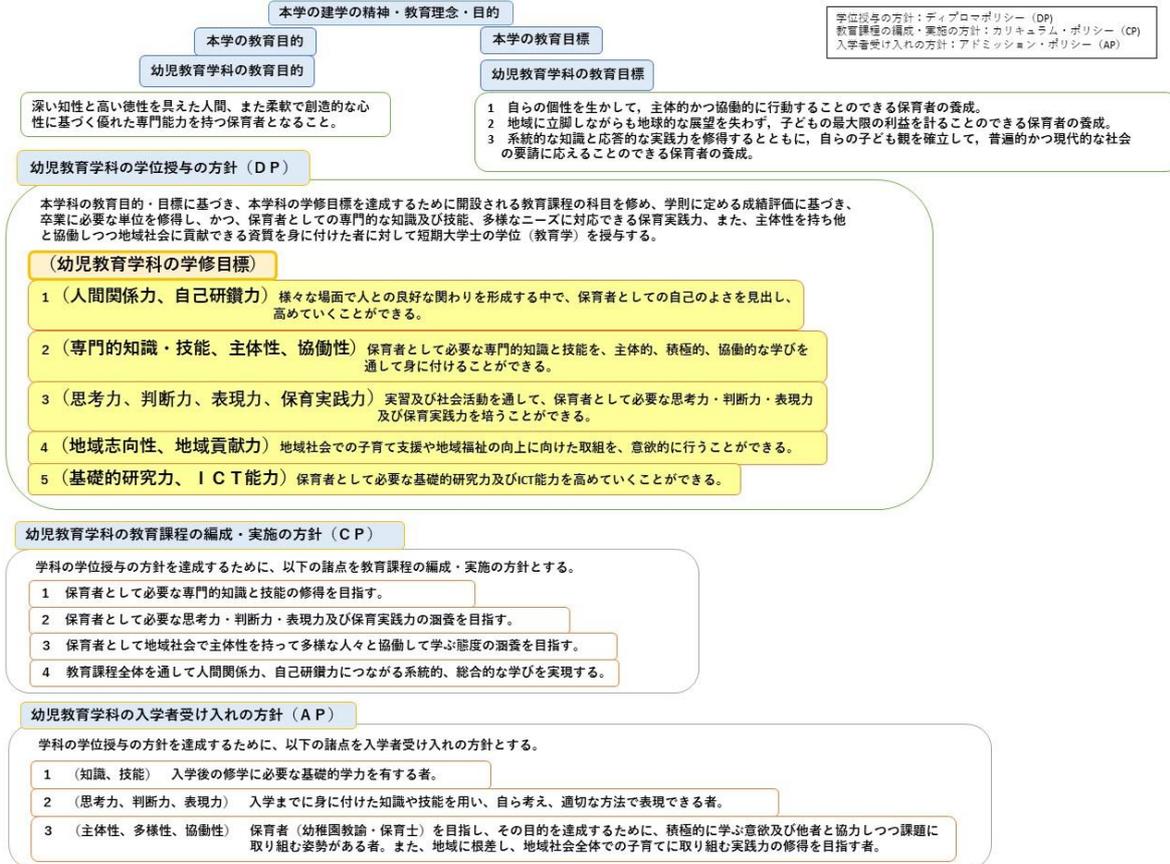
- 1 観光分野に関する教育課程を編成し、国内旅行業務取扱管理者として必要な専門的知識とホスピタリティー技能の修得を目指す。
- 2 国際コミュニケーション分野に関する教育課程を編成し、英語や中国語 (留学生在に日本語) など実用的な外国語会話の修得を目指す。
- 3 ビジネス分野に関する教育課程を編成し、ビジネス社会において必要な専門的知識や技能の修得を目指す。

国際観光ビジネスコースの入学者受け入れの方針 (AP)

学科・コースの学位授与の方針を達成するために、以下の諸点を入学者受け入れの方針とする。

- 1 (知識、技能) 入学後の修学に必要な情報知識及びビジネススキルの力を有している者。
- 2 (思考力、判断力、表現力) 専門的知識を学び、資格を取得し、それを活用できる者。
- 3 (主体性、多様性、協働性) 異文化理解を深めることができ、国際観光ビジネスへの関心が高く、自身が学びたい分野で多様な人々と協働して地域社会で活躍していきたいという意欲を持つ者。

(幼児教育学科) 今治明德短期大学の教育の方針 (3つのポリシー)



<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

令和 3 (2021) 年度に見直した三つのポリシーおよび新たに構築した学修目標 (学習成果) を具体的に学外に広く公表していくことが今後の課題である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

本学では、令和 3 (2021) 年度、学修目標 (学習成果) の明文化にあたり、自己点検評価委員会および管理運営会議において次のことに留意しながら行った (備付 - 5、24)。

- (1) ①全学共通の学修目標 (汎用的な学習成果)、②学科・コースの学修目標 (専門的な学習成果) としてまとめる。
- (2) 建学の精神、教育理念、教育目的・目標、学修目標 (学習成果) および三つのポリシーの整合性、つながりを再度検討し、見直しを行う。
- (3) 学修目標 (学習成果) の各文に加え、それぞれのキーワードを明確にする。
- (4) 特に「建学の精神」を意識し、「明德を明らかにする」ことにつながる「自己研鑽力」、「人間関係力」を学修目標 (学習成果) のキーワードにおくとともに新規に策定した全学アドミッション・ポリシー (AP) で明確にする。
- (5) 令和 2 (2020) 年度の外部評価委員会で意見をいただいた「地域連携・地域貢献」に関する学修目標 (学習成果) を明文化する。

- (6) 教育目的にある「時代の要請」に応ずる学問・技術として「情報知識・技能、情報活用力」を全学共通の学修目標（学習成果）として明文化する。
- (7) 副学長、学科長、ALO による全学共通の学修目標（学習成果）およびポリシー見直し案を各学科・コースの全教員に提示後、各学科・コースの学修目標（学習成果）およびポリシーの見直しを行う。これにより、全学の調整を図るとともに全教員が関与し、各学科・コースの特色を引き出せるようにする。
- (8) 各学科・コースから出された案をもとに再度、学内の整合性（文言、記述の仕方など）を図る。
- (9) 教育目的・目標を含め、文言の調整を行う。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

<提出資料>

- 5. 今治明德短期大学 学則
- 6. 本学ウェブサイト 教育の方針 (AP・CP・DP)
<https://www.meitan.ac.jp/daigaku/admpolicy.html>
- 7. 今治明德短期大学自己点検・評価に関する規程

<提出資料－規程集 今治明德短期大学>

- 8. 相互評価に関する規程
- 9. 今治明德短期大学認証評価に関する規程
- 10. 今治明德短期大学外部評価に関する規程
- 55. 今治明德短期大学 GPA（成績評価平均値）に関する規程

<備付資料>

- 3. 学修ポートフォリオ（プロセスノート）
- 5. 管理運営会議議事録（令和2年度～4年度）
- 22. ポリシー見直し関係書類（令和3年度）
- 23. 自己点検・評価票（令和2年度～令和4年度）
- 26. 令和3年度自己点検・評価報告書
- 27. 外部評価委員会議事録（令和2年度～令和4年度）
- 28. 学修ポートフォリオ（指導記録簿）
- 30. 職員連絡会資料（令和4年度）
- 31. 本学ウェブサイト自己点検・評価
<https://www.meitan.ac.jp/daigaku/hyoka.html>

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り

組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では、学則第2条に次のように定め、自己点検・評価のための規定および組織を整備している（提出 - 5）。

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

第3項の実施体制については、「今治明德短期大学自己点検・評価に関する規程」（提出 - 7）第2条において「自己点検・評価を組織的に実施するために、ALO、自己点検・評価委員会および専門委員会を置く」と定めている。また、「自己点検・評価委員会」の年次報告について検証を行うために「今治明德短期大学外部評価に関する規程」（規程 - 10）を整備している。さらに、「相互評価に関する規程」（規程 - 8）「今治明德短期大学認証評価に関する規程」（規程 - 9）を整備している。

本学では、規定に基づき、毎年度末に自己点検・評価を学科会、各種委員会、地域連携センター、IR 推進センターおよび事務部からなる専門委員会で実施し、自己点検・評価票（備付 - 23）にまとめている。本学の全教職員は、専門委員会に属しており、自己点検・評価活動および自己点検・評価報告書の作成にかかわっている。年度末には、自己点検・評価委員会を開催し、自己点検・評価票に基づき、当該年度の目標・計画に対する活動内容、それらに対する成果や効果、改善に向けた今後の課題、次年度の行動計画について、専門委員会の長が報告し、共有している。

また、管理運営会議（備付 - 5）では、その規定において教学マネジメントに関する事項を審議することになっており、学長の判断のもと、会議を開催し、必要な事項を審議している。その後、必要な事項は、職員連絡会（備付 - 30）等にて報告し、教職員で情報共有を行っている。

今治明德短期大学自己点検・評価に関する規程では、その第7条2項に「学長は、

自己点検・評価の結果を、必要に応じ適当な方法で公表する」と定めている。本学では、自己点検・評価の結果を学長・理事長に報告するとともに、令和 3（2021）年度には、自己点検・評価報告書（備付 - 26）を本学ウェブサイト（備付 - 31）にて公表した。

本学の外部評価委員は、中学校および高等学校の校長等、保育、福祉、医療および商工関係機関の施設長等、同窓会関係者等、本学入学前から卒業後に至るステークホルダーの代表者で構成されている。令和 5（2023）年 3 月には、令和 4（2022）年度の外部評価委員会を開催し、本学の教育・研究・社会貢献の取り組みについて報告書をもとに外部評価委員から意見を聴取した（備付 - 27）。外部評価委員からは、本学の自己点検・評価に関する事項について、いずれも妥当であると評価されている。

本学の自己点検・評価票の様式は、PDCA サイクルが可視化できるよう当該年度の目標・計画（P）、活動内容（D）、評価（C）、次年度の行動計画（A）から構成されている。専門委員会は、自己点検・評価時に目標に対しての成果や効果、改善に向けた今後の課題を明確にするとともに次年度以降に向けた行動計画を示すことで、自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

【区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

以下、本学では大学での学びを「学修」と表記する。本学では、平成 30（2018）年度よりアセスメント・ポリシーに基づき、学修成果の評価を行っている。また、アセスメント・ポリシーおよびアセスメント指標を定期的に点検している。令和 3（2021）年度には、三つのポリシーの見直し（備付 - 22）と同時に、それに合わせてアセスメント・ポリシーの見直しを行った。令和 4（2022）年度以降、アセスメントに用いる指標については、「大学（機関）レベル」「教育課程（カリキュラム）レベル」「科目レベル」に分け、入学前後、在学中、卒業時・卒業後でそれぞれの指標を示している。

本学では、上記に示すアセスメントに用いる指標を学科・コース、委員会等の各組織において、評価の指標として用い、次年度計画に反映するなど本学の教育の向上・充実のための PDCA サイクルに活用している。

学校教育法、短期大学設置基準等の関連法規の変更などを確認し、必要に応じて事務部を中心に対応し、法令を遵守している。

令和 4（2022）年度における本学のアセスメント・ポリシーおよびアセスメントに用いる指標は次のとおりである（提出 - 6）。

アセスメントポリシー

本学では、アドミッション・ポリシー（AP）、カリキュラム・ポリシー（CP）、ディプロマ・ポリシー（DP）に基づき、教育の質を点検・保証し、絶えず向上させるために、以下の方針にて学修成果を可視化、評価します。

大学（機関）レベル

卒業時の進路決定状況（就職率・進学率、専門領域への就職率等）、資格取得状況、学修ポートフォリオ、卒業時アンケート等によって、学修成果の総括的評価を行います。

教育課程（カリキュラム）レベル

単位取得状況、GPA 分布、学修目標別 GPA、資格取得状況等、多面的な指標を用いて学修目標の達成状況およびカリキュラム全体について評価します。また、学期毎に学修ポートフォリオを用いて各学生および教員が記述および個別面談により一人ひとりの学びの振り返りを行います。さらに、個々の学生の振り返りをもとに、学年・コース毎の学修目標の達成状況を確認します。

科目レベル

シラバスにおいて各科目の授業終了時の到達目標、授業外学修の内容を明確に示すとともに、学期末の授業アンケートを用いて、各科目の学修目標の達成状況や授業外学修について査定します。教員は各科目の目的に応じて、当該科目における学生の学修目標の達成を評価するための方法をシラバスに具体的に明示し、その方法によって成績評価を行います。また、授業アンケート等を手掛かりに学生の学修成果に向けたよりよい授業に向け、絶えず改善を図ります。

学修成果のより具体的なアセスメント方法について、次の表に示す（表 I - C - 1）。

表 I - C - 1 アセスメントに用いる指標

		入学前後(AP)	在学中(CP)	卒業時・卒業後(DP)
大学(機関)レベル	客観評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・高校での成績 ・調査書 ・推薦書 ・入学試験分析情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・GPA・GPA分布 ・全学DPの学修目標別GPA ・取得単位数 ・単位取得率 ・外部テスト(アセスメントテスト) ・資格取得 ・休学、退学、留年率 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与(取得)率 ・資格免許取得数・率 ・国家試験合格率 ・就職率、進学率 (専門領域への就職率) (県内就職率) ・休学、退学、留年率
	学生の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・エントリーシート ・志望理由書 ・活動報告書 ・経歴書(社会人) ・入学時アンケート ① 本学の教育 ② 生活状況 ③ キャリアデザイン 	<ul style="list-style-type: none"> ・学修ポートフォリオ(各期) ① 学びの振り返り ② 学生生活調査 ③ 次期の目標設定と理由 ・短大基準協会アンケート(年1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学修ポートフォリオ(卒業時) ① 学びの振り返り ② 大学生活における総括 ・卒業時アンケート ・卒業生アンケート(就職後)
教育課程(カリキュラム)レベル	客観評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・高校での成績 ・調査書 ・推薦書 ・入学試験分析情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・GPA・GPA分布 (各学科・コースDPの学修目標別GPA) ・取得単位数 ・単位取得率 ・外部テスト(アセスメントテスト) ・資格取得 ・休学、退学、留年率 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与(取得)率 ・資格免許取得率 ・教員免許取得率(幼児教育学科) ・国家試験合格率 ・就職率、進学率 (専門領域への就職率) (県内就職率) ・休学、退学、留年率
	学生の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・エントリーシート ・志望理由書 ・活動報告書 ・経歴書(社会人) ・入学時アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・学修ポートフォリオ(各期) ① 学びの振り返り ② 学生生活調査 ③ 次期の目標設定と理由 ・短大基準協会アンケート(年1回) ・教職履修カルテ(幼児教育学科) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学修ポートフォリオ(卒業時) ① 学びの振り返り ② 大学生活における総括 ・卒業時アンケート ・卒業生アンケート(就職後)
科目レベル	客観評価指標		<ul style="list-style-type: none"> ・科目のGPA ・科目のGPA分布 ・科目の単位取得率 ・科目の時間外学修時間 	
	学生の評価		<ul style="list-style-type: none"> ・授業アンケート ① 科目の時間外学修時間 ② 学修目標の達成度 ③ 授業評価 	
本学の取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ・各種入学試験 ・入学前教育 ・入学時アンケート ・新入生面談 ・履修モデルに基づいた履修指導 ・初年次教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・履修モデルに基づいた履修指導 ・指導教員制度 ・学修ポートフォリオ(各期) ・短大基準協会アンケート(年1回) ・学生生活調査(各期) ・進路希望調査 ・キャリアガイダンス ・教育進路懇談会 ・学生相談 ・教職履修カルテ(幼児教育学科) ・成果発表・成果報告会 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業時アンケート ・卒業生アンケート(就職後) ・就職先アンケート ・外部評価委員からの意見聴取

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題＞

今後さらに自己点検・評価の重要性を学内における全教職員で共有するとともに、次年度に向けて改善を行うことにより、大学全体として学生の学修成果に向け教育の質を向上させるための組織的な取り組みへとつなげていくことが必要である。

自己点検・評価報告書は、各組織別の自己点検・評価票を集積し、学内の自己点検・評価委員会において学長を含めて共有を図っているが、これまで、自己点検・評価報告書の公表は現状では十分ではなかった。そこで、令和 2（2020）年度以降は、外部評価委員会を開催し、教育・研究・社会貢献の取り組み、自己点検・評価・三つのポリシー・学習成果（本学での「学修目標」）等について外部委員に意見や評価を求めている。令和 5（2023）年 3 月に開催した外部評価委員会では、外部評価委員からは令和 4（2022）年度における地域活動を中心とした本学の教育について概ね妥当であると評価されている。

また、令和 4（2022）年度には、「令和 3（2021）年度自己点検・評価報告書」を本学ウェブサイト上に公表した。今後、大学として自己点検・評価および外部評価の結果をさらに積極的に公表していくことが課題の一つである。

なお、教育の質の向上・充実のための PDCA サイクルの活用にかかわる、本学の教学マネジメントの方法および手順を明確にしておく必要がある。アセスメントにかかわる質的評価の方法および各指標の評価方法については検討の余地があり、今後の課題である。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項＞

令和 3（2021）年度には、三つのポリシーの見直し、学修目標（学習成果）の明文化等、本学の教育の方針について大きく改善・改革を図る年度となった。令和 4（2022）年度には、令和 3（2021）年度の自己点検・評価報告書をウェブサイト上に公表した。また、改定したアセスメント・ポリシーのアセスメント指標をもとに令和 5（2023）年 3 月の管理運営会議では、本学の学修成果を点検・評価を行い、次のように評価した。

令和 3（2021）年度生（令和 4（2022）年度卒業生）の卒業時について（DP レベル）

- ・ライフデザイン学科については、学位授与率は 78.6%となっているが、これは国際観光ビジネスコースの留学生が入国できず休学するなどの理由によるところが大きく、（コース別の学位授与率は介護 100%、栄養 75%、スイーツ 85.7%、国際 50%）専門職の資格取得率や就職率には各コースで違いがあるものの、令和 4（2022）年度の休学数、退学数は国際を除き、各コース 1 名前後であり、概ね学修成果は達成できていると判断できる。
- ・幼児教育学科については、学位授与率および保育士資格取得率が 86.4%、幼稚園教諭免許の取得率が 81.2%、就職率は 9 割近くでいずれも専門職就職であり、概ね教育の質を担保し、卒業時における学修成果が出ていると判断できる。

令和 4（2022）年度生の 1 年修了時について（CP レベル）

・ライフデザイン学科について、GPA の分布では、一部 1.25 を下回る者がいるが、多くは 1.5 以上であり、取得単位数も若干名を除き 31 単位以上を履修しており、退学者、休学者とも少なく、教育の質を担保し、1 年間の学修成果が出ていると判断できる。

・幼児教育学科について、GPA の分布では、19 名中 18 名が 1.75 を超え、取得単位数も 51～55 単位の範囲であり、退学者はなく、1 名の休学者は復学予定となっており、十分教育の質を担保し、1 年間の学修成果が出ていると判断できる。

今後も本学における課題を改善しつつ、学生の学修成果に向け、教育の質を担保するために PDCA サイクルを回していく。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成 28（2016）年度自己点検・評価報告書の行動計画の実施状況を次に示す。

「建学の精神、本学の教育目的・教育目標、学修成果について、職員連絡会等の機会を利用し、学内で周知」については、継続して行っている。

「高大接続システム改革に向けた三つのポリシーの大幅な見直し」については、平成 29（2017）年度および令和 3（2021）年度に行っている。平成 29（2017）年度には、全学ディプロマ・ポリシーを新たに定め、令和 3（2021）年度には、ポリシーの見直しに合わせ、学習成果（本学でいう「学修目標」）を明文化した。

「成績判定の方法の変更」については、平成 28（2016）年度にこれまでの 4 段階評価から 5 段階評価に移行し、学修成果の可視化に努めている。これにより、成績評価をさらに厳格化するとともに本学の GPA 制度が他機関にも通用性のあるものとなった（規程 - 55）。また、学生にとっては、成績が数値化されることで成績の推移が可視化され、自己の目標を定めやすくなり、優秀な学生も含めて学修への動機づけにつながっている。

「学修成果の可視化に向けた学修ポートフォリオの導入と運用」については、平成 28（2016）年度に学修ポートフォリオの導入準備を始め、令和元（2019）年度入学生より順次、運用している。まず、令和元（2019）年度には、学生自身が学期ごとに学修の達成状況や学生生活を振り返り、次期に生かすための「学修ポートフォリオ（プロセスノート）」を導入した（備付 - 3）。令和 3（2021）年度からは指導教員が学期ごとに学生の目標達成状況を評価し、プロセスを確認するとともに学生への指導状況を記録する「学修ポートフォリオ（指導記録簿）」（備付 - 28）を導入している。これらを活用することにより、学生の主体的な学びを促している。

「人的資源に関わる課題」については、組織力の向上を目指した FD 活動および SD

活動の強化とともに業務の効率化、スリム化を各組織で検討し、実践している。法人本部主導により、学園内の中学、高等学校、短期大学の職員間の交流を積極的に進めている。

平成 28（2016）年度に举行された「学園創立 110 周年および短期大学開学 50 周年の記念行事」では本学の教育の根幹となる建学の精神、教育理念とその解釈について学内外で確認する機会となった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今後、継続して大学案内、ウェブサイト、学生便覧等で建学の精神、3 つのポリシー、学修目標（学習成果）を掲載するとともに、機会をとらえて学内外に公表していく。また、本学に入学した学生が学修目標（学習成果）を達成できるよう、アセスメント指標に基づきながら体制を整えていく。

具体的な課題の第一は、自己点検・評価報告書の公表である。本学の自己点検・評価活動を公表する方法の一つとして、令和 4（2022）年度以降、自己点検・評価報告書を本学ウェブサイトに掲載していく。

令和 4（2022）年度には、学科長、コース長に出席する管理運営会議および外部評価委員会でアセスメント指標をもとに学修目標（学習成果）の検証を行い、本学の教学マネジメントにおける PDCA サイクルを具体的に回していく手順を確認した。アセスメントにかかわる質的指標の評価および各指標の評価の方法については、ループリックを用いた評価を含め、今後、具体化を図る。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

様式 6－基準Ⅱ

【テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程】

＜根拠資料＞

＜提出資料＞

1. 学生便覧（令和4年度）
p. 61-76, p. 35-38, p. 39-41, p. 49, p. 79, p. 41-42, p. 78, p. 131-134
3. 2022 学生募集要項（令和4年度）
5. 今治明德短期大学 学則
6. 本学ウェブサイト 教育の方針（AP・CP・DP）
<https://www.meitan.ac.jp/daigaku/admpolicy.html>
8. 本学ウェブサイト 2022 年度（令和4年度）講義概要--シラバス
<https://www.meitan.ac.jp/syllabus2023/>
9. 学事暦（令和4年度）
29. 教授会議事録（令和2年度～令和4年度）

＜提出資料－規程集 今治明德短期大学＞

52. 今治明德短期大学履修規程
54. 今治明德短期大学学業成績判定に関する規程

＜備付資料＞

5. 管理運営会議議事録（令和2年度～令和4年度）
18. 各種委員会議事録（令和2年度～令和4年度）
19. ライフデザイン学科議事録（令和2年度～令和4年度）
20. 各コース会議事録（令和2年度～令和4年度）
21. 幼児教育学科議事録（令和2年度～令和4年度）
22. ポリシー見直し関係書類（令和3年度）
23. 自己点検・評価票（令和2年度～令和4年度）
27. 外部評価委員会議事録（令和2年度～令和4年度）
30. 職員連絡会資料（令和4年度）
32. シラバス作成要領（令和4年度）
33. オフィスアワー関連資料（令和4年度）
34. 地（知）の拠点整備事業活動関係資料
35. 授業評価アンケート結果
36. 卒業時満足度調査結果（令和4年度）
37. 本学ウェブサイト 公表情報 10. その他の学修成果・教育の質等に関する情報
<https://www.meitan.ac.jp/daigaku/kokai.html>
38. 卒業生アンケート（就職後）関係資料（令和4年度）
40. 就職先アンケート（令和4年度）

【区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

卒業認定・学位授与の方針、すなわち、ディプロマ・ポリシーは、学生が卒業するまでに修得を求められる能力や資質などを示したものであり、本学においては、卒業に必要な単位を修得し、地域を志向した専門的職業人としての資質を身につけた者を示し、学修目標（学習成果）に対応している。

本学の卒業および学位の取得は学則第 50 条に、成績評価の基準は、学則第 49 条（成績判定）に定めている。資格取得の要件は、学則第 43 条（幼稚園教諭二種免許状）、第 44 条（栄養士）、第 45 条（保育士）、第 46 条（介護福祉士受験資格）、第 47 条（調理師）に定めている（提出 - 5）。

なお、医事管理士・医療管理秘書士受験資格、フードコーディネーター資格、食育インストラクター資格、ふぐ取り扱い者免許、カフェクリエーター資格、児童厚生二級指導員資格、ピアヘルパー資格、社会福祉主事任用資格については、取得可能な免許・資格として、学生便覧に明記している（提出 - 1 - p. 61-76）。栄養士、保育士、幼稚園教諭二種免許状、介護福祉士受験資格等の教養を兼ね備えた資格・免許は社会（産業界）から求められ、認められている資格・免許であり、社会的に通用するものである。

また、本学の建学の精神に基づき、学則第 1 条第 2 項および第 3 項において本学の教育目的・目標を掲げることにより、社会貢献を果たすための普遍的な能力を明示しており、社会的（国際的）な場で通用するための必要条件を満たしていると言える。本学の卒業生は、卒業後多方面で活躍しており、本学で培うことのできる学修能力は、地域や社会から高く評価されている。

令和 3（2021）年度には、ディプロマ・ポリシーを含めた三つのポリシーを点検し、大幅な見直しを行った（備付 - 22）。三つのポリシーの見直しに合わせ、全学共通および各学科・コースにおける学修目標（学習成果）を文言として明示し、令和 4（2022）年度より運用している。

以下、学則第 1 条第 1 項の建学の精神・教育理念に基づき、同条第 2 項および第 3 項において本学の教育目的・目標、学則第 1 条第 4 項および第 5 項において、学科・コースごとの教育目的・目標を明示し、学生便覧に「教育の基本方針」として記している、全学科・コース共通および学科・コースごとのディプロマ・ポリシーを以下に示す（提出 - 1 - p. 35-38, 提出 - 6）。

< 本学のディプロマ・ポリシー (DP) >

【全学科・コース共通】

本学の建学の精神・教育理念、教育目的・目標に基づき、本学の学修目標を達成するために開設される教育課程の科目を修め、学則に定める成績評価に基づき、卒業に必要な単位を修得し、地域を志向した職業人としての資質を身に付けた者に対して短期大学士の学位を授与する。

全学共通の学修目標

- 1 (人間関係力、自己研鑽力) 他者との良好な関わりの中で自己のよさを見出し、高めていくことができる。
- 2 (主体性、協働性、多様性、思考力) 主体的、協働的に学び、多様な考え方を認め、柔軟な思考ができる。
- 3 (社会・文化理解、実践力) 社会や文化に関心を持ち、グローバルな視野に立って、社会に参画することができる。
- 4 (地域志向性、地域貢献力) 地域への関心を深め、地域活性化に意欲的に取り組むことができる。
- 5 (情報知識・技能、情報活用力) 職業人として、ICT、データサイエンスの知識を生かすことができる。

【ライフデザイン学科】

学科の教育目的・目標に基づき、各コースの学修目標を達成するために開設される教育課程の科目を修め、学則に定める成績評価に基づき、卒業に必要な単位を修得し、かつ、各コースの特色を活かし、専門職業人としての専門的な知識及び技能、多様なニーズに対応できる実践力、また、主体性を持ち他と協働しつつ地域社会に貢献できる資質を身に付けた者に対して短期大学士の学位(生活科学)を授与する。

介護福祉コース 学修目標

- 1 (人間関係力、自己研鑽力) 専門職として必要な素養を身に付け、対人援助に関わる人間関係力、自己研鑽力の向上を継続的に実現できる。
- 2 (専門的知識・技能、倫理・価値観) 知識・技能の修得と、必要な倫理、価値観に基づき個人の尊厳を重視し、権利を擁護できる。
- 3 (協働性、多職種連携) 多職種との連携の必要性和チームアプローチの理解を体験的に実現できる。
- 4 (地域志向性、地域貢献力) 地域を志向し、地域での活動の中で、地域貢献・課題解決力の向上を体験的に実現できる。
- 5 (基礎的研究力、ICT能力) 介護実践能力を高めるとともに、必要な基礎的研究力及びICT能力を継続的に実現できる。

食物栄養コース 学修目標

- 1 (専門的知識・技能、自己研鑽力) 専門職としての知識・技術と技能を修得し、周囲の人と交流を深め、自己を磨くことができる。
- 2 (思考力、判断力、表現力、主体性、協働性) 必要な思考力および判断力、表現力、さらに主体性を持って多様な人々と協働して学ぶことができる。

- 3 (多職種連携、実践力) 多職種の人と連携した活動に興味を持ち、社会に参画することができる。
- 4 (地域志向性、地域貢献力) 地域に関心を持ち、地域に住む人々や地域の保健活動家と連携し、地域貢献 することができる。
- 5 (基礎的研究力、ICT 能力) 基礎的な研究と ICT、データサイエンスの能力を高めることができる。

調理ビジネスコース 学修目標

- 1 (専門的知識・技能、自己研鑽力) 専門的知識を身に付け、基本技術を繰り返し練習し、自己研鑽することで技 能を高めていくことができる。
- 2 (主体性、多様性、協働性) 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶことで自己を高めることができる。
- 3 (思考力、判断力) 食の多様化が進むなか、時代のニーズに対応できるビジネス感覚を身に付け ることができる。
- 4 (地域志向性、地域貢献力、表現力) 地域の食文化や資源を学び、地域課題に目を向け、料理を通してその解決、 発展のために貢献していくことで創造力、コミュニケーション能力を高める ことができる。
- 5 (人間関係力、調理実践力) 将来の自分を見据えて、料理人としての真の力を身に付けるとともに、人間 性も磨くことで総合的に人間力を養い、着実に歩んでいくことができる。

国際観光ビジネスコース 学修目標

- 1 (人間関係力、自己研鑽力、多様性) 国際社会の一員として多様な価値観を理解し、自己の能力を高めていくこと ができる。
- 2 (専門的知識、語学力、主体性、協働性) 国際観光ビジネス分野で求められる専門的知識と語学力を、主体的、協働的 な学びを通して身に付けることができる。
- 3 (思考力、判断力、実践力) 国際観光ビジネスの現場において必要な思考力・判断力・実践力を培うこと ができる。
- 4 (地域理解力、地域貢献力) 地域の文化、観光資源について理解し、地域社会に貢献できる取組を積極的 に行うことができる。

【幼児教育学科】

学科の教育目的・目標に基づき、本学科の学修目標を達成するために開設される教育課程の科目を修め、学則に定める成績評価に基づき、卒業に必要な単位を修得し、かつ、保育者としての専門的な知識及び技能、多様なニーズに対応できる保育実践力、また、主体性を持ち他と協働しつつ地域社会に貢献できる資質を身に付けた者に対して短期大学士の学位（教育学）を授与する。

幼児教育学科の学修目標

- 1 (人間関係力・自己研鑽力) 様々な場面で人との良好な関わりを形成する中で、保育者としての自己のよさを見出し、高めていくことができる。
- 2 (専門的知識・技能、主体性、協働性) 保育者として必要な専門的知識と技能を、主体的、積極的、協働的な学びを通して身に付けることができる。
- 3 (思考力、判断力、表現力、保育実践力) 実習及び社会活動を通して、保育者として必

要な思考力・判断力・表現力及び保育実践力を培うことができる。

- 4 (地域志向性、地域貢献力) 地域社会での子育て支援や地域福祉の向上に向けた取組を、意欲的に行うことができる。
- 5 (基礎的研究力、ICT能力) 保育者として必要な基礎的研究力及びICT能力を高めていくことができる。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学では、ディプロマ・ポリシーに対応して教育課程編成・実施の方針、すなわち、カリキュラム・ポリシーを策定している（提出-1-p.39-41）。高い専門性と豊かな人間性を両立させた専門職業人を地域に還元するために多様なカリキュラムを用意している。各学科・コースでは、ディプロマ・ポリシーには介護福祉士、栄養士、幼稚園教諭、保育士等の専門的職業にかかわる知識・技能、専門職として必要な思考力・判断力等の修得について明示しており、これらの資格・免許取得を主眼においた教育課程を編成している。なお、授業科目は、学則第36条においてライフデザイン学科、幼児教育学科共通の教育課程である「共通教育科目」、各学科・コース別の「専門教育科目」に区分している。

卒業時に学生が修得すべき単位数については、学則第40条に、「学生は、ライフデザイン学科および幼児教育学科において、全ての必修科目および選択必修科目の中から合計62単位以上を修得しなければならない」と定めている。

また、教育の質を向上させ、時間外学習を充実させ、単位の実質化を図るためにキヤップ制を導入している。本学では、今治明德短期大学履修規程（規程-52）第7条

に「1 学期に登録することができる上限単位は、原則 28 単位までとする。」と定め、学生便覧（提出 - 1 - p. 49）に明記し、履修指導の際にも学生に周知している。なお、履修規定第 7 条では「ただし、累積 GPA が 3.2 以上の場合、上限を 30 単位に緩和する。」とし、成績優秀者に対しては上限単位を高く設定している。令和 5（2023）年度より、学則第 41 条第 3 項を追加し、「履修登録科目の上限単位数及び授業科目の履修方法など履修に関する事項は別に定める」とし、キャップ制の学則上の位置づけを明確化した。

教育課程は、短期大学設置基準第 5 条、第 6 条の教育課程の編成方針、編成方法に則り、ディプロマ・ポリシーに定めた能力や資質を達成するために必要な科目で構成しカリキュラムを体系的に編成している。本学では学生が主体的に学修に取り組めるようにわかりやすく表や図（本学でいうカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー）でも表している。また、体系に即して本学の授業科目を位置づけたナンバリング（提出 - 1 - p. 78）を採用しており、履修指導に活用している。本学のナンバリングでは、学科、コース、各コースにおける位置づけ、開講期（履修時期）、履修の順序がわかるように 6 桁のアルファベットおよび数字で示している。

成績評価は、短期大学設置基準等に則り、学則第 49 条（成績判定）および「学業成績判定に関する規程」（規程 - 54）を定めるとともに各科目のシラバス（提出 - 8）には成績評価の方法および基準を明確に示している。

シラバスには、学位授与の方針との関連、授業科目の目的・テーマ、授業終了時の到達目標、授業内容の全体計画、授業時間外の学習（予習・復習等）、単位認定に関わる評価方法、受講生に望むこと、フィードバックの方法、アクティブラーニング、テキスト、参考文献等必要な項目を明示している（備付 - 32）。

履修単位の制限とともに、単位の実質化に向けた時間外学習を促進させるための取組としては、シラバスへの「授業時間外の学習（予習・復習等）」の具体的な内容を明記するとともに目安となる時間を示している。また、専任教員については週に 60 分～120 分程度、オフィスアワー（備付 - 33）の時間を設定し、学修相談ができる環境を整えている。オフィスアワーの時間帯は、シラバスにも明記しており、学生が予約なしで教員の研究室を訪れ、学修指導を受けることができる。

令和 4（2022）年度のシラバスのフォームを図に示す（図 II - A - 1）。

図Ⅱ - A - 1 シラバスフォーム

○ 2022年度（令和4年度）講義概要—シラバス—

共通教育科目 1年（令和4年度入学生）

科目名（科目記号：科目番号）

教員名

卒業/修了要件	授業形態	単位数	配当年次	開講期間
必修科目	講義	2単位	1年	前期

● 学位授与の方針との関連

● 授業科目の目的・テーマ

● 授業終了時の到達目標

● 授業内容の全体計画

● 授業時間外の学習（予習・復習等）

● 単位認定に関わる評価方法

● 受講生に望むこと

● フィードバックの方法

● アクティブラーニング

● テキスト

● 参考文献

● 実務経験の有無

● 備考

教育課程のうち、共通教育科目については、共通教育委員会を中心に定期的に見直しを行っている。令和3（2021）年度中の見直しで受講生の少ない科目を廃止し、学生の日常に役立つ科目の導入を検討した。その結果、令和4（2022）年度以降、受講生数の少ない「世界を学ぶ」「人間科学論」「健康生活のススメ」「家庭介護と福祉」の4つの科目を廃止し、新規に「心理学」を導入した。また、ライフデザイン学科で開講していた「キャリアデザイン」「ビジネス文書演習」の2科目については、全学生が受講できるよう専門教育科目から共通教育科目に位置づけた。さらに、DX時代を考慮し、情報教育を充実させるために、既存科目である「情報処理」、新規科目としての「情報リテラシー」および「データサイエンス・AIの基礎」を令和4（2022）年度入学生から全学科・コース卒業必修科目とした（備付-18）。

専門教育科目については、学科・コースごとに定期的に見直しを行っている。ライフデザイン学科介護福祉コースでは、令和 3（2021）年度の介護福祉士養成カリキュラムの変更に合わせ、授業内容を見直し、また、令和 4（2022）年度以降、新規に開設する調理ビジネスコースのカリキュラムの検討を令和 3（2021）年度までに進めてきた。幼児教育学科では、社会のニーズに応じた保育者養成カリキュラムを目指し、主として保育技術にかかわる科目の見直しを行うとともに初年次教育の充実を目指し、令和 4（2022）年度より「保育者入門セミナー」を新規に開設した。また、順次、学びを深めていけるよう、開講時期についても見直しを行った（備付 - 20, 21）。

令和 4（2022）年度における学科・コースごとおよび共通教育のカリキュラム・ポリシー、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを以下に示す（図Ⅱ - A - 2, 図Ⅱ - A - 3）。なお、令和 3（2021）年度まで本学でカリキュラム・マップとしていた図は、令和 4（2022）年度以降、カリキュラム・ツリーと呼称を変更した。

全学共通 CP

ライフデザイン学科・幼児教育学科の学位授与の方針を達成するために、以下の諸点を教育課程の編成・実施の方針とする。

- 1 地域志向科目である「地域活性化論」「地域交流演習」を開講し、学生主体による地域課題解決に向けての学び、地域貢献力を高める学びを実現する。
- 2 人間、社会、異文化をキーワードとした科目を開講し、社会・文化理解を深め、多様な考え方を認め、柔軟な思考力を高める学びを実現する。
- 3 「キャリアデザイン」「データサイエンス・AI の基礎」「情報処理」の科目を開講し、情報知識・技能、情報活用力を高め、専門職業人として必要な実践力を高める学びを実現する。
- 4 豊かな人間性を培い、実践力を身に付ける科目を開講し、人間関係力、自己研鑽力を培い、生活する中での実践力を身に付ける学びを実現する。
- 5 専門教育科目を含めた教育課程全体を通して人間関係力、自己研鑽力につながる系統的、総合的な学び、主体的、協働的な学びを実現する。

ライフデザイン学科

介護福祉コース CP

学科・コースの学位授与の方針を達成するために、以下の諸点を教育課程の編成・実施の方針とする。

- 1 介護福祉に関わる専門職として、必要な素養を身に付けられることを目指す。
- 2 介護福祉に関わる専門職として、倫理観を持ち、必要な専門知識と技能の修得を目指す。
- 3 介護福祉に関わる専門職として、実習及び地域の社会活動を通して、介護福祉士として必要な思考力・判断力・介護実践力及び研究力を培うことを目指す。
- 4 介護福祉に関わる専門職として、必要な多職種との連携の必要性を理解することを目指す。

食物栄養コース CP

学科・コースの学位授与の方針を達成するために、以下の諸点を教育課程の編成・実施の方針とする。

- 1 栄養と食の専門家として必要な専門知識と技能を修得し、人間関係力、自己研鑽力の向上を目指す。
- 2 主体的に行動し、周囲の人と協働して学ぶことにより多様な考え方や柔軟な思考、表現力を身に付けることを目指す。
- 3 地域への関心を深め、地域住民や学外の活動家と交流することにより実践力を高めることを目指す。

調理ビジネスコース CP

学科・コースの学位授与の方針を達成するために、以下の諸点を教育課程の編成・実施の方針とする。

- 1 調理師として必要な専門的知識と技能の修得を目指す。
- 2 調理師として必要な思考力・判断力・表現力の涵養を目指す。
- 3 調理師として主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の涵養を目指す。
- 4 教育課程全体を通して人間関係力、自己研鑽力につながる系統的、総合的な学びを実現する。

国際観光ビジネスコース CP

学科・コースの学位授与の方針を達成するために、以下の諸点を教育課程の編成・実施の方針とする。

- 1 観光分野に関する教育課程を編成し、国内旅行業務取扱管理者として必要な専門的知識とホスピタリティー技能の修得を目指す。
- 2 国際コミュニケーション分野に関する教育課程を編成し、英語や中国語（留学生に日本語）など実用的な外国語会話の修得を目指す。
- 3 ビジネス分野に関する教育課程を編成し、ビジネス社会において必要な専門的知識や技能の修得を目指す。

幼児教育学科 CP

学科の学位授与の方針を達成するために、以下の諸点を教育課程の編成・実施の方針とする。

- 1 保育者として必要な専門的知識と技能の修得を目指す。
- 2 保育者として必要な思考力・判断力・表現力及び保育実践力の涵養を目指す。
- 3 保育者として地域社会で主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の涵養を目指す。
- 4 教育課程全体を通して人間関係力、自己研鑽力につながる系統的、総合的な学びを実現する。

図Ⅱ - A - 2 カリキュラム・マップ

共通教育科目 GG (ライフデザイン学科、幼児教育学科共通)

授業科目番号・名称	1 人間関係 力・自己 研鑽力	2 主体性・ 協働性・ 多様性・ 思考力	3 社会・ 文化理解・ 実践力	4 地域志向 性・地域 貢献力	5 情報知識 ・技能・ 情報活用 力	授業科目番号・名称	1 人間関係 力・自己 研鑽力	2 主体性・ 協働性・ 多様性・ 思考力	3 社会・ 文化理解・ 実践力	4 地域志向 性・地域 貢献力	5 情報知識 ・技能・ 情報活用 力
地域と交流する力を身につける						地域と交流する力を身につける					
GGA101 地域活性化論	○	○		○		GGC102 中国語Ⅰ		○	○		
GGA203 地域社会論		○	○	○		GGC205 中国語Ⅱ		○	○		
GGA202 地域交流演習		○	○	○		GGC107 韓国語Ⅰ		○	○		
教養を身につける						教養を身につける					
GGJ101 日本語表現法Ⅰ		○	○			GGC208 韓国語Ⅱ		○	○		
GGJ205 日本語表現法Ⅱ		○	○			GGJ101 日本語表現法Ⅰ		○	○		
GGJ102 時事日本語Ⅰ		○	○			GGJ205 日本語表現法Ⅱ		○	○		
GGJ206 時事日本語Ⅱ		○	○			GGJ102 時事日本語Ⅰ		○	○		
GGJ103 応用日本語Ⅰ		○	○			GGJ206 時事日本語Ⅱ		○	○		
GGJ207 応用日本語Ⅱ		○	○			GGJ103 応用日本語Ⅰ		○	○		
GGU101 大学共同授業Ⅰ		○	○			GGJ207 応用日本語Ⅱ		○	○		
GGU302 大学共同授業Ⅱ		○	○			GGU101 大学共同授業Ⅰ		○	○		
生活力を身につける						生活力を身につける					
GGL303 実用日本語		○	○			GGU302 大学共同授業Ⅱ		○	○		
GGL406 エンジョイ・スポーツ	○	○				生活力を身につける					
GGL309 エンジョイ・スイーツⅠ		○				GGL303 実用日本語		○	○		
GGL410 エンジョイ・スイーツⅡ		○				GGL406 エンジョイ・スポーツ	○	○			
GGL309 エンジョイ・スイーツⅠ		○				GGL309 エンジョイ・スイーツⅠ		○			
GGL410 エンジョイ・スイーツⅡ		○				GGL410 エンジョイ・スイーツⅡ		○			
GGL212 キャリアデザイン	○	○	○			生活力を身につける					
GCC101 英会話Ⅰ		○	○			GGL212 キャリアデザイン	○	○	○		
GCC204 英会話Ⅱ		○	○			GCC101 英会話Ⅰ		○	○		
GCC204 英会話Ⅱ		○	○			GCC204 英会話Ⅱ		○	○		

専門教育科目 ライフデザイン学科 介護福祉コース LW

授業科目番号・名称	1 人間関係 力、自己 研鑽力	2 専門的知 識・技能 の習得 ・研鑽	3 協働性 ・多職種 連携力	4 地域志向 ・地域 貢献力	5 基礎的 研鑽力、 IT能力	授業科目番号・名称	1 人間関係 力、自己 研鑽力	2 専門的知 識・技能 の習得 ・研鑽	3 協働性 ・多職種 連携力	4 地域志向 ・地域 貢献力	5 基礎的 研鑽力、 IT能力
コースセミナー						LWL208 介護過程Ⅱ		○	○		
LWA101 コースセミナーⅠ	○			○		LWL309 介護過程Ⅲ		○			○
LWA202 コースセミナーⅡ	○			○		LWL410 介護過程Ⅳ		○			○
LWA303 コースセミナーⅢ	○			○		LWL411 介護過程Ⅴ		○		○	
LWA404 コースセミナーⅣ	○			○		LWP101 介護総合演習Ⅰ		○	○		
人間と社会						LWP202 介護総合演習Ⅱ		○	○		
LWB101 人間の理解	○	○				LWP303 介護総合演習Ⅲ		○	○		
LWB102 人間関係Ⅰ	○	○				LWP404 介護総合演習Ⅳ		○	○		○
LWF301 人間関係Ⅱ	○		○			LWA305 介護研究		○	○		○
LWJ201 社会保障論		○				介護実習					
LWE203 生活福祉論		○	○			LWP205 介護実習A		○	○		
LWE101 地域活動法	○			○		LWP206 介護実習B		○	○		
LWE402 地域福祉論		○		○		LWP307 介護実習C		○	○		○
LWC101 人体の構造と機能		○				LWP408 介護実習D		○	○		○
介護						LWP409 介護実習E		○	○		○
LWK301 救急処置法		○				こころとからだのしくみ					
LWK302 リハビリテーション論		○	○			LWD403 発達心理学		○			
LWM101 介護福祉の基本Ⅰ		○			○	LWH101 発達と老化		○			
LWM202 介護福祉の基本Ⅱ		○			○	LWG201 認知症の理解Ⅰ		○			
LWM303 介護福祉の基本Ⅲ		○	○			LWG302 認知症の理解Ⅱ		○	○		
LWM404 介護福祉の基本Ⅳ		○	○			LWI301 障害の理解Ⅰ		○	○		
LWB203 コミュニケーション技術Ⅰ	○	○				LWI402 障害の理解Ⅱ		○	○		
LWB304 コミュニケーション技術Ⅱ	○	○				LWD101 こころとからだのしくみⅠ		○	○		
LWL201 生活支援技術Ⅰ		○	○			LWD202 こころとからだのしくみⅡ		○	○		
LWL302 生活支援技術Ⅱ		○	○			LWI203 こころとからだのしくみⅢ		○	○		
LWL103 生活支援技術Ⅲ		○	○			LWI304 こころとからだのしくみⅣ		○	○		
LWL104 生活支援技術Ⅳ		○	○			医療的ケア					
LWL205 生活支援技術Ⅴ		○	○			LWK203 医療的ケアⅠ		○	○		
LWN401 生活支援技術Ⅵ		○	○			LWK304 医療的ケアⅡ		○	○		
LWN302 生活支援技術Ⅶ		○	○			LWN405 医療的ケアⅢ		○	○		
LWN403 生活支援技術Ⅷ		○	○								
LWN404 生活支援技術Ⅸ		○	○								
LWL106 レクリエーション活動法	○	○									
LWL107 介護過程Ⅰ		○	○								

専門教育科目 ライフデザイン学科 食物栄養コース LN

授業科目番号・名称	1 専門的知識・技能 自己学習力	2 思考力 判断力 表現力 主体性 協働性	3 多職種 連携 実践 力	4 地域志向 性 地域 貢献 力	5 基礎的 研究力 IT能力	授業科目番号・名称	1 専門的知識・技能 自己学習力	2 思考力 判断力 表現力 主体性 協働性	3 多職種 連携 実践 力	4 地域志向 性 地域 貢献 力	5 基礎的 研究力 IT能力
A コースセミナー						LNI404 栄養指導論実習Ⅱ			○	○	
LNA101 コースセミナーⅠ	○	○	○	○	○	LNE303 公衆栄養学	○				○
LNA202 コースセミナーⅡ	○	○	○	○	○	H・K 給食の運営					
LNA303 コースセミナーⅢ	○	○	○	○	○	LNH101 給食実務Ⅰ	○		○		
LNA404 コースセミナーⅣ	○	○	○	○	○	LNH202 給食実務Ⅱ	○		○		
LNA305 健康共育実践演習Ⅰ			○	○		LNK201 給食実務学内実習	○	○	○		
LNA406 健康共育実践演習Ⅱ			○	○		LNK302 給食実務学外実習		○	○		
E 社会生活と健康						LND101 調理学	○				
LNE301 公衆衛生学Ⅰ	○	○				LND102 調理学実習Ⅰ	○	○			
LNE402 公衆衛生学Ⅱ	○	○			○	LND203 調理学実習Ⅱ	○	○			
B・F 人体の構造と機能						LNP401 栄養総合演習	○				
LNB101 解剖生理学	○	○				LLF301 フードコーディネータ論	○	○			
LNB302 解剖生理学実験	○	○				LLF302 フードコーディネータ実習	○	○			
LNB203 生化学	○	○				LLF303 食生活論		○	○		
LNB204 生化学実験	○	○				LLF404 フードビジネス論	○				
LNF201 病態生理学Ⅰ	○	○				LLM201 病院管理学	○				
LNF302 病態生理学Ⅱ	○					LLM202 ビジネス実務	○				
C・G 食品と衛生						LLM303 医療制度	○				
LNC101 食品学総論	○	○				LLM304 診療報酬請求事務Ⅰ	○		○		
LNC202 食品学各論	○	○				LLM405 診療報酬請求事務Ⅱ	○		○		
LNC403 食品学実験	○	○									
LNG101 食品衛生学	○	○									
LNG302 食品衛生学実験	○	○									
C・J 栄養と健康											
LNC104 基礎栄養学	○										
LNC205 応用栄養学	○										
LNC306 応用栄養学実習		○	○								
LNJ301 臨床栄養学	○										
LNJ402 臨床栄養学実習	○										
LNJ403 食事と健康	○	○									
I・E 栄養の指導											
LNI101 栄養指導論Ⅰ	○										
LNI202 栄養指導論Ⅱ	○	○									
LNI303 栄養指導論実習Ⅰ		○		○							

専門教育科目 ライフデザイン学科 調理ビジネスコース LC

授業科目の番号・名称	1 専門的知識・技能・自己研鑽力	2 主体性・多様性・協働性	3 思考力・判断力	4 地域志向・社会貢献力・表現力	5 人間関係力・調理学実践力	授業科目の番号・名称	1 専門的知識・技能・自己研鑽力	2 主体性・多様性・協働性	3 思考力・判断力	4 地域志向・社会貢献力・表現力	5 人間関係力・調理学実践力
A コースセミナー						LCF406 専門別調理Ⅲ	○	○	○	○	○
LCA101 コースセミナーⅠ		○	○	○		G 総合調理実習					
LCA202 コースセミナーⅡ		○	○	○		LCG301 集団調理実習	○	○	○	○	○
LCA303 コースセミナーⅢ		○	○	○		LCG402 校外調理実習Ⅰ		○	○		○
LCA404 コースセミナーⅣ		○	○	○		LCG403 校外調理実習Ⅱ		○	○		○
B 食生活と健康						H デザイン・フード・スイーツ・ビジネス					
LCB101 公衆衛生学Ⅰ		○	○	○		LCH201 カフェクリエーター演習	○	○			
LCB302 公衆衛生学Ⅱ		○	○	○		LCH302 サイエンススイーツ	○	○	○		
LCB403 公衆衛生学Ⅲ		○	○	○		LCH403 バリエーションクッキング	○	○			○
C 食品と栄養の特性						LLF301 フードコーディネート論	○	○			
LCC101 栄養学Ⅰ	○					LLF302 フードコーディネート実習	○	○			
LCC302 栄養学Ⅱ	○					LLF404 フードビジネス論	○				
LCC403 栄養学Ⅲ	○					LLM201 病院管理学	○				
LCC104 食品学Ⅰ	○					LLM202 ビジネス実務	○				
LCC205 食品学Ⅱ	○					LLM303 医療制度	○				
D 食品の安全と衛生						LLM304 診療報酬請求事務Ⅰ	○		○		
LCD101 衛生法規	○					LLM405 診療報酬請求事務Ⅱ	○		○		
LCD102 食品衛生学Ⅰ	○	○				LLM106 医学一般	○	○			
LCD203 食品衛生学Ⅱ	○	○									
LCD204 食品衛生学Ⅲ	○	○									
LCD205 食品衛生学実習	○	○	○								
E 調理理論と食文化概論											
LCE301 食文化概論			○	○							
LCE102 調理基礎理論Ⅰ	○										
LCE103 調理基礎理論Ⅱ	○										
LCE204 調理応用理論Ⅰ	○										
LCE305 調理応用理論Ⅱ	○										
LCE406 調理応用理論Ⅲ	○										
F 調理実習											
LCF101 基礎調理技術Ⅰ	○	○			○						
LCF202 基礎調理技術Ⅱ	○	○			○						
LCF403 基礎調理技術Ⅲ	○	○			○						
LCF104 専門別調理Ⅰ	○	○	○	○	○						
LCF205 専門別調理Ⅱ	○	○	○	○	○						

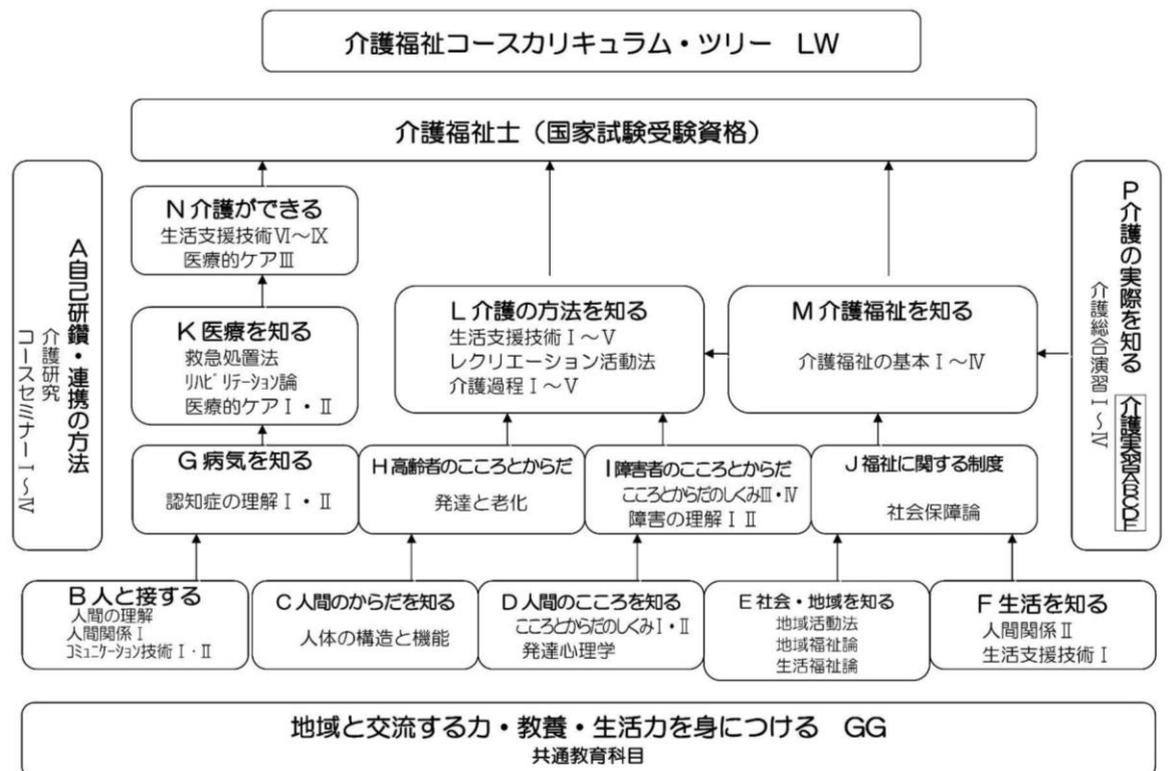
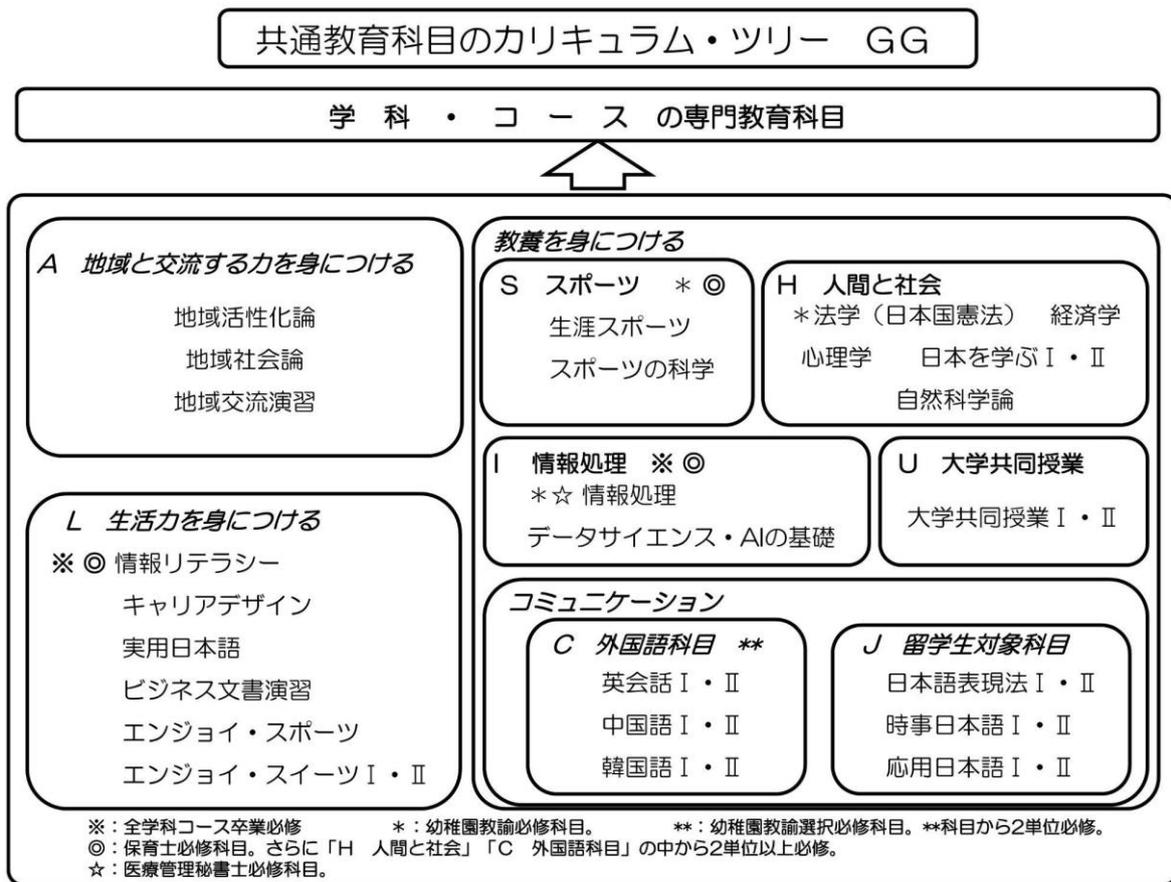
専門教育科目 ライフデザイン学科 国際観光ビジネスコース LK

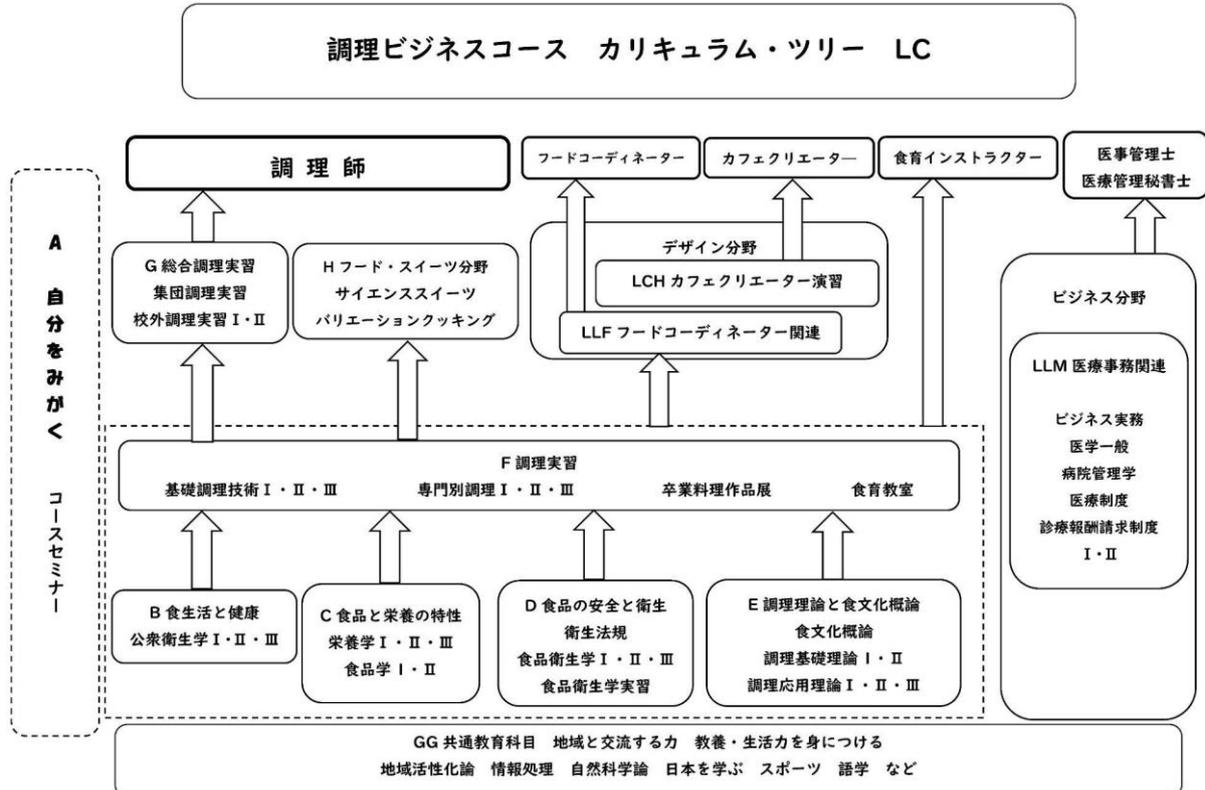
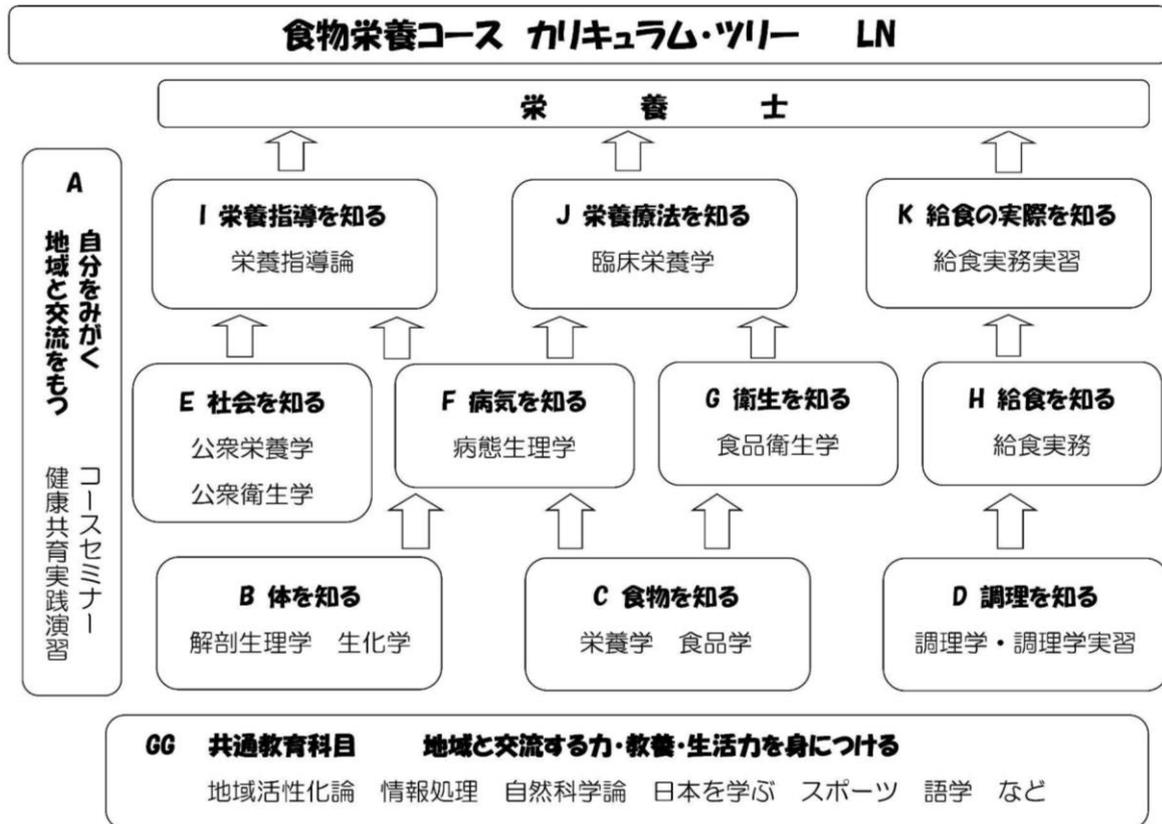
授業科目番号・名称	1 人間関係力、自己研鑽力、多様性				2 専門的知識、語学力、主体性、協働性				3 思考力、判断力、実行力				4 地域理解力、地域貢献力			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
コースセミナー																
LKC101 コースセミナーⅠ	○			○												
LKC202 コースセミナーⅡ	○			○												
LKC303 コースセミナーⅢ	○			○												
LKC404 コースセミナーⅣ	○			○												
国際コミュニケーション分野																
LKL101 ビジネス英会話		○	○													
LKL203 観光英語Ⅰ		○	○													
LKL305 観光英語Ⅱ		○	○													
LKL102 中国語会話Ⅰ		○	○													
LKL204 中国語会話Ⅱ		○	○													
LKL306 中国語会話Ⅲ		○	○													
LKL407 中国語会話Ⅳ		○	○													
LKR101 日本事情Ⅰ				○												
LKR202 日本事情Ⅱ				○												
LKR103 日本語総合演習Ⅰ		○	○													
LKR204 日本語総合演習Ⅱ		○	○													
LKR305 日本語総合演習Ⅲ		○	○													
LKR406 日本語総合演習Ⅳ		○	○													
LKR308 日本語総合演習Ⅴ		○	○													
LKR409 日本語総合演習Ⅵ		○	○													
LKR307 日本語学入門		○		○												
観光分野																
LKH201 ホスピタリティー論	○															
LKH102 コミュニケーション学	○															
LKH404 ホスピタリティー演習	○															
LKT101 観光資源論Ⅰ		○		○												
LKT306 観光資源論Ⅱ		○		○												
LKT102 旅行業務Ⅰ		○	○													
LKT103 旅行業務Ⅱ		○	○													
LKT207 旅行業務Ⅲ		○	○													
LKT208 旅行業務Ⅳ		○	○													
LKT204 旅行業務演習Ⅰ		○	○													
LKT405 旅行業務演習Ⅱ		○	○													
LKT409 観光と地域経済	○	○		○												
LKT310 国際観光論		○	○													
ビジネス分野																
LKI301 パソコンスキルⅠ		○														
LKI402 パソコンスキルⅡ		○														
LKI203 MOS対策Ⅰ		○														
LKI304 MOS対策Ⅱ		○														
LKI305 MOS対策Ⅲ		○														
LKI406 MOS対策Ⅳ		○														
LKB203 メディアビジネス論		○	○													
LKB101 経営学入門		○	○													
LKB204 簿記基礎		○	○													
LKB307 簿記		○	○													
LKB409 商業論		○	○													
LKB410 貿易論		○	○													
LKB102 マーケティング論		○		○												
LKB205 起業論		○	○													
LKB411 アカデミックライティング		○	○													
LKB412 ビジネス日本語	○	○														
LKB308 秘書業務	○	○														
LLM106 医学一般		○	○													
LLM201 病院管理学		○	○													
LLM202 ビジネス実務		○	○													
LLM303 医療制度		○	○													
LLM304 診療報酬請求事務Ⅰ		○	○													
LLM405 診療報酬請求事務Ⅱ		○	○													

専門教育科目 幼児教育学科 EE

授業科目の番号・名称	1 人間関係 力・自己 研鑽力	2 専門的知 識・技能 主体性 応用性	3 思考力、 判断力、 表現力、 課題解決力	4 地域志向 性、地域 貢献力	5 基礎的 研究力、 ICT能力	授業科目の番号・名称	1 人間関係 力・自己 研鑽力	2 専門的知 識・技能 主体性 応用性	3 思考力、 判断力、 表現力、 課題解決力	4 地域志向 性、地域 貢献力	5 基礎的 研究力、 ICT能力
EEP102 保育者入門セミナー	○	○		○		EEM203 乳児保育 I		○	○		
EEP101 地域と子育て支援 I	○	○		○		EEM321 乳児保育 II			○		○
EEP202 地域と子育て支援 II	○	○		○		EEM210 障害児保育		○	○		
EEP303 地域と子育て支援 III	○		○	○		EEM314 社会的養護 II		○	○		
EEP404 地域と子育て支援 IV	○		○	○		EEM315 子育て支援		○	○		
EEE201 教育原理		○	○			EEM222 子どもの健康と安全		○	○		
EEE102 保育者論		○	○			EES101 音楽表現 I		○	○		
EEE305 特別支援教育		○	○			EES206 音楽表現 II		○	○		
EEE404 教育方法論		○		○		EES310 音楽表現 III			○		○
EEW101 保育原理		○	○			EES411 音楽表現 IV			○		○
EEW305 子ども家庭福祉		○	○			EES302 造形表現			○		○
EEW102 社会福祉		○	○			EES303 身体表現			○		○
EEW203 社会的養護 I		○	○			EEC302 保育実習 I (保育所)		○	○		
EEW409 子ども家庭支援論		○	○			EEC201 保育実習指導 I (保育所)		○	○		
E EK101 保育の心理学		○	○			EEC406 保育実習 I (施設)		○	○		
E EK304 子どもの理解と援助		○	○			EEC303 保育実習指導 I (施設)		○	○		
E EK111 子ども家庭支援の心理学		○	○			EEC407 保育実習 II		○	○		
E EK408 保育臨床相談		○	○			EEC304 保育実習指導 II			○		○
E EK102 子どもの保健		○	○			EEC308 保育実習 III		○	○		
E EK303 子どもの食と栄養		○	○			EEC305 保育実習指導 III			○		○
EEM301 保育カリキュラム論		○	○			EET201 教育実習		○	○		○
EEM202 保育内容総論		○	○			EEF401 教職実践演習(幼稚園)		○	○		○
EEM116 幼児と健康		○	○			BEF402 保育実践演習	○		○	○	
EEM117 幼児と人間関係		○	○			EER301 児童館・放課後児童ク ラブの機能と運営		○	○		
EEM118 幼児と環境		○	○			EER302 児童館・放課後児童ク ラブの活動内容と指導 法 I			○		○
EEM119 幼児と言葉		○	○								
EEM120 幼児と表現		○	○								
EEM206 保育内容「健康」の指導法			○		○						
EEM211 保育内容「人間関係」の指導法			○		○						
EEM207 保育内容「環境」の指導法			○		○						
EEM204 保育内容「言葉」の指導法			○		○						
EEM205 保育内容「音楽表現」の指導法			○		○						
EEM208 保育内容「身体表現」の指導法			○		○						
EEM212 保育内容「造形表現」の指導法			○		○						

図Ⅱ - A - 3 カリキュラム・ツリー





**[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を
培うよう編成している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学では、教養教育の実施体制として共通教育委員会を設置しており、共通教育科目の編成や学生の履修指導、学修目標（学習成果）の評価、改善策の立案等を一貫して行っている。ライフデザイン学科および幼児教育学科共通の科目として、2年間を通して計34科目（49単位）を開講している（共通教育科目）。

共通教育科目は大きく三つのカテゴリーで構成されており、これらの学習を通して地域に根差し、地域に貢献しようとする人材を育てるとともに豊かな人間性を培い、社会の中で主体的に行動できる個を形成することを目的としている。さらに、科目の中には専門教育科目の土台となり、一部は資格取得のための要件になっているものもある。

まず、「地域と交流する力を身につける」ためのカテゴリーは、「地域活性化論」「地域社会論」「地域交流演習」（計6単位）の3科目で構成される。これらの科目は平成27（2015）年度より5年間開講された「地（知）の拠点整備事業」（備付-34）における「地域交流実践演習Ⅰ・Ⅱ」を継承する科目として開講した。これらは、本学の目的である「地域に根ざしつつ人類の文化と福祉の発展に貢献すること」、本学の教育目的の一つである「時代の要請、地域のニーズに応ずる新しい学問・技術を修得すること」に呼応する地域志向科目である。

次に「教養を身につける」ためのカテゴリーは、主として1年次に履修することを想定している。その中には、幼稚園教諭の教職免許状、保育士資格を取得する学生に必修となる科目が含まれ、学生便覧等（提出-1-p.79）で明示している。教職免許必修科目のうち、外国語科目では、「英会話Ⅰ・Ⅱ」、「中国語Ⅰ・Ⅱ」、「韓国語Ⅰ・Ⅱ」を開講し、学生が自ら学びたい外国語を選択できるようにしている。資格取得目的以外の教養を身につける科目では、「心理学」「経済学」「日本を学ぶⅠ・Ⅱ」「自然科学論」「情報処理」、令和4（2022）年度より新たに「データサイエンス・AIの基礎」を開講し、学生の興味関心に合わせ履修できる体制をとっている。これらの「教養を身につける」科目群は、本学が短期大学として専門教育のみならず教育目的にある「豊かな人間性」「グローバルな視野を身につけた教養人としての素地が整うこと」を具体化した科目を十分に揃えている。また、留学生対象の日本語教育として「日本語表現法Ⅰ・Ⅱ」「時事日本語Ⅰ・Ⅱ」「応用日本語Ⅰ・Ⅱ」を開講している。国際観光ビジネスコースの留学生にはそのディプロマ・ポリシーの一つである「国際観光ビジネス分野で求められる専門的知識と語学力を、主体的、協働的な学びを通して身につけることができる」を達成するために卒業必修科目としてきた。ただし、上級日本

語レベルの留学生（入学時日本語能力試験 N2 レベル以上）は、より多様な科目の履修および資格試験等に時間を充てることを促すために日本語科目を必修科目としないこととする履修要件について検討し、令和 5（2023）年度より実施することとした。

さらに、主に 2 年次に履修することができる「生活力を身につける」ためのカテゴリーがある。本学に入学した学生に多様な学びを保証するため、平成 26（2014）年度生より適用し、その 2 年次にあたる平成 27（2015）年度より開講している科目群である。「実用日本語」「エンジョイ・スポーツ」「エンジョイ・スイーツ」等の科目は、本学独自の教育目的・目標や学修目標（学習成果）に応じた教育科目である。

年度ごとに教育課程の見直しを行っており、履修希望者が少ない科目を廃止してきた。一方、デジタル社会に対応して「情報リテラシー」および「データサイエンス・AI の基礎」を新設し、令和 4（2022）年度以降の全入学生に対し、既存の「情報処理」と併せて卒業必修科目とした。また、キャリア形成や実社会で役立つ科目である「キャリアデザイン」および「ビジネス文書演習」の 2 科目については、令和 3（2021）年度までライフデザイン学科国際観光ビジネスコースの専門科目として開講していたが、全学生が受講できるよう令和 4（2022）年度から共通教育科目に位置づけた。

共通教育科目について、開講期末には各科目の授業評価（備付 - 35）、卒業時には満足度調査（備付 - 36）を行い、学生からの意見を踏まえた教育内容の改善を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

職業への接続を図る職業教育としては、教養教育は共通教育委員会、専門教育は学科・コースが実施している。また、共通教育委員会には、学科長が入り、教養教育と専門教育の接続が円滑に進められる体制をとっている。

本学では、介護福祉士、栄養士、調理師、保育士、幼稚園教諭などの専門的職業人の育成を柱としており、2 年間の養成教育そのものが、職業への接続を図る職業教育につながっている。なお、キャリア支援委員会を中心として 1 年次および 2 年次前期には、就職のための講座をハローワークの協力のもと実施し、就職活動への支援を行っている。

また、職業教育の効果を測定・評価するため、主として、卒業後に行う「卒業生アンケート（就職後）」（備付 - 38）、卒業生の就職先に行う「就職先アンケート」（備付 - 40）による検証を行い、本学教育課程における職業教育の改善に繋げている。

例えば、共通教育委員会では、年度ごとに教育課程の見直しを行っており、全学共通教育科目の「情報処理」では、情報処理に関して基本的な知識と技法を習得するこ

とにより、就職におけるキャリア形成をサポートしている。また、学生に求められる IT 関連科目として「情報リテラシー」および「データサイエンス・AI の基礎」を新に開講した。今後、どの職業分野でも必要となる情報教育の充実を図るため、令和 4（2022）年度より、これら 3 科目を全学必修とした。また、職業教育に関連し、キャリア形成や実社会で役立つ科目である「キャリアデザイン」および「ビジネス文書演習」は、令和 3（2021）年度までライフデザイン学科国際観光ビジネスコースの専門科目として開講していたが、令和 4（2022）年度以降、学科・コースを超えて全学生が受講できるよう共通教育科目に位置づけた。

次に学科・コースにおける職業教育にかかわる事項を示す（備付 - 23, 30）。

【ライフデザイン学科】

本学科の教育課程では、入学時のオリエンテーションおよび卒業必修科目である 1 年次の前期「コースセミナーⅠ」において、本学での学び方やレポートの作成、プレゼンテーションの方法、コミュニケーション力の養成、法令遵守・身だしなみ・マナー・言葉遣いなどの全人的な自立を図っている。また、1 年次後期から 2 年次後期の「コースセミナーⅡ」から「コースセミナーⅣ」は各コースの特色に合わせた地域志向科目としており、基準Ⅱ-A-1 および 2 で示したディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに沿ったものとなっている。

<介護福祉コース>

1 年前期は主に「介護福祉」に関する知識の修得が行われ、1 年後期以降学内での演習と校外実習が実施される。本コースの演習および校外実習時間は多く、知識を校内演習によって身につけ、実際の現場で実践し、記録をしている。これらを繰り返すことにより、自己の課題と向き合い、確実に専門職としての資質向上へと繋げている。

また、介護福祉教育の基本となる理念、人間の尊厳と自立を支える介護福祉・倫理観について、学生自身が学内、学外での授業・実習を基に、学生それぞれが介護福祉について研究テーマを設定し、2 年間の実習を通して研究し、冊子にまとめている。卒業前には介護福祉研究集会を実施し、実習先の施設職員、非常勤講師、学生の家族にも案内、参加していただき、学生が事例研究発表を行っている。また、卒業後はそれぞれの介護福祉現場で活躍し、社会に貢献できる人材の養成に努めている。

なお、地域での活動として、1・2 年次ともに、今治市吉海町下田水において、地域の伝統行事である「島四国」遍路体験により、地域に根差した「お遍路の心」を学ぶとともに、介護福祉の専門職としてのコミュニケーション力、チームでの人間関係を培うことを目指し、地域住民や島四国のイベントの参加者との交流を通して「福祉の心とは何か」を体験している。

<食物栄養コース>

基礎を修得して学内で演習をし、地域や給食施設等での実践に繋げるように教育を行っている。給食委託会社や卒業生による就職・職場体験講演会を開催し、栄養士の

現場で活躍する先輩の体験談から求められる人材を理解する機会をつくるなど、キャリア形成をサポートしている。地域活動にも力を入れており、新型コロナウイルス感染症等で参加できないイベントもあったが、地域の保育園児を対象とした食育活動や高齢者を対象とした健康教室等を開催し、相手に合わせた資料作成やコミュニケーションの取り方などの学びに繋げている。また、FC今治とのコラボ授業では、トップアスリートや専任管理栄養士から話を聞き、スポーツ選手の食事について考えることができた。

栄養士養成に加え、食品関連業界や医療事務でも活躍できる人材の育成を目指しており、フードコーディネーターや医療管理士・医療管理秘書士を取得できるカリキュラムを編成している。教員間で学生に関する情報の共有を積極的に行い、適宜、保護者も交えた面談を行いながら、免許・資格取得や学生の希望する就職支援に向けて支援環境を整えている。

学内で行う1年生の給食実務実習、2年生の給食実務学外実習では、学生一人ひとりが実習内容について報告する場を設けている。学生とコースの全教員が報告会に参加し、一人ひとりの報告内容について評価している。2年生の学外実習の報告は、1年生が2年次に受講する学外実習施設選びの一助となっているほか、報告資料も後期の学内実習報告会資料づくりの一助となっている。

<スイーツ・カフェコース>

1年次に理論と同時進行で演習を行うことで技術を身につけ、2年前期に学内販売や学外実習等を行うようにカリキュラムを編成している。2年生後期には、「製菓創作実習」で2年間の成果発表である卒業制作展の開催、製菓衛生師取得（国家資格）のための演習科目「製菓総合演習」を設け、国家試験合格へのフォローアップも行っている。また、製菓衛生師養成以外にカフェクリエーターやフードコーディネーター、医療管理士・医療管理秘書士を取得できるカリキュラムも編成している。

毎年開催される卒業作品展（スイーツコンテスト）では、デッサン・制作・コーディネート等の視点から評価を行っている。その際、制作過程において工夫した点や苦心した点も評価に加えている。これらの評価上位者は、卒業時に表彰されることになっている。

学外研修では、本学近くにある延命寺の探訪、和菓子作りを通じた福祉施設の利用者との交流等、地域とのかかわりを通して、地域を志向する意識を高めた。また、コロナ禍におけるカフェの現状を視察して社会情勢と店舗の在り方を学んだ。

なお、年度ごとに教育課程の見直しを行ってきたが、入学者が減少し増加の見込みが低いと令和3（2021）年度に募集を停止した。

<調理ビジネスコース>

令和4（2022）年度から、別科1年課程の調理師専修科をライフデザイン学科調理ビジネスコースとして、本科2年課程とし、より充実したカリキュラムの中でビジネス感覚を備えた調理師養成を目指している。

1年次は、理論と同時進行で実習を行うことで基礎技術をしっかり身につけられる

ようにしている。基礎調理技術の実技試験合格ラインに到達できるように、実習室を開放して技術指導を行っている。2年生前期には学内での「集団調理実習」、2年生後期に「校外調理実習Ⅰ・Ⅱ」や2年間の成果発表である卒業作品展を開催し、職業人、社会人として必要なコミュニケーション能力や調理の基本技術力を身に付けられるよう、教育体制を整えている。また、調理師養成以外に食育インストラクター、ふぐ取り扱い者免許、カフェクリエーターやフードコーディネーター、医療管理士・医療管理秘書士を取得できるカリキュラムも編成している。

地域活動を積極的に行っており、イベントでの地域の方との交流や地域の食材を使用したメニュー開発の中で、おもてなしの心や地元での就職意識の強化を図っている。

地域交流の活動では、幼児教育学科の学生と共同して保育園児と餅つき体験を実施し、試食、交流を行った。また、岡山理科大の学生と今治市学生まちづくり活動応援事業に参加し、イノシシ肉を使った料理を試作し、イベントでは今治市長や市民の方に、猪肉のカレー試食 280 食を提供しアンケート調査を行った。また、愛媛県東予地方局今治支局の要望で今治市の産地強化事業に協力し、大島産オリーブを用いた料理開発をし、多くの方に試食していただき良い評価を得ることができた。令和 4 (2022) 年度からの FC 今治の選手とのコラボ授業として、オリーブ収穫体験、メニュー開発を経て公開授業として料理動画撮影を一般の方にもみてもらい交流することができた。このように2年次の活動に向け、いくつもの地域での学修を積み重ねている。

<国際観光ビジネスコース>

コースで開講されている様々な科目で地域との交流、特に留学生との異文化交流・学修を実施している。留学生を対象に日本語科目を必修科目としている。レベルに合わせたクラスを編成することで細やかな指導を行うことができ、日本語基礎能力の向上を図っている。令和 4 (2022) 年度の日本語能力試験では、N1 レベルに 2 名、N2 レベルに 6 名が合格した。また、令和 4 (2022) 年度の「留学生日本語スピーチコンテスト in 愛媛」では、優秀賞 (1 名) と特別賞 (1 名) を受賞した。

コースが目指す検定・資格取得に向けた専門的知識を身に付けることができるように、授業以外に各種検定対策講座を実施し、国家試験や検定等の合格に繋げている。平成 30 (2018) 年度以降、国内旅行業務取扱管理者および総合旅行業務取扱管理者の国家試験において、合格率は全国平均以上の結果となっており、令和 4 (2022) 年度の国内旅行業務取扱管理者試験においては、本学受験者は 2 名とも合格した。

地域の観光地研修を通して、地域の文化、観光資源についての理解を深め、地域社会に貢献する意識を高めている。令和 4 (2022) 年度は、琴平、宮島などの観光地研修を実施し、地域の観光地を学ぶとともに日本人学生、留学生の相互交流を深めることができた。

また、年度ごとに教育課程の見直しにより、令和 5 (2023) 年度から日本語能力レベルの高い (日本語能力試験 N2 レベル以上) 留学生に関しては、多様な学びを保証するために共通教育科目の日本語科目を必修科目から外すこととした。

【幼児教育学科】

幼児教育学科では、幼稚園教諭二種免許状、保育士の資格取得に向け、教育実習および保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにおいて、幼稚園、保育所、認定こども園、施設、児童館等、学外の保育施設での実習があり、職業教育に直結している。学生の希望に合わせた資格取得ができるよう学科会や学科内の情報ツールを用い、教員間で情報共有を積極的に行うとともに、適宜、指導教員や実習担当教員が学生との個別面談を行うなど、職業教育の支援環境を整えている。

学科で職業的自立を図るために必要な能力の育成に繋げていけるよう弾力的にカリキュラムのあり方を検討している。令和4（2022）年度生からは保育所実習時期を多種の感染症の懸念が大きい2月（1年次）から5月（2年次）に変更するカリキュラムの見直しを行うなど、現場での学びが円滑に実施できるように工夫している。

また、学生が地域とつながりつつ最大限学びを深め、職業教育につなげられるよう教育活動を行っている。1、2年次に開講される幼児教育学科の卒業必修科目「地域と子育て支援」では、今治市と連携し、本学での地域の子育て広場である「おでかけ児童館」「めいたん広場」を年4回ずつ開催している。その成果報告として、年度末には報告会を行っている。令和4（2022）年度は、新型コロナウイルスの感染状況により、計画したものの実施できない回もあったが、参加者数を限定するなど、感染症対策をしつつ開催し、学生の学びにつなげることができた。また、令和4（2022）年度には、感染症対策を講じつつ、地域の子育て支援拠点での見学および実践活動、今治市中央図書館での本学学生による「お楽しみ会」、保育実践活動としての福祉施設でのクリスマス会、オペレッタや劇遊びによる保育所との交流会、FC今治との連携によるコラボ授業での子育て広場の実践や自然体験活動を行った。さらに、保育者として、地域社会で多様な人々と協働して学ぶ態度の涵養を目指し、地域サッカー関連イベントへのボランティア参加、今治保健所や今治市教育委員会による地域協働動物共生社会づくり事業への参加等、多様な教育活動を行った。

【区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。

- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

各学科の学修目標（学習成果）に対応する入学者の受け入れの方針、すなわち、アドミッション・ポリシーは、学生募集要項の冒頭、また、学生便覧（提出-1-p.41-42）に明確に示している。令和4（2022）年度の学科・コースのアドミッション・ポリシーは次の通りである。

＜本学のアドミッション・ポリシー（AP）＞

全学共通 AP

建学の精神に基づき、自己研鑽、地域貢献、主体的で協働的な学びに意欲あり、入学後の修学に必要な基礎的学力を有する者。

＜ライフデザイン学科＞

介護福祉コース AP

学科・コースの学位授与の方針を達成するために、以下の諸点を入学者受け入れの方針とする。

- 1（知識、技能）入学後の修学に必要な基礎的学力を有する者。
- 2（思考力、判断力、表現力）他者の生活課題を的確に把握し、多様な方法でもって対応することができる者。
- 3（主体性、多様性）他者の心に寄り添え、介護福祉観を身に付けることができる者。介護福祉への関心が高く、地域に住まう他者の人生・生活を支える情熱を持っている者。
- 4（地域貢献力、協働性）豊かな感性を備え、人と関わり協力し、地域住民と協働し、地域社会に貢献する志のある者。

食物栄養コース AP

学科・コースの学位授与の方針を達成するために、以下の諸点を入学者受け入れの方針とする。

- 1（知識、技能）入学後の修学に必要な基礎的学力を有する者。
- 2（思考力、判断力、表現力）他者のニーズを的確に判断し、多様な方法でもって対応できる者。
- 3（主体性、多様性、協働性）他者を思いやる気持ちを持ち、共感的理解を深めることができる者。
- 4（地域志向性、地域貢献力）地域の人々と交流することにより、自分の成長を広く他者へ還元し、地域貢献できる者。

調理ビジネスコース AP

学科・コースの学位授与の方針を達成するために、以下の諸点を入学者受け入れの方針とする。

- 1（知識、技能）入学後の修学に必要な基礎的能力を有する者。
- 2（思考力、表現力、多様性）自らの目標を設定し、自分の意見や考えを的確に表現し多様な方法でもって対応できる者。
- 3（主体性、判断力）自らの意思で柔軟性を持った学びができる者。

4 (地域貢献力、協働性) 社会に奉仕し、地域や社会発展に貢献する意欲を持つ者。

国際観光ビジネスコース AP

学科・コースの学位授与の方針を達成するために、以下の諸点を入学者受け入れの方針とする。

- 1 (知識、技能) 入学後の修学に必要な情報知識及びビジネススキルの力を有している者。
- 2 (思考力、判断力、表現力) 専門的知識を学び、資格を取得し、それを活用できる者。
- 3 (主体性、多様性、協働性) 異文化理解を深めることができ、国際観光ビジネスへの関心が高く、自身が学びたい分野で多様な人々と協働して地域社会で活躍していきたいという意欲を持つ者。

幼児教育学科 AP

学科の学位授与の方針を達成するために、以下の諸点を入学者受け入れの方針とする。

- 1 (知識、技能) 入学後の修学に必要な基礎的学力を有する者
- 2 (思考力、判断力、表現力) 入学までに身に付けた知識や技能を用い、自ら考え、適切な方法で表現できる者。
- 3 (主体性、多様性、協働性) 保育者(幼稚園教諭・保育士)を目指し、その目的を達成するために、積極的に学ぶ意欲及び他者と協力しつつ課題に取り組む姿勢がある者。また、地域に根差し、地域社会全体での子育てに取り組む実践力の修得を目指す者。

なお、令和 4 (2022) 年度以降は、学科・コース別のアドミッション・ポリシーに加え、全学共通のアドミッション・ポリシーを新設し、本学としての入学者受け入れの方針を明らかにしている。

アドミッション・ポリシーは、学生募集要項(提出-3)、本学ウェブサイトで公開している。

入学前の学習成果の把握・評価は、出願手続の際に提出される推薦書、調査書、自己推薦書、志望理由書、活動報告書や面接、口頭試問、筆記試験、大学共通テストの成績をもとに多面的に行い、入学希望者が、本学の理念である「明德を明らかにする」ことを基本にした受け入れ方針に対応できているかどうか判断している。

入学者の選考は、高大接続の観点により、それぞれの選考基準を設定して、以下のように多様な選抜方式で行っている(令和 4 (2022) 年度実施)。

- 1 総合型選抜マッチング方式
- 2 総合型選抜自己推薦方式
- 3 学校推薦型選抜
- 4 一般選抜
- 5 大学入学共通テスト利用選抜
- 6 社会人選抜
- 7 留学生選抜

総合型選抜マッチング方式の場合、志願者は申込みをした後、入学を希望する学科の教員と面談による意見交換を行う。志望者は、必要な書類を添えて出願し、口頭試問を含む面接試験に至る。いずれの選抜方式においても、アドミッション・ポリシーに沿った選考を行っているが、なかでも、総合型選抜マッチング方式は、志願者との面談時間を長くとり、本学の入学者の受け入れ方針に沿った選抜(意欲、態度、

表現、知識・技能、地域貢献意識)を厳密にできる利点がある。

それぞれの選抜は、入試課職員を含めた学科会で検討される。その判定結果は、教授会において審議され、最終的な合否の決定を公正かつ適正に実施している。

学生募集要項には、入学金、授業料、施設費、教育充実費等の学納金、実習や資格・免許の取得に必要な経費等を具体的に明示している。

本学では、入試課に複数の専任の職員を配置し、入試制度をはじめ、入試にかかわる業務全般を担っている。なお、入試課職員は入学希望者および関係者の窓口となり、関係する学科・コースの教職員を含め、受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

令和3(2021)年9月には、令和4(2022)年度以降の入学者受け入れの方針を含むポリシーの点検、見直しに関して外部評価委員会を開催し、高等学校関係者を含む外部委員から意見を聴取している(備付-27)。

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学では、令和3(2021)年度に教育の方針として、三つのポリシーを見直し、令和4(2022)年度以降の教育活動に生かしている。同時に、ディプロマ・ポリシーの一部として、学修目標(学習成果)を明文化し、明確化した。学修目標(学習成果)は、全学共通、各学科・コースの二本立てであり、それぞれ具体性のある4~5項目からなり、2年間の短期大学にて獲得可能なものとして示している。また、学修目標(学習成果)は、令和4(2022)年度以降のアセスメント・ポリシーに基づくアセスメント指標により、量的、質的に測定可能なものとなっている。

【区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

機関レベルまたは、教育課程レベルとしての学修目標(学習成果)を測定する指標

として、履修登録者数における単位取得率、入学者数に対する2年後の卒業生数（学位授与率）（表Ⅱ-A-1）、資格免許取得率、国家試験の合格率（表Ⅱ-A-2）が挙げられる。また、栄養士、保育士、幼稚園教諭二種、調理師の免許・資格取得率、介護福祉士、製菓衛生師、国内旅行業務取扱管理者の国家試験の合格率、ピアヘルパー、フードコーディネーター、医事管理士、医療管理秘書士の資格取得者数（合格率）（表Ⅱ-A-3）がある。これらの免許・資格取得率や合格率は、学修目標（学習成果）の達成状況を確認する指標であり、それらの結果を自己点検・評価に活用している。

また、学期ごとに学生が記入する学修ポートフォリオ（プロセスノート）は、学生自身が学生生活や学びの振り返り、次期の目標設定をすることになっており、これを活用した指導教員等との面談や助言をもとに学修目標（学習成果）の獲得に向けた取り組みができる仕組みがある。

学修ポートフォリオ（プロセスノート）の中に学生生活調査が含まれており、学期ごとに学生の生活状況や学修環境の調査を行っている。

就職者および進学者の数、就職希望者に対する就職者数（就職率）（表Ⅱ-A-4）、専門職として免許・資格を生かした就職者の割合は、学修目標（学習成果）を測定するため量的な指標としている。なお、これらアセスメント指標に基づく質的・量的なデータについては、本学の教学マネジメントを司る管理運営会議、ステークホルダーでもある学外者の視点からの外部評価委員会にて提示し、点検・評価を行っている。

学修目標（学習成果）の指標となる単位取得率、学位授与率、資格取得者数、就職率については、本学ウェブサイトの公表情報にて公表している（備付-37）。

IR推進センターでは、短期大学生調査を年に1回行っており、大学教育の質保証として学生の授業を受けた時間、授業に関する勉強、授業に関係ない学修等の学修時間等の把握を行っている。この調査の結果は、職員連絡会において学内に周知するとともに、公表情報として本学ウェブサイトに掲載している。

FD・SD委員会では、学期ごとに学外実習を除く全開講科目について前期および後期の授業終了前に授業評価アンケートを実施し、各科目における学生の学修目標（学習成果）の把握に努めると同時に教育の質の向上に努めている。この授業評価アンケートの結果を受けて、本学の専任教員は、授業改善報告書を学長に提出し、個々の授業改善に取り組むとともに学科・コースの教育力を向上させている。また、卒業する学生による「卒業時満足度調査」（卒業時アンケート）（備付-36）を実施している。その結果は連絡会で教職員と共有するとともに、学科・コース内で振り返り、課題への対策を検討し、改善へとつなげ機会とするとともに、その内容を卒業時満足度調査（卒業時アンケート）結果と併せ本学ウェブサイトに公表している。

卒業後の学修目標（学習成果）の把握は、就職先への謝礼訪問時やアンケート調査により、企業・施設側および卒業生からの意見を聴取し、学生の学びにつながる指導を行っている。また、学外実習時には、施設訪問等で施設長や実習担当者から意見を聴取し、学科・コース内で共有するとともに外部評価委員会、学生を中心とした実習報告および成果報告会等を開催し、第三者から本学の学修目標（学習成果）を検証していただく機会を設けている。

以下、卒業生数・学位授与率、資格・免許取得率、就職者数・就職率および進学者

数を表に示す（表Ⅱ - A - 1, 表Ⅱ - A - 2, 表Ⅱ - A - 3, 表Ⅱ - A - 4）。

表Ⅱ - A - 1 入学者数に対する卒業生数・学位授与率

学 科	事 項	令和3年度 入学 (令和4年 度卒業)	令和2年度 入学 (令和3年 度卒業)	令和元年度 入学 (令和2年 度卒業)	平成30年 度入学 (令和元年度 卒業)	平成29年度 入学 (平成30年 度卒業)
ライフデザイン 学科	入学者	42	65	82	86	120
	卒業生	33	45	71	72	99
	学位授与率	78.6%	69.2%	86.6%	83.7%	82.5%
幼児教育学科	入学者	22	20	27	41	32
	卒業生	19	14	24	35	29
	学位授与率	86.4%	70.0%	88.9%	85.4%	90.6%
全学	入学者	64	85	109	127	152
	卒業生	52	59	95	107	128
	学位授与率	81.3%	69.4%	87.2%	84.3%	84.2%

※卒業生数は、入学年度を基準に記載

表Ⅱ - A - 2 入学者数に対する卒業時の資格・免許取得率

学 科	資格・免許	事 項	令和4年 度卒業	令和3年 度卒業	令和2年 度卒業	令和元 年度卒業	平成30年 度卒業
ライフデザ イン学科	介護福祉士	入学者	11	12	13	10	19
		取得者	11	8	9	7	6
		取得率	100%	66.7%	69.2%	70.0%	31.6%
	栄養士	入学者	16	19	13	13	25
		取得者	9	15	10	11	16
		取得率	56.3%	78.9%	76.9%	84.6%	60.0%
	栄養教諭 二種	希望者	-	-	-	3	0
		取得者	-	-	-	3	0
		取得率	-	-	-	100%	-
	フード コーディネ ーター	希望者	0	5	5	1	8
		合格者	0	5	5	1	8
		合格率	-	100%	100%	100%	100%
幼 児 教 育 学 科	保育士	入学者	22	20	27	41	32
		取得者	19	12	19	29	26
		取得率	86.4%	60.0%	70.4%	70.7%	81.3%
	幼稚園教諭 二種	入学者	22	20	27	41	32
		取得者	18	14	22	31	25
		取得率	81.2%	70.0%	81.5%	75.6%	78.1%

	児童厚生 二級指導員	希望者	3	5	5	3	8
		合格者	3	5	5	3	8
		合格率	100%	100%	100%	100%	100%
別科 調理師専 修科	調理師	入学者	-	11	13	9	8
		取得者	-	11	12	7	7
		取得率	-	100%	92.3%	77.8%	87.5%

表Ⅱ - A - 3 受験者に対する資格・免許取得率

<ライフデザイン学科>

資格	事項	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
国内旅行業務取 扱管理者	受験者	2	3	7	15	6
	合格者	2	1	3	8	4
	合格率	100%	33.3%	42.9%	53.3%	66.6%
総合旅行業務取 扱管理者	受験者	0	2	5	2	0
	合格者	0	1	1	2	0
	合格率	-	50%	20%	100%	-
医事管理士/ 医療管理秘書士	受験者	10	6	9	6	10
	合格者	10	6	9	6	10
	合格率	100%	100%	100%	100%	100%

※製菓衛生師国家試験は、卒業後の受験の為、記載していない。

<幼児教育学科>

資格	事項	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
ピアヘルパー	受験者	4	6	6	7	11
	合格者	4	6	6	7	10
	合格率	100%	100%	100%	100%	90.9%

表Ⅱ - A - 4 就職希望者に対する就職者数・就職率および進学者数

	事項	令和4年 度卒業	令和3年 度卒業	令和2年 度卒業	令和元年 度卒業	平成30 年度卒業
ライフデザイン 学科	就職希望者	41	38	48	49	67
	就職者	36	25	31	44	43
	就職率	87.8%	65.8%	64.5%	89.8%	64.2%
	進学者	6	4	8	4	6
幼児教育学科	就職希望者	19	17	22	36	25
	就職者	18	17	21	36	25
	就職率	94.7%	100%	95.5%	100%	100%
	進学者	0	0	0	0	0

全学（学科）	就職希望者	60	55	70	85	92
	就職者	51	42	52	80	68
	就職率	90.0%	76.4%	74.3%	94.1%	73.9%
	進学者	6	4	8	4	6
別科 調理師専修科	就職希望者	-	11	9	2	7
	就職者	-	10	9	2	7
	就職率	-	90.9%	100%	100%	100%
	進学者	-	0	1	1	0

※ 就職率＝就職者／就職希望者

令和 4（2022）年度の学科・コースにおける具体的な学修目標（学習成果）を次に示す。

ライフデザイン学科介護福祉コースでは 令和 4（2022）年度の介護福祉士国家試験合格率は留学生 3 名を含め 100%と目標を達成することができた。

ライフデザイン学科食物栄養コースでは、学業面、生活面への支援により、卒業時の免許・資格取得率は向上しており、令和 4（2022）年度 2 年生の卒業時の栄養士免許取得率は 75%（9/12 人）、医療事務関連資格取得率は 100%（8/8 人）であった。様々な面で心配な学生へのフォローを重点的に行ったことにより、2 年次に資格取得を断念する者はおらず、同様に退学者は一人もいなかった。

ライフデザイン学科国際観光ビジネスコースでは、平成 30（2018）年度以降、国内旅行業務取扱管理者および総合旅行業務取扱管理者の国家試験において、本学生の合格率は全国平均以上の結果となっている。令和 4（2022）年度の国内旅行業務取扱管理者試験受験者 2 名はいずれも合格した。総合旅行業務取扱管理者の国家試験は、令和 4（2023）年度には希望者がいなかったが、令和元（2019）年度から令和 3（2021）年度の 3 年間 9 名が受験し、4 名が合格している（合格率 44.4%）。

幼児教育学科では、卒業生全員が保育士資格を取得した。また、94.7%が幼稚園教諭二種免許状を 2 年間で取得し、幼稚園、保育所、認定こども園、児童福祉施設等の保育現場への就職につながっている。令和 4（2022）年度の保育職の就職率は 94.7%である。

令和 4（2022）年度に専門職として免許・資格を生かした就職者の割合は、介護福祉士 71.4%、保育士または幼稚園教諭 94.7%、製菓衛生師 66.7%である。

授業科目ごとの単位認定の状況では、令和 4（2022）年度開講科目における単位取得率は 96.4%、令和 2（2020）から令和 3（2021）年度の過去 3 年間における単位取得率は 96.2%であり、多くの学生にとって、達成可能であることが示されている。

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8 の現状＞

キャリア支援委員会が卒業生の進路先からの評価を聴取するためアンケート（備付-40）を行っている。アンケート内容については以下の通りである。

1. 貴社・貴団体の従業員数（正規社員・職員）
2. 業種
3. 採用職種
4. 貴社（貴庁）・貴団体に勤務する本学卒業生の人数
5. 社会人として仕事をしていく上で、必要な能力
6. 本学の卒業生を採用していただいた理由
7. 本学卒業生に不足していると思われる能力
8. 貴社（貴庁）・貴団体が新規採用するにあたり、今後本学の教育で学生に身につけさせるべき資質・能力等
9. 「アクティブラーニング」の教育学習法の中で、社会に出て役立つものがあると思われるもの
10. 本学での合同企業説明会
11. 本学へのご意見・ご要望

令和3（2021）年度の卒業生については対象企業（団体）54社に対して27社からの回答を得た。社会人としての仕事をしていく上で必要な能力については、「社会人基礎力」「協調性」「コミュニケーション力」が全体の71%を占めており、本学の学生に不足しているところについては、「リーダーシップ」、「社会人基礎力」、「思考力・判断力・表現力」の順になっている。このことは、与えられた仕事を遂行するだけでなく、組織目標を達成するために何をやるべきかを、自ら考え実行できる積極性を求めていると考えられるともいえる。

本学の学生を採用していただいた理由については、「人柄（素直さ）」が全体の53%と半数以上の企業が答えている。企業が求めている「素直さ」は、謙虚に人の話を聞くことができるなど、環境の変化にも対応できる人材ではないかと思われる。

卒業生から聴取した結果は、アセスメントの一つの指標ともなっており、学修成果の点検に活用している。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

入学生数に対する学位授与率、学科、コースが主として目指している資格の取得率の向上が課題である。また、学生数の減少、定員充足力の低さにより、検証をする際の母数が少なく、経年変化等、数値データとして比較しにくい。これは、定員充足率の課題である。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

本学は、愛媛大学と単位互換制度を実施している。愛媛大学で夏期休業中に集中講義で開講される「環境防災学」は、防災士の受験資格を兼ねる内容であり、令和4（2022）年度は本学から6名が受講している。そのうち5名は本講座受講後、防災士

の資格を取得している。

本学の共通教育科目のうち、地域志向科目である「地域活性化論」「地域交流演習」「地域社会論」、そして、「日本を学ぶⅠ・Ⅱ」では、学生が今治地域の魅力を感じ、興味をもてるような取り組みとして、地場産業や観光産業などの体験学習、歴史文化施設の見学等の地域活動を行った。また、地元就職への定着を高めるため、今治をはじめとする東予地域の企業や施設等の見学等の取り組みを行い、卒業後の就職の選択肢の幅を広げる機会とした（表Ⅱ - A - 4）。

今後は、地域志向科目「地域活性化論」「地域交流演習」等の科目を履修している学生だけではなく、他の学生にも関心を持たせる仕組みづくりや地元企業とのさらなる連携強化を図っていく。

今治地域の魅力を伝える見学等の取り組み一覧を次に示す（表 - A - 5）。

表Ⅱ - A - 5 今治地域の魅力を伝える見学等の取り組み一覧（令和4年度実施）

前期	
令和4年5月19日	企業見学（今治造船グループ本社工場）
令和4年6月16日	企業見学（BEMAC(株)本社・みらい工場）
令和4年7月7日	企業見学（清光堂 一福百果）
令和4年7月8日	朝倉地区フィールドワーク（朝倉ふるさと美術古墳館など）
令和4年7月14日	玉川地区フィールドワーク「森のともだち農園」
後期	
令和4年10月6日	クロイチジク狩りと石割体験（NPO 法人能島の里）
令和4年10月7日	地域の伝承料理講習・実習
令和4年10月7日	乃万地区の石塔めぐり
令和4年10月13日	お供馬の走り込みの視察（菊間町浜の加茂神社） 在来馬野間馬の見学（のまうまハイランド）
令和4年10月14日	菊間瓦製造工場の錦松工房見学
令和4年10月27日	企業説明会（日本食研ホールディングス(株)） 企業セミナー（(有)ブランチ）
令和4年10月20日	吉海地域観光資源視察（いきいき館・急流体験・亀老山展望台）
令和4年11月10日	小島へフィールドワーク（芸予要塞跡）
令和4年11月17日	職業セミナー（今治海上保安部と来島海峡海上交通センター）
令和4年11月24日	職業セミナー（防衛省自衛隊愛媛地方協力本部・今治地域事務所）
令和4年12月1日	西染工株式会社の染色工場見学
令和4年12月8日	錦松工房・かわら館見学
令和4年12月15日	職業セミナー（宮窪漁師 藤本純一氏）
令和4年12月23日	城慶寺 座禅体験（丹下甫澄 住職）

令和5年1月6日	伊予桜井漆器会館・綱敷天満宮視察
令和5年1月12日	バリウオーター、桑名ボウル視察
令和5年1月19日	サイクリングと馬島のグランピング視察

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

<提出資料>

1. 学生便覧（令和4年度）
3. 2022 学生募集要項（令和4年度）
4. 2022 大学案内（令和4年度）
5. 今治明德短期大学 学則
8. 本学ウェブサイト 2022 年度(令和4年度)講義概要
<https://www.meitan.ac.jp/syllabus2022/>
10. 2023 大学案内（令和5年度）
11. 2021 秋期留学生募集要項
12. 2022 春期留学生募集要項
13. 2023 学生募集要項（令和5年度）
14. 2022 秋期留学生募集要項
15. 2023 春期留学生募集要項

<提出資料－規程集 今治明德短期大学>

52. 今治明德短期大学履修規程
60. 長期履修に関する規程
74. 障がい学生支援委員会規程
75. 障がい学生支援規程
96. 今治明德短期大学学友会会則、学友会細則

<備付資料>

3. 学修ポートフォリオ（プロセスノート）
7. 履修証明プログラム募集要項（令和4年度）
18. 各種委員会議事録（令和2年度～令和4年度）
19. ライフデザイン学科議事録（令和2年度～令和4年度）
20. 各コース会議事録（令和2年度～令和4年度）
21. 幼児教育学科議事録（令和2年度～令和4年度）
23. 自己点検・評価票（令和2年度～令和4年度）
25. 留学生向け大学案内
28. 学修ポートフォリオ（指導記録簿）

29. 成績分布資料
30. 職員連絡会資料（令和4年度）
35. 授業評価アンケート結果（令和4年度）
36. 卒業時満足度調査結果（令和4年度）
38. 卒業生アンケート（就職後）関係資料（令和4年度）
40. 就職先アンケート（令和4年度）
41. 授業改善報告書
42. 進路状況（令和2年度～令和4年度卒業生）
43. 短期大学生調査
44. 生活環境調査様式（令和4年度）
45. 図書館利用案内
46. 入学手続き資料（令和4年度）
47. 入学前の学習に関する資料（令和4年度）
48. オリエンテーション関係資料（令和4年度）
49. 本学ウェブサイト 学生相談
<https://www.meitan.ac.jp/collegelife/support.html>
50. 就職進路ガイダンス関係資料（令和4年度）
51. 本学ウェブサイト 障がいのある学生への就学支援
<https://www.meitan.ac.jp/daigaku/shien.html>
52. 本学ウェブサイト バリアフリーマップ
https://www.meitan.ac.jp/daigaku/pdf/shien_map.pdf?19
53. 本学ウェブサイト 長期履修制度
<https://www.meitan.ac.jp/nyushi/choki.html>
54. 就職進路ガイダンス冊子（令和4年度）
55. 学生まちづくり活動関連資料

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。

- ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は、担当する授業科目のシラバス（提出 - 8）においてディプロマ・ポリシーのどこに関わるものであるかを把握し、授業科目の目的・テーマ、授業終了時の到達目標、授業内容の全体計画、授業時間外の学習（予習・復習等）、単位認定に関わる評価方法、受講生に望むこと、テキスト、参考文献等を具体的に示し、学生に周知している。学則（提出 - 5）第 48～51 条「試験および卒業」に沿って試験、成績判定により評価している。また、卒業時に関係する資格・免許の取得の有無、取得率や合格率により学修目標（学習成果）を評価している。

本学では「今治明德短期大学授業評価実施規程」（規程 - 11）に基づき、前期・後期末の年 2 回、全学生を対象とした授業評価アンケート調査（備付 - 35）により非常勤講師を含むすべての教員が学生からの授業評価を受けている。学生からの授業評価は FD・SD 委員会が集計し、学長の確認後に各教員に渡される。専任教員は自らの授業の改善点および改善のための方策・手立てを含む授業改善報告書（備付 - 41）を学長に提出している。それにより、次期開講の授業改善に活用している。また、授業改善報告書と同時に提出される「学生へのメッセージ」は、各教員が自由に記述できるように設定している。そこには、教員としての教育への取り組み姿勢や学生への思いが自由に記述され、学生が各教員の思いを受け取り、本学の教育についてより理解を深めていくことができるように工夫した取り組みである。なお、学生による授業評価の結果および専任教員からの学生へのメッセージは学内において履修登録期間を中心に本学図書館にて公表し、学生、教職員はその期間、閲覧することができる。

学科および教育課程ごとの教育目的・目標の達成状況の把握には、主として学生によるアンケート調査を行っている。本学で行っている学生への調査は、①学生生活状況調査（備付 - 3）②大学・短期大学基準協会による短期大学生調査（備付 - 43）③卒業時満足度調査（卒業時アンケート）（備付 - 36）がある。

学生生活状況調査および短期大学生調査は、学生の学生生活の状況、学修の実態等

を把握し、学内の学修環境および教職員の学修指導を検討する資料として活用するためのものである。また、課程を通じた学生の学修時間の実態、学修行動の把握を行うことで教育成果を検証するものである。ポートフォリオ推進チームを中心に令和元（2019）年度より学修ポートフォリオを導入したが、学生生活状況調査は、学修ポートフォリオ（プロセスノート）（備付 - 3）の一部として、学期ごとに実施している。

FD・SD 委員会による卒業時満足度調査（卒業時アンケート）では、本学の教育体制への評価、地域交流やボランティア等の正課外の学修を含めた教育について評価する項目からなり、それらの結果を本学の教育改善のための資料としている。また、令和 2（2020）年度以降、学科・コース単位で卒業時満足度調査（卒業時アンケート）の結果を振り返り、成果と課題、改善策および今後の展望を検討し、学生の学修目標（学習成果）の獲得に向けた PDCA サイクルを回せるような仕組みを構築している。

学生生活状況調査、短期大学生調査（短大基準協会アンケート）、卒業時満足度調査（卒業時アンケート）の結果は、職員連絡会、学科会、関係委員会等において報告され、教職員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している（備付 - 18, 19, 20, 21, 30）。

本学では、少人数の学生を 1 人の教員が担当する指導教員制をとることにより、各指導教員が中心となって、学生の履修および卒業に至る指導を行っている。教員は、学生との関係を深め、常に担当する学生の履修状況を把握し、他の教員とも連携をとりながら学生への指導を徹底している。令和元（2019）年度から導入された学修ポートフォリオ（プロセスノート）には、入学時アンケートがあり、それを基にした入学時の指導教員との面談、また、年間を通じて指導教員が個別面談を実施する。成績表および学期ごとに記入する学修ポートフォリオ（プロセスノート）をもとに、学期末に指導教員との面談を行うとともに、その際に単位履修状況について詳しく説明、指導を行っている。これらの過程は、指導教員が学修ポートフォリオ（指導記録簿）（備付 - 28）に記載することになっている。このように、指導教員および学科・コースの教員は、授業科目ごとの学修目標（学習成果）をはじめ、資格・免許取得に必要な授業科目の単位履修状況等、学生の学修状況が把握できている。

本学の事務職員は、それぞれの職務において学修目標（学習成果）獲得に貢献すべく協働している。学修目標（学習成果）を認識して、学修目標（学習成果）の獲得に貢献することについては、特に教務課職員を中心に業務を行っている。事務部各課（入試課、教務課、学生課、進路課、図書館、総務課）は、各教員に協力して学修の目標達成度の把握、履修、卒業に向けての支援をしている。

入試課職員は入学前に各種情報提供を行うとともに、入学前教育が円滑に行えるよう支援している。教務課職員は、学生の出席状況をはじめ成績等の情報を蓄積し、指導教員が閲覧できるようにしている。

教務課職員は、学校教育法施行規則第 28 条に基づき、学生の成績記録を適切に管理、保管し、卒業後の成績証明書の請求にも適切に応じている。また、入試に関する受験者の成績等は入試広報課によって適切に保管されている。

進路課職員は、就職・進学相談および履歴書の書き方や面接指導等を行うとともに卒業後を見据えた支援を行っている。

学生課職員は、学生委員会、学寮委員会とともに、学生、寮生の情報を、生活態度の変化等を考慮して、指導教員に報告・相談し、学生生活の支援を行っている。

総務課職員は、授業料等の徴収事務を行っているが、分納制度、延納制度を学生に説明するとともに、担当教員に通知し、中途退学・除籍を未然に防ぎ、学修継続を可能にするための支援を行っている。

また、総務課職員は、学習支援のための PC ラウンジおよび図書館の PC の整備・更新を行っている。学生はどの PC からでも自分の ID とパスワードでログインすることができ、インターネットでの情報収集や学内 LAN 内の課題データ等にアクセスすることができる。第 2 PC 教室では医療事務等のシステムで演習・練習ができる。さらに、資格試験対策の一環として MOS 検定対策用の PC もあり、受検時と同じ環境での練習も行える。

現在、PC を備えた教室は、2 教室（第 1 PC 教室、第 2 PC 教室）あり、学生がいつでも自由に活用できる PC は PC ラウンジおよび図書館に設置している。

また、タブレット端末（約 80 台）を、必要に応じ、学生等に貸与し、授業その他実習等に利用している。

本学で開発した「休講・補講電子掲示板システム」を利用し、各学生に対し、休講・補講等の情報提供を行うとともに、講義室の変更等の情報の提供も行っている。

図書館司書は、「学生リクエスト」体制を整え、学生の要望する図書の実施に努めている。平成 28（2016）年度に、小規模校に適した新図書管理システムを導入し、学生の利便性の向上に努めている。また、学生の学修向上および円滑な利用のため、入学時に図書館利用のための小冊子（図書館利用案内（日本語版・中国語版・ベトナム語版・英語版）（備付 - 45）を作成・配布しオリエンテーションを開催し、具体的に利用方法や注意事項等を説明している。さらに、学修に関連するレポート作成や就職活動に関連する履歴書の書き方等のサポートも行っている。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

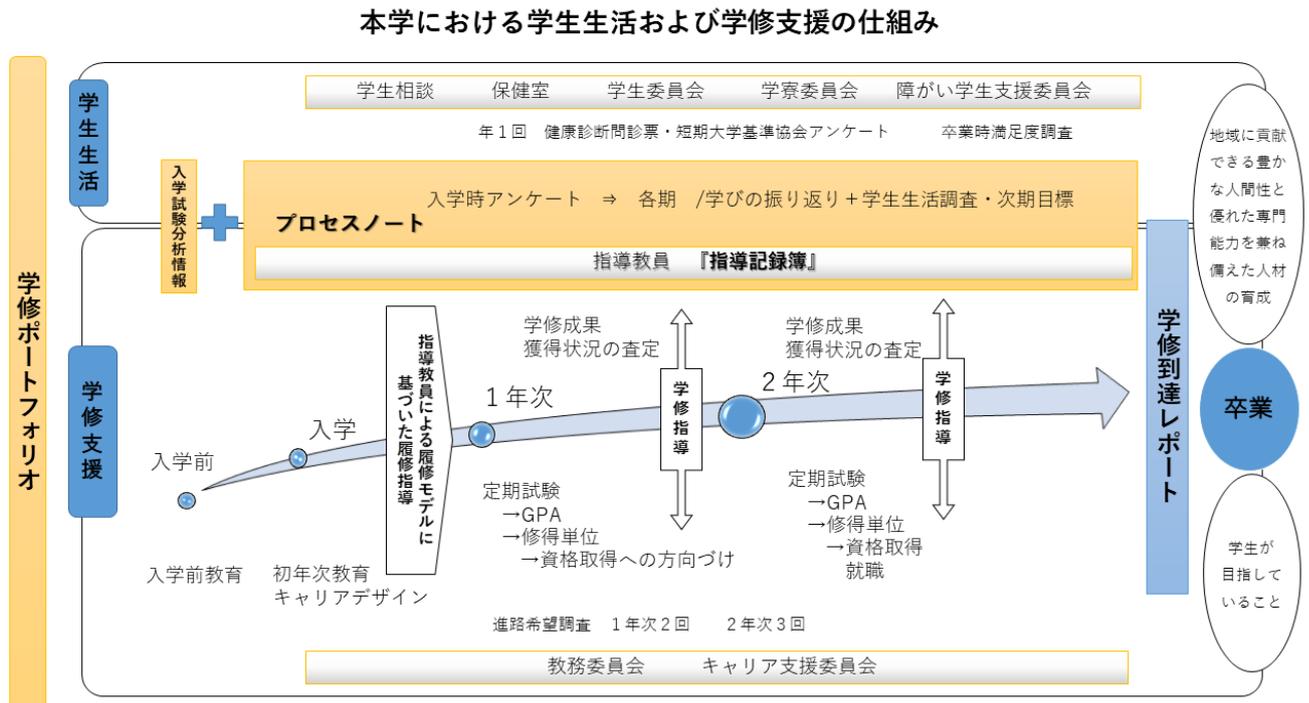
<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続き者に対しては入試課から「入学手続き書類」（備付 - 46）を郵送し、入学手続きの方法、入学までの流れ等の情報を提供している。また、入学前教育の一環で学科・コース別の学習課題（備付 - 47）を同封し、入学後の学修につなげる準備を実施している。希望者には、入学前の指導を行っている。

入学者を対象としたオリエンテーションは、入学式後から学生生活全般に関すること、各種手続きに関すること、履修に関すること、学内施設・設備に関すること等、学習、学生生活のためのオリエンテーションを行っている（備付 - 48）。学科・コースごとの学修目標（学習成果）の獲得に向けて、授業科目の選択方法等の学修に必要なガイダンスを、教務委員会の教員および指導教員が資格取得に必要な授業科目やシラバス等について説明し指導している。その際には、学修の動機付けに焦点を合わせ、高校での学びと異なる「大学での学び」について説明しながら教育課程と資格・免許についても詳しく解説し、授業科目選択のための履修指導を行っている。これは、学生が目指す資格・免許取得に向けて学修支援の一環として各学期に行っており、履修漏れがないように配慮し、選択科目に悩む学生には指導教員が個別指導も行っている。

全学生・全教職員に毎年配布している「学生便覧」（提出 - 1）には、建学の精神、教育理念、学則、免許・資格、履修、学生生活、施設利用、各種規程、年間行事予定、明德短大賛歌などの情報を掲載している。この学生便覧は、入学後のオリエンテーションをはじめ、各期の履修指導等、折にふれ活用している。また、学修ポートフォリオ（プロセスノート）には、学修上の悩みなどの相談についての体制が学生にも分かりやすいよう「本学における学生生活および学修支援の仕組み」を図で示している。次ページに学生生活および学修支援の仕組みの図を示す（図Ⅱ - B - 1）。

図Ⅱ - B - 1 本学における学生生活および学修支援の仕組み



基礎学力不足や、進度の早い学生、優秀な学生に対する配慮として、小規模校の特性を活かして、各教員が個々の学生の理解度を確認しながら授業の進度や方法を工夫している。

学則第41条第3項に基づくキャップ制については、今治明德短期大学履修規程（規程-52）第7条に「1学期間に登録することのできる上限単位は原則28単位までとする。」と規定されている。その但し書きとして、「ただし、累積GPAが3.2以上の場合、上限を30単位に緩和する。」とし、成績優秀者に対しては上限単位を高く設定し、優秀な学生には、より多くの科目が受講できる仕組みを整えている。

学科、コースの学修目標（学習成果）獲得に向けた、学修上の悩みや相談、適切な指導助言を行う体制については、入学時のオリエンテーションから主に指導教員がその役割を担っている。学期末の成績伝達の際には学修ポートフォリオ（プロセスノート）に記載されている生活・学修面の振り返りをもとに個別に面談し、学科・コースの教員や学生相談担当・保健室担当と連携をとりながら支援している。また、年に1回実施している教育進路懇談会では、指導教員が希望する保護者と個別面談を行い、保護者との連携に努めている。

本学が実施する各種資格に関する授業および資格認定取得に対して学生が意欲的に取り組むことを目的とし、各学科・コースにおいて多様な対策講座や個別指導を行っている。令和4（2022）年度は、学生の中で公務員試験合格者が出るなど、成果があがっていると考えられる。

以下に各学科・コースの学修支援の具体的な取り組み内容を示す。

ライフデザイン学科介護福祉コースでは、日常的に教員が学生とコミュニケーション

ンを取り、面談を行い、学生の情報共有をコース会議等で行っている。そのため、令和 4（2022）年度に卒業した令和 3（2021）年度生は退学者が一人もいなかった。介護福祉士の国家試験に向けては、模擬試験を 2 年次に 4 回実施するとともに毎日、過去の国家試験問題の配布し学修を促すなどの学修支援を行ってきた。その結果、令和 3（2021）年度に続き、令和 4（2022）年度も本学からの介護福祉士国家試験受験者は全員、合格することができた。介護福祉コースの留学生に対しては、日本語の補習授業を週に 1 回行い、卒業時には全員日本語能力試験 N2 レベルとなり、成果が出ている。また、国家試験対策のための日本語教育にも力を入れ、令和 4（2022）年度に卒業した留学生 3 名とも介護福祉士の国家試験に合格した。

ライフデザイン学科食物栄養コースでは、各種資格認定試験の合格に向けて、また、苦手分野の補習や指導などのため、夏期休暇期間や授業の空き時間を利用して補習を行っている。令和 4（2022）年度に卒業した学生は令和 3（2021）年度に続き全員、栄養士、医事管理士、医療管理秘書士、フードコーディネーターのいずれか、また複数の資格を取得することができた。

ライフデザイン学科スイーツ・カフェコースの最終入学生となった令和 3（2021）年度生については初年次教育に力を入れ、レポートの書き方、PC の利用方法、実習レシピのまとめ方の指導を強化した。また、1 年次から継続して個別面談や対話を重ね、問題解決に取り組んだ結果、令和 4（2022）年度末に卒業できた。

ライフデザイン学科国際観光ビジネスコースでは、旅行業務に関する国家試験の指導に取り組んだ結果、平成 30（2018）年度から 5 年間の卒業生における国内旅行業務取扱管理者の合格率は 5 割を超えるなど、全国平均以上の結果となっている。本コースでは、留学生が多数在籍しているが、進学や就職に合わせた指導や日本語能力を強化する補習などを導入している。留学生に関しては、学修面はもちろん、生活面、精神面に課題のある学生には細やかな指導を継続的に行い対応した。留学生に対し、旅行業務に関する国家試験や留学生の日本語能力試験に向けて、教員が学生のニーズを把握し、支援、補習を行った結果、入学後に日本語能力試験を受け、受験者の 4 割以上が N2 レベルに合格し（令和 4（2022）年度 14 名受験、6 名合格）、N1 レベルには 2 名が合格した（令和 4（2022）年度 16 名受験、2 名合格）。また、学修進度の速い、優秀な留学生には、スピーチコンテストへの出場の機会を設け、準備や練習を行うなかで学修への動機を高めている。その成果として令和 4（2022）年度の愛媛県内で開催された「留学生日本語スピーチコンテスト」では、優秀賞と特別賞を受賞した。

幼児教育学科では、指導教員および実習担当教員が一人ひとりの学生の学力に合わせた対応をしている。幼児教育学科の教員は全員、幼稚園教育実習または保育実習を担当しており、幼稚園、保育所、施設の実習前後には、個別指導の機会を設け、実習の準備や振り返りを行っている。卒業生のほとんどが保育士、幼稚園教諭二種免許状を取得するが、合わせて児童厚生二級指導員、ピアヘルパーの資格を取得することもでき、希望者には、それぞれの資格取得に向けて指導を行っている。

本学では留学生の受入れを行っている。令和 4（2022）年度はライフデザイン学科国際観光ビジネスコースおよび介護福祉コースに 31 名の留学生が在籍している

(2022年5月1日時点)。入学の時期も4月入学に加えて、後期からの入学の体制も整え、ニーズに応じた留学生の受入れを行っている。なお、本学学生の海外への派遣は行っていない。

学修目標（学習成果）の獲得状況を示す量的・質的データについては、アセスメント指標に関する資料について、教務委員会、キャリア支援委員会、FD・SD委員会、IR推進センター等が資料を作成し、学科会および教授会において確認している。これらのデータを踏まえた学修支援については学科会およびコース会において年度末に点検を行い、次年度の計画につなげている。また、アセスメント指標に基づく資料をもとに管理運営会議にて審議を行うとともに、外部評価委員会にて意見を聴取する機会を設けている（備付-23）。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生生活支援のための教職員組織として学生委員会、障がい学生支援委員会、学寮委員会を設置し、教職員および外部関係機関と連携を図りながら、相談支援体制を整えている。活動内容としては、学生の健康に関わる支援、学生行事に関する支援、校内美化運動、学生寮や学生の課外活動等生活支援に関する事項に対応している。

本学では、学生全員が会員である「学友会」（規程 - 96）が組織され、学生役員とともに学生委員会の指導・助言のもと運営されている。学生行事では、全学科・コース参加によるクラスマッチ、学生祭、感謝会等がある。学生祭では、イベント、展示、模擬店等を学生が企画し、日頃お世話になっている地域の方々と交流し、喜んでいただけるよう努力している。課外活動としては、インカレ出場の支援、クラブ活動、同好会への支援、ボランティア活動等である。令和 2（2020）年度以降、新型コロナウイルス感染症により、学友会の活動はほぼ中止を余儀なくされている。令和 3（2021）年度は、中止になったイベントの代替えとしてハロウィーンバルーンアートの写真スポットを設けるなどした。

本学では、食堂を設置しており、月曜日から金曜日の 12 時から 14 時の間食事の提供を行っている。また、学生寮の寮生に対しては、夕食を 17 時から 19 時まで提供している。定食類・めん類のほか寮生希望メニュー日もあり、学生のニーズに沿った食事の提供を心がけている。食事提供維持のために価格の変更等も行ったが、食堂利用者数が減少しており、令和 5（2023）年度以降、昼食は外注による弁当販売に変更する。食堂の営業時間以外はフリースペースとして勉強や憩いの場として活用されている。

また、本学の近辺には食堂やレストラン、コンビニエンスストアがある。さらに、スーパーマーケットや書店、ドラッグストア等もあり、キャンパスライフに困る状況はない。

宿舎が必要な学生には、学生寮を備えている。女子学生用には学内に部屋数が十分確保されている。男子学生への学内寮も備えているが、学外からの通学の要望にも応えるため、民間賃貸業者と契約を行い学外寮として提供している。

通学バスは運行していないが、通学の便宜を図るため、自動車通学する学生には、本学の近くに駐車場を借り上げて学生に提供している。学生は、駐車場利用許可申請をしたのち許可証が交付され、決められた番号に駐車することができる。また、自転車・バイクで通学する学生のためには、二輪駐輪場を学内に十分確保している。

JR を利用して通学する学生は、JR の最寄り駅である今治駅から出る路線バスの停留所が大学入り口にあり活用している。

学生への経済的な支援として、本学独自の学納金減免制度等の助成制度および日本学生支援機構等による公的奨学金制度を設けている。

日本学生支援機構奨学金については、平成 29（2017）年度入学生から給付型奨学金が創設される等大幅に変更された。年度により本学での利用数は異なるが、令和 4（2022）年度は約 4 割の学生が貸与型および給付型の奨学金を利用している。

令和 4（2022）年度入学生適用の本学独自の助成制度を次ページの表に示す（表 II - B - 1）。

表Ⅱ - B - 1 本学独自の助成制度（提出 - 3）

令和4（2022）年度入学生適用

助成制度	減免額・免除額	入試形態
専願減免制度 (専願入試での入学者)	・ 入学金 9 万円	・ 総合型選抜マッチング方式 ・ 学校推薦型選抜
社会人免除制度 (社会人入学者)	・ 入学金 24 万円(全額免除)	・ 社会人選抜

また、上記以外の経済的な支援として、学費の一括納入が困難な学生に対し、授業料を分割で支払うことのできる分納制度や延納制度がある。

本学では、学生が健康な学生生活を送り、心身の不調や障害によって支障が生じないように、入学および進級時に健康問診票を提出してもらうなどして早期に問題を発見し、対応するように努めている。学内に看護師免許を持つ教員がおり、健康診断や傷病の一時対応、感染症対策、必要に応じて近隣医療機関の紹介なども行っている。健康指導の必要な学生については、健康診断の結果に基づき、教員と連携をとって継続的な健康管理を行っている。

メンタルヘルスケアの一環として学生相談を行っている。学生への案内は、各開講期に「学生相談の案内」を配布するほか、本学ウェブサイト（備付 - 49）を用いて行っている。相談は原則予約制で学生の都合に応じて調整を行っている。学生への支援だけでなく、教職員との連携・協働、保護者との連絡・相談など学生生活全体を視野に入れた相談活動を実施している。

学生生活に関して学生の意見や要望を把握するよう努めており、教職員の学生との日常的な接触や、学生による教員の授業評価、学生寮に意見箱の設置、学生行事のアンケート調査、学修ポートフォリオ（プロセスノート）の項目等を通して学生の潜在的な要求を探るよう努めている。そして、それらの様々な学生の意見や要望が大学全体で共有され、学生生活環境の改善につながるよう努力している。

留学生に対しては、各科目の担当教員が授業後も補習を行い、学修面での支援を行っている。特に国際観光ビジネスコースの留学生には、共通教育科目の日本語科目 6 科目 6 単位を必修とし、さらに留学生対象の専門科目として「日本事情」「日本語総合演習」「日本語学入門」を開講している。語学関連科目は、レベルに合わせたクラス分けを行い、留学生に対する日本語教育を支援する体制を整えている。令和 5（2023）年度より日本語能力試験 N2 レベル以上の留学生に関しては、多様な学びを保証するために共通教育科目の日本語科目を必修科目から外すこととした。また、介護福祉コースの留学生には、専門科目の空き時間に日本語の補習授業を実施し、日本語教育を支援している。これにより基礎的な日本語、日本人とのコミュニケーションスキル、文化や風習の違いなどを学修することができる。また、主に各学科・コースの教員が中心となり、生活を支援している（個別指導、在留資格の更新等）。他にも学生委員会や学寮委員会がサポートをしている。経済的支援については、日本学生支援機構等による公的奨学金制度の他、本学独自の助成制度として入学金や学費の減免、日本語能力奨学金制度などを設けている。さらに、在籍中に日本語能力試験に合格し

た留学生に対して褒賞金を支給している（提出 - 12）。

社会人学生の学修支援や履修支援は、主に各学科・コースの指導教員と教務委員会、教務課職員が中心となって行っている。本学独自の助成制度「社会人免除制度」を設け経済的な支援制度も整えている。就職に関しては、主に各学科・コースの指導教員とキャリア支援委員会が対応し、ハローワーク等と協力した支援を行っている。

本学では、「今治明德短期大学における障がい学生支援に関する基本方針」（令和元（2019）年）（備付 - 51）を踏まえ、「障がい学生支援委員会規定」（規程 - 74）および「障がい学生支援規定」（規程 - 75）に基づき、障がい学生支援委員会を中心に障がい学生を支援している。障がい者受け入れについては、平成 26（2014）年度にエレベーター、障がい者用駐車場、車いす用スロープのある 3 号館が建設され、実質的に障がい者の積極的受け入れが可能となった。それにより、愛媛県からの障がい者対象の委託職業訓練も、実施ができるようになった。1 号館には障がい者用のトイレと簡易スロープを設置している。また、学内のバリアフリーマップを作成し、本学ウェブサイト（備付 - 52）で公開している。

本学では、学則第 41 条第 2 項（提出 - 5）および今治明德短期大学履修規程第 3 条第 2 項に基づき、「長期履修に関する規程」（規程 - 60）を定め、修業年限を最長 4 年とする長期履修制度を設けている。この制度は、原則として履修科目登録期間終了までに願書を提出し、学長の許可を得なければならない。長期履修制度については、本学ウェブサイト（備付 - 53）や募集要項で確認できるようにしている。現在、この制度を利用している日本人学生はほとんどいないが、秋入学の留学生は、日本の進学や就職の始まりが春ということもあり、入学時点で 2 年半の修学計画をたてている。

本学は、地域と学生が交流することにより、地域活動、地域貢献、ボランティア活動に積極的に取り組んでいる。共通教育科目である「地域活性化論」「地域社会論」「地域交流演習」での地域との関わりのほか、各学科コースの専門科目では一定時間数のボランティア活動を学修として単位認定している。これらの活動の中で各学科・コースの専門性と人間性を高め、「地域に根ざした地域貢献できる人材の育成」を目指している。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学の学生の多くは、免許資格を活かした就職を希望しており、学びと仕事を一体的に考えている。就職支援にあたっては、キャリア支援委員会と各学科・コースが行

っている。同委員会では、就職のみならず、さらに専門的知識・技術を修め、キャリアアップを希望する学生には、他大学との連携を図り、編入学の情報の提供、入学支援も行っている（備付 - 50）。

同委員会は、就職進路ガイダンスの冊子（備付 - 54）を作成している。本冊子は、就職活動のための手引きであり、これをもとに就職進路ガイダンスを行っている。

学生は、授業・実習と並行して、就職活動にも取り組んでいる。キャリア支援委員会と指導教員、進路課の職員が連携をし、個々の学生のニーズに応じた就職情報を逐次提供し、就職活動と学修の両立ができるように配慮している。

具体的な支援活動については下記の通りである。

(2年生対象)	就職進路希望調査の実施（年2回） 就職進路ガイダンスの実施（各学科・コースで実施）
(1年生対象)	就職進路希望調査の実施（年1回）
(全学生対象)	ジョブカフェ愛ワーク主催の就職ガイダンスの実施 教育・進路懇談会の実施（8月 保護者を含む）

本学は、ハローワーク今治（学生就職担当）と協力して、キャリア支援室において相談支援を行っている。進路課の職員が学生に履歴書の作成を指導、模擬面接を実施している。学生には、応募就職先に志望動機を明確に伝えること、自己アピールで自分のよさがどのように仕事に生かされるかを伝えることの重要性を体得させるようにしている。

就職・進学に関する個別相談および支援は、教員および進路課の職員が、一貫して行っている。留学生に対しても、進路課の職員が応募書類の添削、模擬面接等を実施し、日本人学生と同様の就職相談・支援を行っている。

ライフデザイン学科では介護福祉士資格・栄養士免許・製菓衛生師免許、幼児教育学科では、幼稚園教諭二種免許・保育士資格・児童厚生二級指導員資格の取得が可能である。学科・コースごとに、資格免許取得のための講義、演習、実習が体系的に行われており、学外実習の場合、実習先が就職先になる場合もある。このように、本学の学修目標（学習成果）の獲得が就職のための資格取得と直結している。ライフデザイン学科介護福祉コースでは介護福祉士の国家試験に向け、模擬試験を年間4回実施している。ライフデザイン学科食物栄養コースでは、全国栄養士養成施設協会が実施する栄養士実力認定試験等の外部の標準化されたテストへの対策を行っている。また、ライフデザイン学科スイーツ・カフェコースでは、製菓衛生師国家試験に向け、対策授業を行う等、資格免許の取得への支援は充実している。

就職状況を分析・検討するために、卒業生および就職先にアンケート（備付 - 38, 40）等を行っている。アンケートの集計結果は本学の教育、今後の就職支援の在り方の資料として活用している。

キャリア支援室には、大学編入等に関する資料を備えている。進学を希望する学生には指導教員が進路課の職員と連携して、進学相談や試験対策に当たっている。また、学内再進学によって別種の資格免許取得を希望する学生には、該当資格免許の情報お

よびそれを活かした就職先の情報を提供している。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

学生数の減少に伴い、学友会の主体的活動が弱体化している。クラブ活動なども活発とは言えず、学友会活動の活発化に向けて支援体制が課題である。令和 3（2021）年度には学友会の会則、細則等の見直しを行い、役員の人数を増やし（学生のそれぞれ担当役員の人数）、より多くの学生が学友会に参加できるように改正したが、新型コロナウイルス蔓延に伴い、令和 2（2020）年度からは「学生祭」も開催できていない状況である。コロナ禍のあとは、学友会活動への積極的な支援とクラブ活動への支援を行っていく必要がある。

アジアからの留学生については、今後、言語コミュニケーションの課題もあり、学修支援および生活支援の体制づくりが課題である。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

令和 4（2022）年 4 月、学生生活の充実と広報の強化を目的として、入試広報委員会に付随する組織である学生による広報メンバー「プロモーションクルー」を新設した。初年度の活動は本学テレビコマーシャルの制作や今治市の観光動画制作を行った。今治市の観光動画制作では、「今治市学生まちづくり活動応援事業」（備付 - 55）に採択され、大手動画制作会社である「A0I Pro.」から技術を学びながら活動した。その経験をもとに挑戦した「ふるさと CM 大賞えひめ'23」では「伊予銀行賞」を受賞した。その副賞として、制作した CM は「愛媛朝日テレビ」を中心に 50 回、放送される予定である。

令和 4（2022）年 5 月、四国の伝統文化の継承・発展および地域の人々との交流をめざした研究・体験・啓発活動を目的として、幼児教育学科の学生有志が「めいたん四国の文化研究会」を発足した。令和 4（2022）年度には、「今治市学生まちづくり活動応援事業」に応募し、採択された。初年度となる令和 4（2022）年度には、お遍路文化の啓蒙活動として、ポスター作成を行い、四国八十八か所の札所に掲示し、広く周知を行った。また、幼児教育学科の学生有志が「一日一斉おもてなしお遍路ウォーク」イベントの一環として、地元の保育園の親子や教職員とともに、第 57 番札所の栄福寺から第 58 番札所の仙遊寺まで歩きお遍路体験をした後、仙遊寺で住職の講話を聴き、お遍路さんに手づくりのお守りを渡すお接待活動も行った。これらの活動については、令和 5（2023）年 3 月、本学の大学公開講座で地域住民に成果を報告した。このイベントでのお接待活動は、地元の新聞（愛媛新聞・読売新聞）に掲載された。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成 28（2016）年度の自己点検・評価報告書における行動計画の実施状況を次に示す。

学生生活状況調査、卒業時満足度調査（卒業時アンケート）等のアンケート結果を

学修目標（学習成果）の獲得に向けて有効に活用するための分析と結果の評価を次の手順で行っている。まず、アセスメント指標となっている学生生活調査と短期大学生アンケートはIR推進センター、授業評価（授業アンケート）と卒業時満足度調査（卒業時アンケート）についてはFD・SD委員会、卒業生アンケートと就職先アンケートについてはキャリア支援委員会が実施し、結果の分析を行っている。その評価については、学科・コースが結果を受けて振り返り、改善策を検討している。

アカデミックスキルの獲得に向けては、ライフデザイン学科では「コースセミナー」、幼児教育学科では「保育者入門セミナー」の科目で初年次教育を実施し、組織的、体系的に行う体制ができています。

教職協働での学生支援を保証していくため、FD・SD委員会の活動をさらに強化している。四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）等を活用して、学生支援のための学内外の研修機会の充実を図り、個々のニーズに合わせた学生支援ができるよう教職員の意識やスキルを高めている。

令和元（2019）年度より、全学的に「学修ポートフォリオ（プロセスノート）」を用いて、教育の質の向上・学修支援および学生支援に結び付けるべく検討を重ね着実に実行している。同時に、同システムの利活用を定着させるため、教職員用・学生用のマニュアルの作成を行い、職員連絡会で周知している。

障がい者の受け入れにおいて、補助者がいなくては車いすの移動ができない施設がある。車いすの学生を受け入れる場合を想定した施設の修繕計画の検討を行う。

学科・コースの実状にあわせた履歴書の書き方、面接、自己PR等をテーマとした就職進路ガイダンスを毎年、行っている。今後、企業インターンシップ教育の充実を図る。

入学前の受験生等に対する広報については、本学ウェブサイトでは既に行っているが、時期を逃さず広報活動を行える体制整備を検討する。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

入学生数に対する学位授与率、学科、コースが主として目指している資格の取得率の向上については、中途退学の防止、学生の求める資格修得への支援のさらなる強化が必要である。そのために学修ポートフォリオ（プロセスノート）の一部である学生生活調査、教育進路懇談会の機会等を活用しつつ、指導教員、学科・コースの教職員が学生本人を中心としながらも家族や生活環境を含めた支援を行い、必要に応じて教職員からのアルバイト先への紹介、学生相談や障がい学生支援につなげていくなど、さらに充実していく。

国内および国外のアジアからの留学生の募集を強化していく。

学友会、クラブやサークル活動への本学の支援については、令和4（2022）年度以降、学生が主体として活動できるサイクリング同好会、めいたん四国の文化研究会のサークルを立ち上げている。今後継続して多様な活動ができる方向を学生とともに見出していく。

留学生に特化した組織を創設し、学生支援を充実させていく必要がある。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

様式 7－基準Ⅲ

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

＜提出資料－規程集 今治明德短期大学＞

1. 今治明德短期大学事務組織及び事務分掌規程
3. 今治明德短期大学公印取扱規程
11. 今治明德短期大学授業評価実施規程
18. 今治明德短期大学人事規則
19. 今治明德短期大学教員選考内規
20. 今治明德短期大学任期制教員の再任に関する規則
21. 今治明德短期大学任期制教員に関する規程
26. 今治明德短期大学FD・SD委員会規程
36. 今治明德短期大学研究倫理委員会規程
39. 今治明德短期大学就業規則
40. 今治明德短期大学給与規程
45. 育児休業等に関する規程
46. 介護休業等に関する規程
79. 今治明德大学の旅費に関する規程
82. 今治明德短期大学物品取扱規則
83. 今治明德短期大学学長裁量経費の運用に関する規程
87. 今治明德短期大学事務決裁規程

＜提出資料－規程集 今治明德学園＞

11. 今治明德学園経理規程

＜備付資料＞

4. FD・SDの研修報告書（令和4年度）
18. 各種委員会議事録（令和2年度～令和4年度）
30. 職員連絡会資料（令和4年度）
34. 地(知)の拠点整備事業活動関係資料
35. 授業評価アンケート（令和4年度）
36. 卒業時満足度調査結果（令和4年度）
41. 授業改善報告書（令和4年度）
56. 人事委員会議事録
57. 本学ウェブサイト今治明德短期大学研究紀要（令和2年度～令和4年度）
<https://www.meitan.ac.jp/library/>
58. 本学ウェブサイト 教員の学位および業績
https://www.meitan.ac.jp/daigaku/kokai/03_03/

- 59. 今治明德短期大学における研究費等の使用に関する行動規範
- 60. 今治明德短期大学の研究費等の運営及び管理に関する基本方針
- 61. 教員個人調書 [様式 21]
- 62. 教育研究業績書 [様式 22]
- 63. 非常勤職員一覧表 [様式 23]
- 64. 本学ウェブサイト 専任教員年齢構成表 (令和 4 年 5 月 1 日現在)
https://www.meitan.ac.jp/daigaku/kokai/03_02.pdf?r5
- 65. 事務職員一覧表 (令和 4 年 5 月 1 日現在)

【区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学の教員組織は、下表（表Ⅲ - A - 1）のとおり構成し、専任教員の数は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

表Ⅲ - A - 1 教員組織 (令和 5 年 5 月 1 日現在)

学 科	収容 定員数	専任教員数						短期大学設置 基準専任教員数	
		教授	准教授	講師	助教	助手	合計	イ表	ロ表
ライフデザイン学科	200	3	3	10	0	2	18	5	3
幼児教育学科	80	2	1	3	0	0	6	6	
合計	280	5	4	13	0	2	24	14	

専任教員は、ライフデザイン学科（介護福祉・食物栄養・調理ビジネス・国際観光ビジネスの各コース）および幼児教育学科のカリキュラム・ポリシーに基づき配置し、短期大学設置基準（教員の資格）を満たす教育実績、研究業績、社会活動実績を備えており、学科およびコースの教育課程の基幹科目を担当している（備付 - 61）。科目内容によっては、より教育効果を高めるため専門領域に秀でた非常勤講師に担当を依

頼している（備付 - 63）。その際、本学のカリキュラム・ポリシーの理解を求めている。

教育課程の遂行を補佐する事務職員をライフデザイン学科に 2 名、幼児教育学科に 1 名配置している。当該事務職員は、教員と連携し実験・実習の補佐、学生支援・指導等を行っており、学修目標（学習成果）の向上に貢献している。

教員の採用、昇任は「今治明德短期大学就業規則」（規程 - 39）、「今治明德短期大学人事規則」（規程 - 18）、「今治明德短期大学教員選考内規」（規程 - 19）「今治明德短期大学任期制教員に関する規程」（規程 - 21）「今治明德短期大学任期制教員の再任に関する規則」（規程 - 20）等に基づき行われている。その審査は、人事委員会（備付-56）において、学位、教育・研究業績、社会貢献等の観点から厳正に行っている。

非常勤講師の採用についても、「今治明德短期大学人事規則」および「今治明德短期大学教員選考内規」により、専任教員に準ずる形で選考を行っている。

【区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は、学科・コースの教育課程編成・実施の方針に基づいて、担当科目の授業を中心とした教育活動を行うとともに、関連する諸学会に所属して学会での発表や「今治明德短期大学研究紀要」（備付 - 57）への投稿等、活発な研究活動を行っている。その主な研究活動については、本学ウェブサイト（備付 - 58）「教員の学位および業績」に掲載している。

本学は、平成 26（2014）年度から平成 30（2018）年度まで「地（知）の拠点整備事業」（COC 事業）（備付 - 34）に採択され、それ以降も COC 事業の実績を活かし、資格・免許養成校として地域に貢献できる人材を育成するとともに地域に立脚した高等

教育機関として保育、福祉および食の教育・研究に取り組んでいる。

本学では、令和 4（2022）年度において科学研究費補助金や外部研究費等を獲得できていない。

研究活動に関する規程については、「今治明德短期大学学長裁量経費の運用に関する規程」（規程 - 83）を整備しており、研究活動に要する経費（「学長裁量経費」）に関する予算を毎年計上し本学の教育研究を推進している。また、「今治明德短期大学における研究費等の使用に関する行動規範」（備付 - 59）、「今治明德短期大学の研究費等の運営及び管理に関する基本方針」（備付 - 60）など研究費の使用に関する行動規範や不正防止に関する規程を整備し、研究費等の不正使用防止に取り組んでいる。

また、研究倫理の遵守については、人間を直接対象とする研究の計画および実施に関し、対象者の安全性確保および人権尊重への配慮やその是非並びに条件や方法などについて、研究者の申請に基づき「今治明德短期大学研究倫理委員会」（規程 - 36、備付 - 18）において審査し、その研究が研究の倫理に沿って実施されるよう取り組んでいる。

毎年度発刊している「今治明德短期大学研究紀要」において研究成果を公表する機会を確保している。研究紀要は開学の昭和 43（1968）年度末に創刊され、令和 4（2022）年度発行で第 46 集となる。以前は、全国の大学図書館、短期大学図書館、愛媛県内の公立図書館を中心に冊子を配布していたが、現在は本学ウェブサイト上に公開している。

専任教員一人につき 1 部屋の研究室を確保し、教員が 1 週間に担当する授業コマ数に概ねの上限を設けて、授業の準備・学務・学生指導・研究活動に充てる時間の確保に努めている。専任教員は有線 LAN で繋がれた PC を一人 1 台貸与されており教職員用ネットワークに接続され、同時にタブレット端末も一人 1 台貸与されている。

本学では、専任教員の留学、海外派遣、国際会議等に関する規程は整備されていない。

FD 活動に関する規程として、「今治明德短期大学 FD・SD 委員会規程」（規程 - 26）を整備し、FD・SD 活動を適切に行っている。FD・SD 委員会では、年度初めに年間の活動予定と校務分掌を行っており、毎年度 4 月初めには新任教職員研修会を FD・SD 委員会が主催で行い、学生便覧等を用いて本学のシステム、業務の流れ、規程等の説明を実施している。また、前期および後期における全科目において、「今治明德短期大学授業評価実施規程」（規程 - 11）に基づく授業評価（授業アンケート）を実施している。授業評価アンケート（備付 - 35）の項目内容については教授会および学長からの指示を仰ぎ、FD・SD 委員会にて作成している。授業評価の結果については FD・SD 委員会で集計し、結果を各教員に返却するとともに専任教員においては、授業改善報告書（備付 - 41）を学長に提出している。また、授業評価の結果の公表については、教員からの学生へのメッセージとともに受講登録期間中に各科目の項目平均値を図書館にて開示している。

専任教員は、学内で開催する FD 研修会および学外で開催される「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）」（平成 20（2008）年度開設）の FD 研修会等に参加し、授業・教育方法の改善を進めている。SPOD は、愛媛大学をはじめ四国の国立大

学が中心となり、四国地区にある高等教育機関が加盟している FD・SD 事業のネットワークであり、教育の質の保証を図り、学生の豊かな学びと成長を支援することを目標にしている。本学は SPOD 加盟校であり、本学の FD および SD 研修はこの SPOD を活用した内容が主である。とりわけ、夏期に開催される「SPOD フォーラム」には、本学からも多くの教職員が参加し、授業や教育方法の改善のために研鑽を積んでいる（備付 - 4）。

また、令和元（2019）年度からは本学独自の FD・SD 研修の機会として、「ピアレビュー」を開始し、専任教員は最低 1 回、他の教員の授業を参観し、相互評価を実施し、教育改善に役立てている。

令和 4 年度 FD・SD 研修活動における本学教職員の受講状況一覧を次に示す（表 III - A - 2）。

表 III - A - 2 令和 4 年度 FD・SD 研修活動 受講状況一覧

	実施日	FD・SD の別	研修テーマ	実施 形態	受講人数					
					教 員	職 員	計			
1	令和 4 年 4 月 5 日	FD・SD	新任教職員研修会*	対面	3	0	3			
2	令和 4 年 7 月 11 日 ～9 月 29 日 計 8 回	FD	大学 IR プロフェッショナル 養成講座	オンラ イン	1	0	1			
3	令和 4 年 7 月 28 日	FD・SD	SPOD 内講師派遣プログラム 「ティーチング・ポートフォ リオ～教育実践のリフレクシ ョン～」	対面	18	13	31			
4	令和 4 年 8 月 25 日 ～8 月 27 日	FD・SD	SPOD フォーラム 2022 「変容する社会ニーズに応じ た学びのあり方」	オンラ イン	4	14	18			
5	令和 4 年 8 月 27 日	SD	2022 年度 IR フォーラム 変革する大学！	オンラ イン	1	0	1			
6	令和 4 年 8 月 29 日	SD	「短期大学生調査」データ活 用セミナー	オンラ イン	0	1	1			
7	令和 4 年 9 月 2 日	SD	中小規模大学の IR 活動	オンラ イン	0	1	1			
8	令和 4 年 9 月 8 日	FD	ティーチング・ポートフォリ オ更新ワークショップ	対面	1	0	1			
9	令和 4 年 9 月 22 日	FD	授業改善を研究する - SoTL 入 門 -	オンラ イン	1	0	1			
10	令和 4 年 10 月 27 日	SD	大学教職員としての基本的マ ナー*	対面	13	10	23			
11	令和 4 年 10 月 17 日～ 11 月 7 日	FD・SD	ピアレビュー（授業公開）*	対面	21	14	35			
* 本学独自の FD・SD 活動					計（延数）			63	53	116

令和4（2022）年度のFD・SDの主な活動と本学教職員の参加数を概観する。まず、7月にSPOD内講師派遣プログラムには教職員39人中31人の参加（参加率79%）の参加があった。8月にはFD・SDに関する全国規模の研修の機会である「SPODフォーラム2022」がオンラインで実施され、教職員39人中18人（参加率46%）が参加した。なお、「SPODフォーラム2022参加報告」を職員連絡会（備付-30）にて行い、学内で学びを共有した。10月～11月に開催したピアレビューには、本学専任教員21名、本学職員14名、非常勤講師2名、高校教職員2名の参加があった。

また、令和4（2022）年度における新規の取り組みとして、「大学教職員の基本的マナー」をテーマに本学独自のSD研修会を10月に実施し、教職員合わせて23名（参加率59%）が参加した。このように、多様な機会を得て、専任教員は専任職員とともに教職協働でFD活動およびSD活動に取り組んでいる。

卒業時満足度調査（卒業時アンケート）（備付-36）は、卒業する学生に対して卒業式前に実施しており、例年、卒業時満足度調査（卒業時アンケート）の集計結果に基づいた学科・コースの振り返り、改善策、今後の展望について職員連絡会にて全教職員に説明を行っている。

専任教員は、職員連絡会等のミーティング、共通教育委員会、教務委員会、キャリア支援委員会、教職担当等において学修目標（学習成果）を向上させるために関係部署と連携している。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

本学の事務部署に関しては、機動性および柔軟性を確保し各職員の専門性を高めるため、「今治明德短期大学事務組織及び事務分掌規程」（規程-1）を定め事務の円滑かつ適正運営が図れるよう必要な事務組織を整え、分掌事務や責任体制を明確にしている。事務組織は、総務課、入試課、進路課、教務課、学生課、地域連携センター、IR推進センターを設置し、所轄事務を掌理し統括する事務部長、所属職員を指導監督

する課長を置く責任体制となっている。

事務職員は、所掌する業務の専門的な職能を有しており、各課の業務に必要な知識と技能は SD 研修（学内および学外）により向上するように努めている。また、教職員のための「imjc システム」（共有情報・様式取得のための電子掲示板システム）を学内で使用し、教職員の業務改善を図っている。

事務部署には必要な事務室を整備し、職員は執務するエリアが確保されている。職員には一人1台の専用 PC やタブレット端末が貸与され、書庫、机その他の備品も準備されており職務遂行に十分な環境が整っている。

事務関係諸規程については、「今治明德短期大学事務組織及び事務分掌規程」、「今治明德学園経理規程」（学園規程 - 11）、「今治明德短期大学物品取扱規則」（規程 - 82）、「今治明德短期大学事務決裁規程」（規程 - 87）、「今治明德短期大学公印取扱規程」（規程 - 3）、「今治明德大学の旅費に関する規程」（規程 - 79）などを整備し、規定に則り事務処理を遂行している。

地域社会に貢献する教育事業を行っている本学にとって、目的を絞った FD・SD 活動は必須のことであり、「今治明德短期大学 FD・SD 委員会規程」により活動を実施している。また、SPOD（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）に加盟し、その協力を得て実施しており、特に SPOD フォーラムは集中的に学ぶ機会であり、教職員には活用を強く勧めている。

事務職員は、日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。また、教学マネジメントを含む管理運営、学生生活支援、学修支援を含む委員会組織、その他地域連携センター、防災担当等の委員会の組織に入り、教員と協働で業務を遂行している。

本学は、毎月1回「職員連絡会」を開催しており、教職員全員が各種報告・周知や検討等を行い教職員の連携を図るものとなっている。

【区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する諸規程は、「今治明德短期大学就業規則」、「今治明德短期大学給与規程」（規程 - 40）、「育児休業等に関する規程」（規程 - 45）、「介護休業等に関する規程」（規程 - 46）等を整備し、労働基準法等の法令に基づき、労務管理を行い、人事管理を適正に行っている。

諸規程の周知や随時の閲覧については、学内教職員用共有サーバに、諸規程の閲覧機能、出張伺いほか各種学内様式のダウンロード機能、組織体制やメールアドレスの

閲覧機能等を有する「imjc システム」を構築しており、諸規程の改正や重要決定事項等は即時に全教職員にメールで周知するとともに、教職員は各自のパソコンから随時閲覧することが可能である。

また、FD・SD 活動として新任教職員研修を年度初めに行うとき、それらの機能の説明をするとともに諸規程の周知徹底を図っている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

教員組織は、短期大学設置基準に規定する人員を充足し、教育力を培う FD 活動の機会は充実しているが、個々の教員の資質向上や学修目標（学習成果）を高めるための取り組み方にはさらなる工夫が必要である。

科学研究費補助金や関係機関が助成する外部研究費の獲得にも努め、教育研究の一層の活性化を図る必要がある。

事務組織においては、限られた人員のため業務の兼務等で職員の業務負担が大きい状況であり、事務分掌の見直しを含め事務組織の再構築を検討する。また、教員組織との協働による事務処理を円滑に行う必要があるため、業務改善や個々の職員の事務処理能力の向上をさらに目指し、SD 活動の充実を図り、PDCA による自己点検を行い、関係部署とも連携を深化させていく。

これまで、留学生は中国やベトナムからの留学が大半であったが、今後、インドネシアその他東南アジア各国からの募集を計画している。また、国内在住の留学生の募集を強化している。各国の事情に添った運営や留学生の学業・生活支援体制を強化する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

令和 4（2022）年度、本学での SD 活動を強化するため、「ビジネスマナー」の科目を担当している非常勤講師による本学独自の SD 研修を試みた。テーマは「大学教職員としての基本的マナー」であり、教職員 23 名が参加し、学生を中心とした大学づくりの大切さを再認識することができた。

学園内の中学、高等学校、短期大学の職員の交流を図り、資質の向上を目指し、法人本部が主導で計画を行った。

【テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源】

＜根拠資料＞

＜提出資料－規程集 今治明德短期大学＞

82. 今治明德短期大学物品取扱規則

88. 今治明德短期大学施設管理規程

＜提出資料－規程集 今治明德学園＞

4. 個人情報の保護に関する規則

<備付資料>

- 45. 図書館利用案内
- 52. 本学ウェブサイト バリアフリーマップ
https://www.meitan.ac.jp/daigaku/pdf/shien_map.pdf?19
- 66. 校舎に関する図面（全体図、校舎等の配置図、室名を示した各階の図面等）
- 68. 今治明德短期大学附属図書館資料収集基準
- 69. 今治明德短期大学附属図書館資料除架・除籍基準
- 70. 防災マニュアル
- 71. 今治明德短期大学消防計画書

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他 の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は、1号館、2号館、3号館の校舎および附属施設についてゆとりをもって配置できるほど十分な敷地を有しており、短期大学設置基準第27条の「学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする」の規定を充足している。

運動場については、敷地内に 2 号館および体育館と隣接する形で配置しており、短期大学設置基準の規定を満たす 9,581 m²の適切な面積を有し、ナイター設備も備えている。

体育館については、1,769 m²の適切な延床面積を有し、隣接の本法人が設置する中学校および高等学校分校の体育授業やクラブ活動にも使用している。

また、同基準の第 28 条第 1 項の「校舎には、短期大学の組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする」とあり、本学はこれら施設を設置し規定を充足している。

校地の面積については、同基準の第 30 条にある「収容定員上の学生一人当たり 10 m²として算定した面積とする」の規定を満たす 17,407 m²を有しており、校舎面積についても、基準校舎面積を十分に満たす 5,748 m²を有している（備付 - 66）。

表Ⅲ - B - 1 校地・校舎面積

区分	所有面積	設置基準面積	備考
校地面積	17,407 m ²	2,800 m ²	収容定員 280×10 m ²
校舎面積	5,748 m ²	4,350 m ²	家政関係（定員 200）2,350 m ² 教育・保育学関係（定員 80）2,000 m ²

また、学生が学友会活動を行う学友会室および学生が休憩・交友のためのスペースとして学生ホール兼食堂（めーたんホール）やラウンジも整備されている。

平成 26（2014）年度に建設した 3 号館はエレベーターを 1 基備え、車椅子対応のトイレも設置し、障がい者に対応している（備付 - 52）。

各教室や実習室および必要な機器備品は、養成施設としての基準を充足している。

通信による教育を行う学科はない。

図書館については、令和 5（2023）年 5 月 1 日現在で蔵書数 31,739 冊、学術雑誌数 288 冊を備え、専有延床面積 278 m²、座席数 56 席を有している（備付 - 45）。

図書の購入選定は、「今治明德短期大学付属図書館資料収集基準」（備付 - 68）に基づき、図書館長・学科長により決定し、学科毎の学生用・研究用・学生リクエストを購入している。

定期刊行物の可否は、主に年度始めに学科・コース等で検討しており、授業に関係する図書は、本学で取得可能な免許・資格に関する書籍を中心に整備し、一般図書については、学生のリクエストも踏まえ、語学・文学・社会科学等幅広い分野の書籍・AV 資料を配架している。

また、国立国会図書館・国立情報学研究所・図書館流通センター・今治市立中央図書館等からの図書情報を活用している。

図書の廃棄については、「今治明德短期大学付属図書館資料除架・除籍基準」（備付 - 69）に基づき、図書館長・学科長・司書による合議のうえ廃棄している。

新着図書は、図書館内・1号館の専用掲示板により、カラーコピーや手づくり POP を利用し目に留まりやすいようにしており、平成 28（2016）年度には図書館管理システムを更新し、利用者・書籍をバーコード化し、利便性の向上が図られている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

「今治明德短期大学施設管理規程」（規程 - 88）および「今治明德短期大学物品取扱規則」（規程 - 82）を整備し、固定資産管理、施設管理、物品管理を行っている。消耗品については、原則として、当該年度の物品のみを購入、使用している。

災害等のための対策として、「今治明德短期大学消防計画書」（備付 - 71）に地震対策・防災対策を規定している。災害対策訓練として、毎年、教職員および学生を含めた火災訓練を行っている（備付 - 70）。また、愛媛県・今治市の主導により地震訓練としてシェイクアウト訓練にも参加している。

消防設備については、委託業者による年 2 回の設備点検を行い、設備の維持管理に努めている。

防犯対策については、校舎内の機械警備および夜間巡回警備を警備会社に委託しており、学内女子学生寮については入退室管理システムを導入し、人と機械による二重の防犯対策をとっている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、サーバの一括管理とし、外部からのアクセスについてはファイアウォールを設置しており、管理については専門の業者に委託をしている。各 PC にはウィルスソフトをインストールしており、教職員も学生も不正アクセスできないようにログイン管理を厳しくしている。同時に、システム責任者（事務部長）の許可とシステム管理者（業者委託）のパスワードを伴う手続きがないと教職員も学生も新たなソフトウェアのインストールはできないシステムになっている。このため、業務上必要なソフトウェアのインストールは事前に申し出て、管理業者が行うこととしている。

教職員は「個人情報の保護に関する規則」（学園規程 - 4）を遵守し、個人情報流出防止に万全を期している。

省エネ対策としては、212W×30 枚の太陽光発電パネルを設置するなど、環境省・文部科学省の方針に従い努力している。同時に、各教室の照明灯を LED に変更するなどし、二酸化炭素の排出削減にも取り組んでいる。

また、各教室のエアコンについては、使用の管理徹底を図っており、スイッチを各教室だけでなく事務部でも管理できるようにしており、授業時間終了時には各教室の使用状況を確認し、退出時には全てのエアコンの電源をオフにしている。電気使用量については、デマンド監視装置を取り付け、設定以上の電気使用が発生した時には、エアコンのスイッチを切る等の対応をしている。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

老朽化に伴い、設備の更新や施設の改修および耐震が課題である。資金面での問題はあがるが、計画的な更新・修繕計画の立案が必要である。

図書館の運営においては、老朽化している建物（床・壁面）の修繕や図書館資料除籍作業を進めていく。

省エネに関しては、資源のリサイクル、節電等エコ活動の啓蒙を図り、地球環境保全対策として省エネを推進し、省エネ意識の醸成を図りたい。

図書購入費が低予算のため新刊書籍の購入は十分とはいえず、古い書籍が多いことは否めない。学修支援のためには、除籍作業を早急に進め、新刊書籍を補充する必要がある。

障がい者に対応している施設整備は一部の建物に限られており、バリアフリー化を進める必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

＜根拠資料＞

＜提出資料－規程集 今治明德短期大学＞

67. タブレット型コンピュータ（iPad）使用規定

77. タブレット型コンピュータ（iPad）機器の貸出に関する要項

＜備付資料＞

66. 校舎に関する図面（全体図、校舎等の配置図、室名を示した各階の図面等）

72. 学内 LAN 配線図

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

各教室には 47 インチ液晶ディスプレイ、DVD/Blue-Ray プレイヤー、ネットワークプレーヤーを設置し、さらに 1 号館の 4 教室には電子黒板を、3 号館の全教室には 100 インチのプロジェクターを整備している。また、300 人収容の大講義室には 70 インチ電子黒板と 200 インチプロジェクターを整備している。教室の設備機器については、少ない財源の中でも教育の質向上に欠かせないものであることから補助金を利用するなど工夫をしている。

授業で使用する PC 教室として 2 教室に計 70 台の PC を配置し、教員の PC 操作をより見やすくするためのモニターを設置している。第 1 PC 室では、MOS 試験対策用のソフトが導入されており、第 2 PC 室では医療事務資格取得希望者向けにレセプトコンピューターの演習ができるシステムが導入されている。

学生が時間外学習を行うために自由に使用できる PC は、図書館に 6 台、PC ラウンジに 13 台配置し、課題提出期限の重なる学期末頃は、図書館および PC ラウンジの PC 利用者が増えるため PC 教室を開放するなど柔軟な対応を行っている。

また、学生用のタブレット端末を約 80 台保有しており、学内無線 LAN の配備（備付 - 72）により、全教室でタブレット端末を使用することができる（規程 - 67, 77）。

そのほか、フリー Wi-fi を備えた PC ラウンジおよび学生ホール兼食堂（めーたんホール）を終日開放しており、学生はスマートフォン、タブレット、PC 等を使用して時間外学習に利用することができる。

教職員には一人 1 台の PC とタブレット端末を貸与し、教職員のデータ共有、保管用のファイルサーバを配備しており、学生用の課題配布、提出用にもファイルサーバを利用している。

また、非常勤講師等が教室で使用する共用の PC は 5 台整備している。

電子教材の配布や課題の提出、連絡事項の伝達などには「Google Workspace for Education」を利用し、学生一人ひとりに ID、アカウントを配布し、個人のスマートフォンからもログインする事で授業に関する連絡だけではなく諸連絡にも利用している。

学生の利用技術向上については、入学当初において ID の設定や「Google Classroom」の基本的操作などを早期に修得し、ICT に関する基礎知識や基本技術は、

全学の卒業必修科目として 1 年生前期の「情報処理」、後期の「情報リテラシー」において修得している。

また、教職員の利用技術の向上については、教室の機器設備に関する講習等により全体に定着しているが、ソフトウェアについては個人の裁量に頼っている。

教職員用、学生用の全 PC のハードウェアとソフトウェアおよびウイルス対策ソフト、ネットワーク、ファイルサーバについては、外部専門業者と保守契約し、整備を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

教室に配置している ICT 機器（プロジェクター、タブレット端末、ネットワークプレーヤー等）の多くは平成 25（2013）年度に導入しており、経年劣化による機器不良が今後一気に発生することが考えられるため、教育の質を維持できるように設備等の更新を行っていく必要がある。

「Google Workspace for Education」の活用について、教職員の技術向上が急務であるため、外部の講習をうまく利用し学内に展開していく企画が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

<提出資料>

16. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式 1]
17. 事業活動収支計算書の概要[書式 2]
18. 貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式 3]
19. 財務状況調べ[書式 4]
20. 資金収支計算書・資金収支内訳表（令和 2 年度～令和 4 年度）
21. 活動区分資金収支計算書（令和 2 年度～令和 4 年度）
22. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（令和 2 年度～令和 4 年度）
23. 貸借対照表（令和 2 年度～令和 4 年度）
24. 事業報告書（令和 4 年度）
25. 事業計画書（令和 5 年度）
26. 収支予算書（令和 5 年度）
27. 学校法人今治明德学園寄付行為

<備付資料>

2. 今治明德短期大学中長期計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

- 73. 令和 5 年度今治明德短期大学事業計画
- 74. 寄付金一覧表（令和 4 年度）
- 75. 財産目録および計算書類（令和 2 年度～令和 4 年度）

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

学校法人全体の資金収支について、活動区分資金収支計算書における支払資金の増減額は、令和 2（2020）年度△118,206 千円、令和 3（2021）年度△131,784 千円、令和 4（2022）年度△34,907 千円で、いずれも支出超過となっている（提出 - 16 書式 1）。

学校法人全体の事業活動収支についても、基本金組入前当年度収支差額は、令和 2 (2020) 年度△183,092 千円、令和 3 (2021) 年度△155,460 千円、令和 4 (2022) 年度△147,458 千円の支出超過となっており、財務状況は依然として厳しい状況である (提出 - 17 書式 2)。

事業活動収支の支出超過の主な要因は、学生生徒等数の減少による学生生徒等納付金の収入減と人件費や減価償却費の固定費の支出によるところが大きい。

学校法人全体の貸借対照表の状況について、令和 4 (2022) 年度末時点での資産額は、固定資産 3,020 百万円、流動資産 475 百万円、資産合計 3,495 百万円であり、負債額は、固定負債 422 百万円、流動負債 218 百万円、負債合計額 639 百万円、純資産額 2,855 百万円となっており、健全に推移している (提出 - 18 書式 3)。

当法人は短期大学法人であり、短期大学の財政が学校法人全体の財政に占める比率は大きく、事業活動収入および事業活動支出ともに 30%程度を占めている。

退職給与引当金は期末要支給額の 100%を引き当てている。

資産運用は、「学校法人今治明德学園寄付行為」(提出 - 27) の資産および会計に関する規定や運用方針に基づいて適切な運用を行っており、定期的に理事会で運用結果を報告している。

教育研究経費の経常収入に対する比率は、学校法人全体で令和 2 (2020) 年度 21.52%、令和 3 (2021) 年度 25.43%、令和 4 (2022) 年度 25.18%であり、短期大学においても令和 2 (2020) 年度 30.20%、令和 3 (2021) 年度 36.69%、令和 4 (2022) 年度 36.45%といずれも 20%を超えており、学生等の教育に必要な経費は十分に支出している (提出 - 19 書式 4)。

教育研究用の施設設備および学修資源 (図書館) については、令和 4 (2022) 年度における短期大学の教育研究機器備品支出は 2,585 千円 (支出に占める割合 0.93%)、図書支出は 175 千円 (支出に占める割合 0.06%) の資金配分を行っている。

公認会計士 (監査法人) の監査意見の中で指摘事項は特にないが、期中監査時の改善要求については、その都度対応し、必要に応じて修正等を行っている (備付 - 75)。

寄付金の募集は学校法人で募集しており、学校債の発行は行っていない (備付 - 74)。

表 III - D - 1 (1) 資金収支の状況 (短期大学)

(単位：千円)

科 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
資金収入計	239,461	201,531	200,396
資金支出計	300,550	278,831	277,615
収 支	△61,089	△77,300	△77,219

表Ⅲ - D - 1 (2) 事業活動収支の状況 (短期大学)

(単位：千円)

科 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
事業活動収入 (帰属収入)	240,020	203,310	200,829
事業活動支出	325,504	308,686	301,506
収 支	△85,484	△105,376	△100,677

短期大学の事業活動収支の状況は、資金収支の状況と同じく、学生の減による支出超過となっている (提出 - 20, 22)。

表Ⅲ - D - 1 (3) 貸借対照表関係比率 (法人全体)

科 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	全国平均 (*)
固定資産構成比率	82.8%	85.5%	86.4%	84.6%
流動資産構成比率	17.1%	14.4%	13.5%	15.4%
固定負債構成比率	12.8%	12.6%	12.1%	5.9%
流動負債構成比率	4.9%	4.6%	6.2%	5.0%
純資産構成比率	82.1%	82.7%	81.7%	89.1%

* 令和 3 年度財務比率表(短期大学法人) 日本私立学校振興・共済事業団資料による

令和 3 年度財務比率表(短期大学法人)の全国平均と令和 3 (2021) 年度の状況を比較すると、資産構成比率は、全国平均と同程度であるが、固定負債構成比率は全国平均を上回る値で推移している。純資産構成比率は、全国平均に比べ低いものの、80%を超える程度で良好な状態にある (提出 - 23)。

表Ⅲ - D - 1 (4) 過去 3 年間の事業活動収入と事業活動支出の部門別内訳

事業活動収入

(単位：千円)

部 門	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
本 部	3,165	0.4%	3,739	0.4%	3,591	0.5%
短期大学	240,020	29.1%	203,310	28.3%	200,829	27.6%
高 校	365,091	44.3%	305,514	42.5%	314,683	43.3%
中学校	216,723	26.2%	206,390	28.8%	207,853	28.6%
合 計	824,999	100%	718,954	100%	726,956	100%

事業活動支出

(単位：千円)

部 門	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
本 部	11,055	1.1%	12,852	1.5%	12,047	1.4%
短期大学	325,504	32.3%	308,686	35.3%	301,506	34.5%
高 校	494,582	49.1%	408,357	46.7%	394,394	45.1%
中学校	176,950	17.5%	144,519	16.5%	166,467	19.0%
合 計	1,008,091	100%	874,414	100%	874,414	100%

短期大学の入学者数は、平成 29 (2017) 年度の 142 名から毎年減少し続け、過去 3 年の入学定員充足率は、令和 2 (2020) 年度 70.7%、令和 3 (2021) 年度 47.1%、令和 4 (2022) 年度 47.9% の状況である。入学定員については、収支均衡を図るため令和元 (2019) 年度入学生からライフデザイン学科 110 名を 100 名に見直しを行ったが、入学定員および収容定員を満たすことは出来ていない。要因としては、少子化や全国的な 4 年制大学への進学志向に加え、地方においては県外や中央の大学へ進学する傾向が強く、入学者が減少している。また、令和元 (2019) 年末から世界各地に新型コロナウイルスの感染が拡大し、外国人募集活動の停滞や日本の入国規制により留学生が確保できない状況であったことが大きく影響している。

表Ⅲ - D - 1 (5) 今治明德短期大学の定員充足率の推移

今治明德短期大学

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
入学者数	99	66	67
入学定員	140	140	140
入学定員充足率	70.7%	47.1%	47.9%
在籍者数	208	158	142
収容定員	280	280	280
収容定員充足率	74.3%	56.4%	50.7%

ライフデザイン学科

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
入学者数	79	45	47
入学定員	100	100	100
入学定員充足率	79.0%	45.0%	47.0%
在籍者数	162	117	102
収容定員	200	200	200
収容定員充足率	81.0%	58.5%	51.0%

幼児教育学科

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
入学者数	20	21	20
入学定員	40	40	40
入学定員充足率	50.0%	52.5%	50.0%
在籍者数	46	41	40
収容定員	80	80	80
収容定員充足率	57.5%	51.2%	50.0%

※入学者数は前年 5 月 1 日以降に入学し、該当年 5 月 1 日時点の在籍者数

(前年秋入学生と当年春入学生の合計数を示す。5 月 1 日までの退学者を含めていない。)

※在籍者数は各年度 5 月 1 日時点の在籍者数

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学は、「明德を明らかにする。」という建学の精神に基づく人格教育を教育理念とし、深く専門の学芸を教授研究し、職業または、実生活に必要な能力を育成することにより、地域に根ざし人類の文化と福祉の発展に貢献することを目的としている。

本学の強みは、少人数短期大学ならではの教員と学生のコミュニケーションがとりやすく、一人一人に細やかな指導ができ、オフィスアワーでは学生の個別問題に対応

している。また、学生寮には寮母を配置し生活面のサポートを行っている。一方、本学の弱みは、知名度が低く、短大としての特徴が少ない。また、愛媛県東予地域は地理的に不利な場所であり、交通の便が悪いところがある。

日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」については、教育活動資金収支差額が3か年のうち3か年赤字であり、運用資産の耐久年数は修業年限から10年であることから、経営状態区分は「C2」に該当する。

本法人は、令和4（2022）年度に文部科学省高等教育局より集中指導法人の判断があり、この指導により令和5（2023）年9月末の提出に向けて経営改善計画の作成に取り組んでいる。（文部科学省高等教育局私学部参事官の指導については、特記事項に記述）

令和5（2023）年度事業計画における財務に関する概要は、次のとおりである（備付-73）。

(1) 人件費率の抑制・管理

1. 事務効率化推進による人員削減

事務業務において、次のような取り組みにより非効率な業務を改善し、人員の適正配置を図ることで人員を削減する。

- ・日々の作業を自動化することにより、手順を簡素化し単純な計算ミスなどを防止する。
- ・通常業務についてマニュアル化、フローチャート化やデータベース化することにより、作業時間を短縮する。
- ・会議資料や業務マニュアルなどを電子文書にすることにより、印刷やコピーなどの手間を省略する。また、学校法人内の人事異動により、給与や経理等の業務統合や合理化を図ることで人員を削減する。

2. 人事考課制度の導入

人事評価結果に基づき個人の成績を昇給・昇格や賞与などの処遇に反映するため、職員に関する人事考課制度を導入する。

人事評価の信頼性や公正性の確保が難しいことから導入が進んでいないため、評価の経験を積む中で評価スキルの運用力を高めていくことを目標とし、先行して導入する本学園の高校を参考に、令和6年度の人事考課制度導入に向けて、制度設計、職員研修を実施する。

また、本制度は処遇への反映だけでなく、学校法人の教育理念や組織ビジョンの実現に向けた意識の醸成、自らの成長を実感することによるモチベーションの向上などが期待できる。

3. 学生募集を推進し、増収を図る

令和5年度現員は115人、収容定員充足率は41.1%で過去最低となることが予想されるため、秋期入学に向けて中国やインドネシアなどの学生紹介業者等へ積極的に働きかけ、外国人留学生を確保する。また、今後も外国人留学生の秋期入学希望者を一定数確保することで、次年度の現員増に繋げることができる。

本学における損益分岐点（令和3年度決算ベース）は、キャッシュベースで収支がまわる学生数が224人、収支が均衡する学生数が258人であることから、令和6年度以降の目標を次のとおりとする。

なお、令和5年度において、入学定員の見直し（10人減員）を検討するため、令和6年度

以降の収容定員はこれを見込んでいる。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収容定員	280人	280人	280人	280人	270人	260人
現員	208人	158人	142人	120人	200人	225人
充足率	74.3%	56.4%	50.7%	42.9%	74.1%	86.5%

4. カリキュラムの見直しを行い、非常勤講師人件費の削減を行う。

カリキュラム等の改正により非常勤講師人数、年間担当授業時間数を見直し非常勤講師人件費の削減を図っているが、今後も可能な限り見直しを検討し、非常勤講師人件費を削減する。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
非常勤講師人数	55	48	48	40	38	36
年間担当時間数	4,594	3,638	3,324	2,280	2,170	2,060
人件費(千円)	20,157	18,210	13,850	11,720	11,130	10,550

(2)学納金収入以外の収入の増収

1. 寄付金の獲得(広報活動を推進する。)

卒業生の同窓会組織である「くすの木会」の機関誌などを通じた広報活動を積極的に展開し、全国のOB・OGに寄付金を募る。また、地域連携の関連諸団体にも趣意の理解を得る活動を実施する。

2. 外部資金の獲得

令和4年度は日本学術振興会の科研費(1件)や食品関連の研究費助成(1件)を申請しているが採択には至っていない状況にある。今後は、研修会等の実施により、さらに活発な研究費助成金申請を促し外部資金の獲得を図る。

3. 補助金の獲得(国庫、市町村)

国庫補助については、私立大学等改革総合支援事業においてタイプ3(地域連携型)を獲得しているが、タイプ1が獲得できていない。このため、タイプ1の獲得に向けて教育の取組み改善を目指す。

地方公共団体等の補助金については、補助金交付規程等に則り補助対象事業の適正実施により、従前どおり補助金の獲得を目指す。

4. 施設利用料の増

本学に所属する施設について、施設管理規程に則り目的外使用が可能な施設は、積極的に他団体の使用を促し施設利用料の増収を図る。また、光熱費の高騰などから、近隣施設の使用料金等を勘案し利用料改定を検討する。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

現在、令和3(2021)年度～令和7(2025)年度分の「今治明德学園中長期計画(短期大学分)」および令和5(2023)年度事業計画の目標により、実現に向け日々

努力しているが、外的要因（新型コロナウイルス蔓延、短期大学への進学希望者の減）が大きく、財的改善は困難を極めている。今後、抜本的改革（見直し）が必要であり、理事会においても議論を重ねている（備付 - 2）。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

文部科学省高等教育局私学部参事官の指導についての経過の概要を記す。

・令和 4（2022）年 11 月 24 日、学校法人運営調査の実施

本法人は、経常収支差額が3年連続マイナスであり、直近の令和 3（2021）年度決算は運用資産マイナス外部負債は 8 千万円プラスではあるが数年のうちに現金不足が見込まれる法人であることから、令和 4（2022）年 11 月 24 日に本学において学校法人運営調査が実施された。

・令和 5（2023）年 3 月 10 日、学校法人運営調査結果の伝達

文部科学省において調査結果について（高等教育局長通知）の伝達があり、本法人は経営が悪化しており、直ちに適切な経営改善が必要な集中経営指導法人と判断されるため、学校法人の経営に関する中長期的な見通しや構想の下、経営改善計画の作成及びその着実な実施などにより、経営基盤の安定確保を図るよう指導があった。

また、作成に当たっては日本私立学校振興・共済事業団の経営相談を受け、その結果を踏まえて作成するものとし、留意事項は、中長期計画の抜本的な見直し、全教職員の課題等を共有する協働体制の構築、短期大学・高等学校・中学校の連携及び教育研究・地域貢献活動の對外発信の強化などであった。

・令和 5（2023）年 4 月 20 日・21 日、日本私立学校振興・共済事業団の経営相談

財務分析、志願者動向、人口動態等、経営改善計画の策定、学生募集について、2 日間にわたり資料を基に経営相談が行われた。

・今後の流れ

令和 5（2023）年 6 月頃に文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団において経営改善計画（案）の提出・事前確認を受け、令和 5（2023）年 9 月に本学理事会にて経営改善計画を決定し、文部科学省に提出する。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

人的資源については、FD・SD 委員会の活動を更に強化し、SPOD（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）は特に活発に活用している。

留学生の学業・生活支援や日本語教育を充実させるため、ライフデザイン学科国際観光ビジネスコースの教員を令和 4（2022）年度から 1 名増員し 4 名体制としている。

令和 2（2020）年 1 月に発出された文部科学省の「教学マネジメント指針」に基づき、学内組織の見直しを行い、管理運営部の中に教学マネジメント部として、学長、学科長、事務部長の他に、ALO、FD・SD 委員長、IR 推進センター長を置き、組織の見直しを行った。

物的資源については、学修環境向上のため施設設備の改修・取得や図書の実質を図

り、その実施に当たって、資金面・優先順位等を考慮しつつ整備している。平成 28（2016）年度には図書館システムを導入し、学生の利便性と業務改善を図った。また、図書の除籍作業は順次実施している。

教職員全員にタブレット端末を配布し、職員連絡会においては令和元（2019）年 12 月よりペーパーレス化を実施した。その他の会議についてもタブレット端末を利用した会議を進めている。また、学生に対しては、遠隔授業が可能となり、Google や Zoom を利用した授業を行っている。

財務資源に関しては、経営改善計画を着実に実施することを目標とし、財政安定化に向けて、入学定員の充足率を高めるため学生募集に全学的な取り組みを行っている。

学生募集の強化を図るために、スイーツ・カフェコースおよび調理師専修科を廃止し、令和 4（2022）年度よりライフデザイン学科に調理ビジネスコースを新設するコースの改組等を実施した。

また、外部資金については獲得に向け、広報は行っているものの獲得の実績はない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

短期大学の建物は、平成 26（2014）年度に完成した 3 号館（講義棟）を除き建築後 50 年を経過した老朽化した建物である。順次改修を重ね利用しているが、今後、建て替え等を含め、検討する必要がある。また、設備面においても同様で、計画的に更新をする必要がある。

本学は、複数の資格取得の機会を提供する短期大学であり、「福祉（介護福祉）」と「教育（幼児教育、食物栄養）」と「食（食物栄養、調理）」および「地域経済（国際観光ビジネス）」を核とし、地域との交流も活かしつつ、今後ともワンランク上の短期大学を目指している。しかし、短期大学は、資金収支、事業活動ともに 3 年連続支出超過となっており、入学者の増加に繋がる要因が少なく、抜本的見直しが必要である。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

様式 8－基準Ⅳ

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

＜根拠資料＞

＜提出資料＞

- 27. 学校法人今治明德学園寄附行為
- 28. 理事会議事録（令和 2 年度～令和 4 年度）
- 30. 評議員会議事録（令和 2 年度～令和 4 年度）

＜提出資料－規程集 今治明德学園＞

- 3. 役員退職金規程
- 6. 役員ミーティングに関する規則
- 7. 理事会会議規則
- 8. 理事会業務委任規則

＜備付資料＞

- 2. 今治明德短期大学中長期計画（令和 3 年度～令和 7 年度）
- 76. 理事長の履歴書（令和 5 年 5 月 1 日現在）
- 77. 学校法人実態調査表（令和 2 年度～令和 4 年度）

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、一部上場企業の6年間勤務を経て、昭和58(1983)年に家業(クリーニング店)を継ぎ、平成7(1995)年からは法人化により代表取締役就任、経営の中核において民間会社の経営者として力量を発揮し、愛媛県では有数のクリーニング業総合商社(平成17(2005)年に㈱ワシ屋グループに組織変更)の代表取締役として現在に至っている。

経営に関しての経験値は非常に高く、経営手腕に長けていることは勿論のこと、平成17(2005)年9月に本学園の監事に就任し、その後、平成20(2008)年9月からは理事として、理事長を側面的に支え、令和3(2021)年10月に理事長に就任している。理事長就任と同時に、あと3年で資金ショートが起こることを危惧し、市域の金融機関と協議を重ね、無担保で当座貸越枠4億円を設定するなど、これまで培った経営手腕を発揮している。

理事長は、建学の精神である「明德を明らかにする」を常に意識し、初代理事長(故山本德行先生)が記念碑に残した「ありがとうと云われるように いうように」を抛りどころにした教育理念による人格形成教育を実践するために、学園の教職員会議等に出席して教育の第一線に立つ教職員に対し、「わが学園は少子化のなかでかつてない苦境にさらされている、今こそ理事と教職員が力を合わせて乗り切らねばならない。」と説き、現場の気づいた事など意見を述べている。一方、教職員にあっては、常に書面、或いは資料の口頭説明により理事長の決裁を仰ぎながら業務を実施しており、ついては、理事長は学園全体の動きを理解し、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

理事長は、学校法人今治明德学園寄附行為(提出-27)、理事会会議規則(学園規程-7)、理事会業務委任規則(学園規程-8)、その他学園内で定めた諸規程および諸規則を遵守し、その規定に則り学校法人を代表し業務を総理している。とりわけ、財務に関しては、理事会会議規則に定める年3回(原則的には3月、5月、12月)の定時評議員会、定例理事会を開催して案件を上程している。決算では、寄附行為の定めにより、5月までに監事による決算監査を受け、5月の定時評議員会において、他の諮問事項とともに評議員の意見を求め、経営改善等のための助言を得ながら、その後の定例理事会において、決算および事業報告の承認を得ている。

理事会は、私立学校法および学校法人今治明德学園寄附行為の規定に基づき行われ、法人の意思決定機関として学校法人の業務を決し理事の職務の遂行を監督している。理事会を構成する理事は、学長、校長、評議員会で選任した評議員3名、理事会で選任した学識経験者4名の定数9名で構成されている。理事会は寄附行為第6条の規定に基づき、各理事および監事に対して、会議開催の場所および日時並びに会議に付議

すべき事項を原則会議の7日前までに書面又は電磁的方法の通知により理事長が招集し、理事長が議長を務めている。

理事会の審議事項は、予算・決算等の財務面をはじめとする運営に関する重要な事項であり、各理事は必要な情報を収集・検討して理事会に参加しており、各理事は理事会が法的な責任が存在することを十分認識している。

また、理事会会議規則により定例理事会のほか臨時理事会を必要に応じて開催し、本学経営の改善に努めている。

理事長は、理事会が開催されない月には役員ミーティング（学園規程 - 6）を開催し、学園の経営に関する事項の報告・情報共有の場としている。

各理事は私立学校法第38条（役員の選任）および学校法人今治明德学園寄附行為第9条（理事の選任）の規定に基づき選任されており、やむを得ない事情で退任する場合は、定数の不足が生じないように速やかに後任者選任の措置がなされている（学園規程 - 3）。また、学校法人今治明德学園寄附行為第13条（役員の解任及び退任）には、役員の退任事由が規定されており、その第2項第4号には「私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき」とあり、法律上の欠格事由が反映されている。

各理事は本学の発展のために、建学の精神を理解し、地域社会における本学の存在意義を示し続けることに貢献すべく活動している。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

令和3（2021）年10月に理事長に就任し、まずは財務の厳しい状況から資金ショートを起こさないよう市域の金融機関の当座貸越枠を設け、さらに新しい理事を迎え入れ早く改革できる部門から改革を進めている。

具体的には、財務で収入超過の中学校部門はそのまま進め、高校部門については、分校に特殊な教育、魅力ある教育を導入し、本校は地域密着の高校とする改革を令和6（2024）年度のスタートに向けて進めている。短期大学部門に関しては、入学者数の確保や教育活動収支黒字化を図るための改組や定員の見直しを含めた経営改善が急務である。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事会以外の会議として、理事会が開催されない月には「役員ミーティング」を開催し、学園の経営に関する事項の報告・情報共有の場としており、加えて現理事長が就任してからは、理事長固有の協議、意見統一の場として「理事ミーティング」も開催している。

また、原則として毎週火曜日に「高大連絡会」を招集して、現場との意見交換、および情報共有等を欠かさないために、理事長、学長、校長、事務局長、事務長、事務部長による会議の場を設けている。

令和5（2023）年度から元サッカー日本代表監督を学園長として迎え、学園全体の改革を進めている。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

<提出資料>

- 5. 今治明德短期大学 学則
- 29. 教授会議事録（令和2年度～令和4年度）

<提出資料－規程集 今治明德短期大学>

- 4. 今治明德短期大学教授会規程
- 16. 今治明德短期大学学長選考規程
- 25. 今治明德短期大学管理運営会議規程
- 70. 今治明德短期大学学生懲戒処分規程

<備付資料>

- 5. 管理運営会議議事録（令和2年度～令和4年度）
- 18. 各種委員会議事録（令和2年度～令和4年度）
- 30. 職員連絡会資料（令和4年度）
- 34. 地(知)の拠点整備事業活動関係資料
- 78. 学長の個人調書 [様式 21]
- 79. 学長の教育研究業績書 [様式 22]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

- ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、平成 24（2012）年 4 月から平成 28（2016）年 3 月まで本学の准教授として 4 年間在籍しており、本学の建学の精神、教育理念等を把握し、短期大学の向上・充実、建学の精神（明德を明らかにする）の実践・具現化によってなされるものと考えている。在籍中の平成 26（2014）年度には「地（知）の拠点整備事業」（備付 - 34）に着目し、その採択に尽力し、本学はこの事業の精神を受け継ぎ、地域との協力、連携に力を注いでいる。

学長は、令和 3（2021）年 4 月から本学の副学長として再度任用され、当時の学長を補佐し管理全般を掌理し、令和 3（2021）年 10 月からは学長に就任し、現在に至っている。

学長の選考は「今治明德短期大学学長選考規程」（規程 - 16）に基づき行われ、理事会において決定される。令和 4（2022）年 12 月の理事会において、令和 5（2023）年 4 月からの学長再任が決定されている。

本学には意思決定組織として、管理運営会議、教授会、各種委員会が設置されており、管理運営会議および教授会は、学長が招集しその議長となり、学長は構成員の意見を参酌して、最終決定を行っている。

管理運営会議は、「今治明德短期大学管理運営会議規程」（規程 - 25）により必要に応じて月 1 回程度開催し、中期的計画、財務、学則および学内規程、教学マネジメントや大学の運営に関する重要な事項などを審議する（備付 - 5）。

教授会は、「今治明德短期大学教授会規程」（規程 - 4）にその組織、運営、審議事項が定められており、月 2 回程度随時に開催され、審議事項は、学生の入学、卒業および課程の修了、学位の授与、教育研究、教育課程の編成、授業計画およびその実施、試験、学生の退学、転学、留学、休学、復学、学生の課外活動および学生生活などであり、審議にあたっては、教授会のメンバーは学科・コース単位で示される学修目標（学習成果）および三つの方針を念頭に意見を述べている。なお、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続については、学則（提出 - 5）第 59 条に基づき「今治明德短期大学学生懲戒処分規程」（規程 - 70）を定めている。

管理運営会議や教授会の審議録は事務部が作成し、学長決裁の後、整備保管しており、審議決定された事項については、全教職員へ学内メールで周知し、合わせて学内共有フォルダに保存し、教職員が随時閲覧できる状態により情報共有を図っている。

各種委員会組織として、自己点検・評価委員会、FD・SD 委員会、IR 推進センター、学生生活支援を主題とする学生委員会、学寮委員会、キャリア支援委員会、学修支援を主題とする共通教育委員会、教務委員会、図書館委員会、その他入試広報委員会等々の委員会を設け、本学の管理組織として運営を行っている。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

学長のリーダーシップのもと、建学の精神「明德を明らかにする」に基づき「今治明德学園中長期計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）」および各年度事業計画を策定している。この計画が目指す大学像の理解について、学内での周知徹底、具体的な実行、その評価、反省・改善のプロセスの定着が課題である。また、計画に基づいた進捗状況を確認していくことも必要である。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

<提出資料>

- 27. 学校法人今治明德学園寄附行為
- 30. 評議員会議事録（令和2年度～令和4年度）

<備付資料>

- 37. 本学ウェブサイト 公表情報
<https://www.meitan.ac.jp/daigaku/kokai.html>
- 80. 監事の監査報告書（令和2年度～令和4年度）

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、学校法人今治明德学園寄附行為（提出 - 27）第10条の2により本法人の

業務および財産の状況について監査業務を実施し、毎会計年度、監査報告書（備付 - 80）を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会・評議員会において報告を行っている。

また、積極的に本学経営に関心を払い、理事会・評議員会はもとより「役員と会計士との意見交換会」にも出席し、学校法人の業務および財産状況等並びに理事の業務執行状況の把握に努めるとともに積極的に意見を述べている。

〔区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は、私立学校法第 42 条および学校法人今治明德学園寄附行為第 15 条の規程に基づき、理事 9 名に対し評議員 19 名で理事の定数の 2 倍を超える評議員が選任されており、理事会の諮問機関として運営されている。

理事長は、評議員において予算・決算や事業計画等の重要な案件について、評議員に意見を求め、それに応えて適正な意見を述べている。理事長は、その意見を参考にしつつ学園の運営を行っており、評議員会は理事会の諮問機関としての役割を十分に果たしている。

なお、文部科学省から理事会、評議員会、監事の責任の明確化および評議員会の実質化が打ち出されており、それに添った形での運営を行っている。

〔区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

本学は、学校教育法第 172 条の 2 の規程に基づき、教育活動等の状況、その成果等に関する情報を本学ウェブサイトにおいて「公表情報」として公開している。また、私立学校法第 47 条第 2 項および第 63 条の 2 の規程に基づき、本学ウェブサイト（備付 - 37）において、公表している。令和 2（2020）年 4 月 1 日施行の改正私立学校法により新たに公表の対象となった「寄附行為」および「役員に対する報酬等の支給の基準」についても同様に公表している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特になし

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

「中長期計画」の進捗状況を確認しながら、理事長においては学園一体となった諸施策の立案をリードし、学長にあっては、管理運営会議等において議論し改善に向けた諸施策を決定していく。監事は、寄附行為に基づき適切に業務を行い、評議員会は、理事会の諮問機関として、それぞれ役割を果たしているが、より一層のガバナンス機能の強化を図っていきたい。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教職員が「建学の精神」や「教育理念」を理解する機会を継続的に設ける。また、学長がリーダーシップをより発揮できる組織体制構築に向けて、PDCAサイクルによる継続的な検証を行う。